

## 第 2 期宮城県教育振興基本計画について

～志を育み，復興から未来の創造へ～

(答申)

平成 2 9 年 1 月

宮城県教育振興審議会

# 目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 本県教育の現状	2
1 本県教育を取り巻く社会の状況	
2 本県教育の課題	
3 宮城県教育振興基本計画の検証	
第3章 本県教育の目指す姿	26
1 目指す姿	
2 計画の目標	
第4章 施策の展開	28
1 施策の全体体系	
2 施策の基本方向	
・ 基本方向1：豊かな人間性と社会性の育成	32
・ 基本方向2：健やかな体の育成	37
・ 基本方向3：確かな学力の育成	40
・ 基本方向4：幼児教育の充実	45
・ 基本方向5：多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進	48
・ 基本方向6：郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成	51
・ 基本方向7：命を守る力と共に支え合う心の育成	55
・ 基本方向8：安心して楽しく学べる教育環境づくり	58
・ 基本方向9：家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる 環境づくり	65
・ 基本方向10：生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進	69
第5章 計画の推進	74
1 計画の推進に向けた施策の在り方	
2 学校における教育施策の着実な推進	
3 関係機関，関係団体等との連携	
4 県民総がかりによる教育施策の展開	
資料：策定経過	77

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 策定の趣旨

宮城県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めるため、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」（計画期間：平成22年度から平成31年度まで）（以下「第1期計画」という。）を策定し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、この間、人口減少とそれに伴う少子高齢化が急速に進行するとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災等により、本県の子供や社会を取り巻く環境が大きく変化しており、復興後を見据えた次代を担う人づくりが重要となる中で、教育の果たす役割がますます大きくなっています。

あわせて、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正され、教育行政における責任体制の明確化や総合教育会議の設置など、教育委員会制度の抜本的な改革が行われたところであり、新しい教育委員会制度のもと、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があります。

このようなことから、第1期計画の後継計画として、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、このたび、「第2期宮城県教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしたものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、平成22年3月に策定した第1期計画の後継計画として、本県教育の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向性等を示す計画として策定するものです。

なお、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるものです。

### 3 計画の期間

本計画は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間の計画とします。

なお、本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定します。

## 第2章 本県教育の現状

### 1 本県教育を取り巻く社会の状況

#### (1) 東日本大震災からの復興

本県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、沿岸部を中心に極めて甚大な被害を受けたところであり、国内外から多くの支援を受けながら、これまで県民一丸となって復興に取り組んできました。

震災から6年が経過し、復興への歩みは着実に進んでいますが、平成28年12月現在で、約2万4千人の方々が仮設住宅等での不自由な生活を余儀なくされており、未だ復興途上にあります。

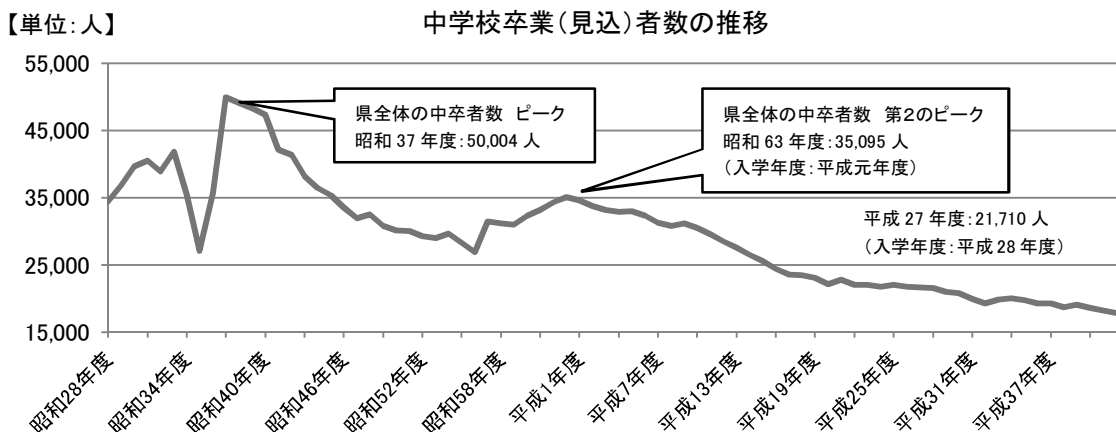
このような中、宮城の創造的復興を実現し、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成であり、平成29年度には、震災時に出生していた子供が全て就学することからも、これまで以上に教育の果たす役割が重要になっています。

#### (2) 人口減少社会の到来と地方創生の推進

我が国は、平成20年をピークとして人口減少が進んでおり、現状のままであれば今後も減少が続くと推計されています。このため、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が制定され、同法に基づき、国において、地域経済の活性化に向けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

本県においても、平成15年推計人口の約237万人をピークに減少に転じ、平成28年12月現在の本県の人口は約233万人となっています。また、少子高齢化も進んでおり、年少人口（14歳以下）の割合は、平成12年国勢調査時点で老年人口（65歳以上）の割合を下回り、平成27年国勢調査時点で12.5%となっています。

これらの課題を解決する先進的な地域づくりに向けて、平成27年10月に「宮城県地方創生総合戦略」を策定したところであり、地方創生の取組を推進する上で、教育は地域の活性化に向けた人材育成の役割を担う基盤となるものです。



出典:宮城県「教育企画室資料」

### (3) グローバル化の進展

社会・経済・文化など様々な分野におけるグローバル<sup>※1</sup>化が進展し、国境を越えた活動が行われており、各国の相互依存関係が深まる中で、国際的な交流や協調の必要性が高まっています。また、独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本人学生留学状況調査では、日本人学生の海外留学者数は、平成21年度の約3万6千人から平成26年度の約8万1千人に増加しており、留学期間が1か月未満の短期留学者を中心に増えています。

一方、訪日外国人旅行者数も増加傾向にあり、本県でも、外国人延べ宿泊者数が、平成21年の約11万人から平成27年の約19万人に増加しているほか、平成26年12月現在で約1万6千人の在留外国人がおり、日常生活の中で外国人と交流する機会が増えています。

このような状況の中で、自国の文化理解と日本人としてのアイデンティティ<sup>※2</sup>を基盤として、多様な価値観を持った人々と協働し、国際的な視野で活躍するグローバル人材の育成が求められています。

### (4) ICT（情報通信技術）の進展

インターネットやスマートフォン、SNS<sup>※3</sup>などの急速な普及は、私たちのライフスタイルに大きな変化をもたらしており、生活の利便性の向上が図られ、医療や教育をはじめとした様々な分野でICTの利活用が進められています。

本県でも、スマートフォン及び携帯電話の所持率が、平成22年度は、小学6年生で26.3%、中学3年生で54.5%でしたが、平成28年度は、小学6年生で54.3%、中学3年生で77.3%に増加しています。また、高校2年生の所持率は、平成28年度で99.3%になっています。

一方、ICTが進展し、ネット社会が発達したことに伴い、ネット上のいじめや個人情報の取扱い、生活習慣への影響などの問題が顕在化しており、情報モラル教育の充実や情報セキュリティへの対応が必要になっています。

あわせて、今後、更に情報化が進む中で、情報活用の実践力や情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度など情報活用能力を身に付け、情報化社会に対応できる人材の育成が求められています。

---

※1 「グローバル」:

世界的な規模であるさま。国境を越えて地球全体に関わるさま。

※2 「アイデンティティ」:

国・民族・組織など、ある特定集団への帰属意識。自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。

※3 「SNS」:

インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。SNSは、Social Networking Service (Site) の略語。

### (5) 雇用情勢の動向

近年、緩やかな景気回復を受けて雇用情勢の改善が進んでおり、完全失業率は、金融危機後である平成21年7月の5.5%から、平成28年11月の3.1%まで回復しています。

本県でも、平成28年3月新規高卒者の就職内定率が99.6%、新規大卒者等の就職（内定）率が93.5%となっており、震災の影響により一時落ち込んだものの、復興需要にも支えられて高い割合となっています。

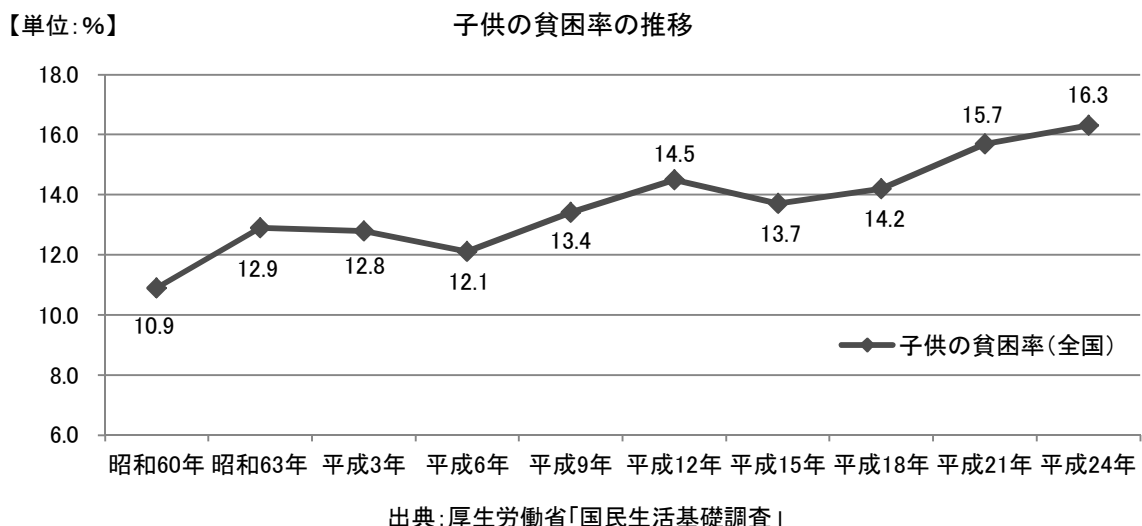
一方、雇用形態の変化や、女性及び高齢者の労働参加が進んだことなどにより、パート、アルバイト、派遣社員などの非正規雇用労働者が増加しているとともに、求人と求職のニーズが一致しない「雇用のミスマッチ」などの問題が生じています。

### (6) 子供の貧困率の悪化

我が国の子供の貧困率<sup>※4</sup>は、平成6年頃からおおむね上昇傾向にあり、厚生労働省が実施している国民生活基礎調査では、平成24年に過去最高の16.3%（おおむね子供6人のうち1人の割合）となっています。

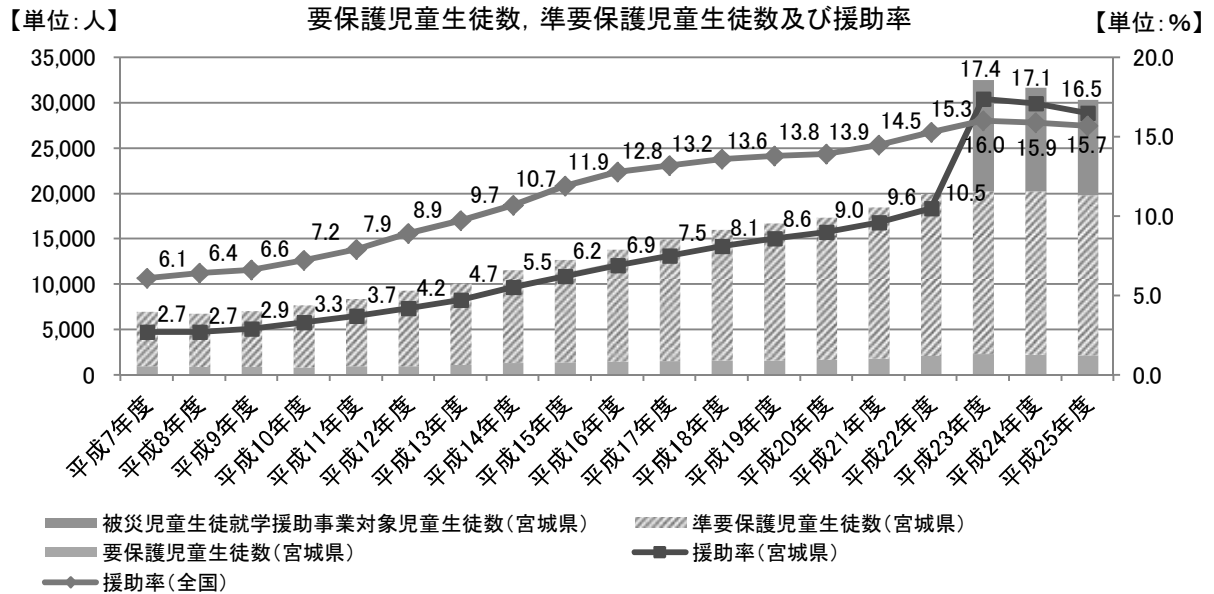
本県でも、文部科学省が実施している就学援助実施状況等調査の結果、就学援助を受けている児童生徒の割合（援助率）が、震災後、全国を上回り、平成25年度に16.5%となっています。また、平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査の結果では、母子世帯の42.3%が年収200万円未満となっており、他都道府県と同様に、ひとり親世帯等において厳しい経済状況にあることが伺えます。

このような経済的な格差が教育の格差を生み、将来の所得格差につながるものが懸念されており、経済的に困窮した家庭で育った子供が、貧困から抜け出すことができない「貧困の連鎖」が危惧されています。



※4 「子供の貧困率」：

17歳以下の子供全体に占める、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の子供の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。



### (7) 家庭環境や地域社会の変化

少子化や核家族化が進み、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少しており、子育てについての悩みや不安を抱える家庭が増えています。また、都市化や過疎化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、地域のつながりが希薄化し、子育て家庭の社会的孤立が懸念されています。

一方、震災を通して、地域コミュニティの重要性や学校の役割の大きさが再認識されたところであり、学校を地域コミュニティの核として、地域の人をつなぎ、地域の教育力を向上させていくことが重要になっています。

このような状況の中で、子育て家庭を社会全体で支え、家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくりが求められています。

### (8) 文化芸術・スポーツへの関心の高まり

近年、我が国の文化財が世界的に認められ、高い関心が持たれており、東北では、平成23年6月に「平泉」が世界遺産に登録されるとともに、平成25年12月には、日本の「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されました。また、本県では、平成28年4月に「政宗が育んだ“伊達”な文化<sup>※5</sup>」が日本遺産に認定されるなど、文化芸術や歴史に対する注目が集まっています。

スポーツに関しては、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、本県においてもサッカー競技の開催が予定されるなど、スポーツに対する人々の関心が高まっており、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりに向けて絶好の機会となっています。

文化芸術やスポーツは、地域コミュニティの再生や震災からの心の復興にもつながるものとして、震災を契機に、文化芸術やスポーツの果たす役割を改めて見つめ直し、文化芸術・スポーツ活動を推進していくことが求められています。

### (9) 国の教育改革の動向

国においては、平成25年6月に策定された「第2期教育振興基本計画」に基づき、教育再生の実現に向けて様々な施策を進めています。また、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、平成25年1月に「教育再生実行会議」が内閣のもとに設置されたところであり、会議の提言を受けて、平成25年9月に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたほか、平成26年には教育委員会制度が見直され、地方教育行政における責任体制の明確化など、抜本的な改革が行われました。

さらに、平成27年3月に学習指導要領が一部改正され、小学校及び中学校における「道徳」の教科化が行われたほか、現在、中央教育審議会において、学習指導要領の大幅な改訂に向け、英語教育の強化やアクティブ・ラーニング<sup>※6</sup>を重視した授業改善などの検討が行われているところであり、これらの国の教育改革の動向を踏まえながら、本県の教育施策を進めていく必要があります。

---

#### ※5 「政宗が育んだ“伊達”な文化」:

仙台藩を築いた伊達政宗が築き上げた新しい文化であり、伊達家で育まれた伝統的な文化を土台に、桃山文化の影響を受けた豪華絢爛、政宗の個性ともいえるべき意表を突く粋な斬新さ、さらには海外の文化に触発された国際性、といった時代の息吹を汲み取りながら、仙台の地に華開かせたもの。

仙名城跡や瑞巖寺、大崎八幡宮、鹽竈神社などの建造物のほか、仙台・青葉まつり、仙台箆笥等の伝統工芸品などでストーリーを構成しており、文化庁から平成28年度「日本遺産」に認定された。

#### ※6 「アクティブ・ラーニング」:

教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。



## 2 本県教育の課題

### (1) いじめ問題への対応

いじめは、決して許されないことであり、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題です。全国でいじめ問題が深刻化したことを受け、平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行されたところであり、いじめ問題が大きな社会問題となる中、本県においては、いじめに対する意識の高まりと学校現場で早期発見の方針が徹底されたことで、平成24年度以降、いじめの認知件数が全国平均と比べて大幅に増加しています。

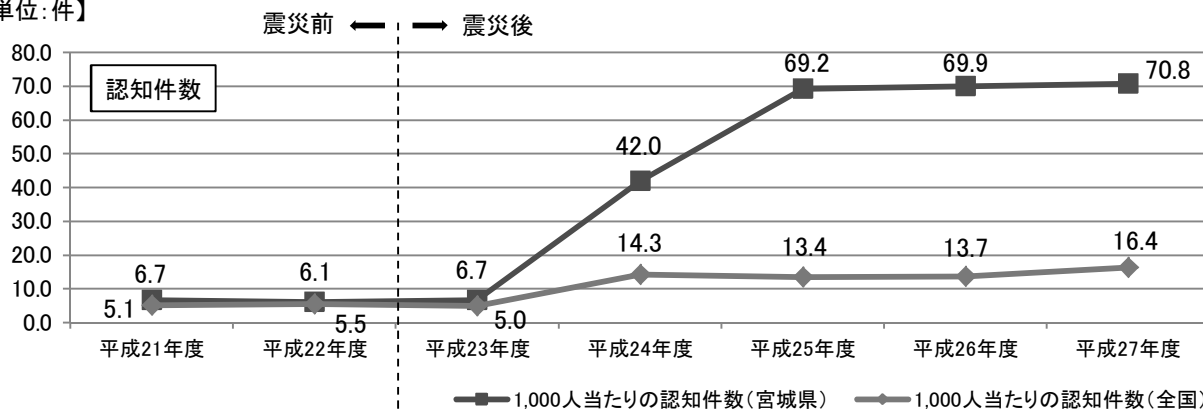
一方、いじめの解消率については、全国平均を上回る状況が続いており、このことは、各学校において、いじめを見逃さず、早期発見・早期対応に取り組んできた成果であると考えられます。

いじめ問題に対応していくためには、震災後の環境の変化も踏まえて、これまで以上に児童生徒一人一人の心の状態を把握しながら、家庭や地域、外部専門家等の関係機関との連携により、きめ細かな相談体制の確立と、未然防止、早期発見・早期対応に向けた一層の取組が必要になっています。

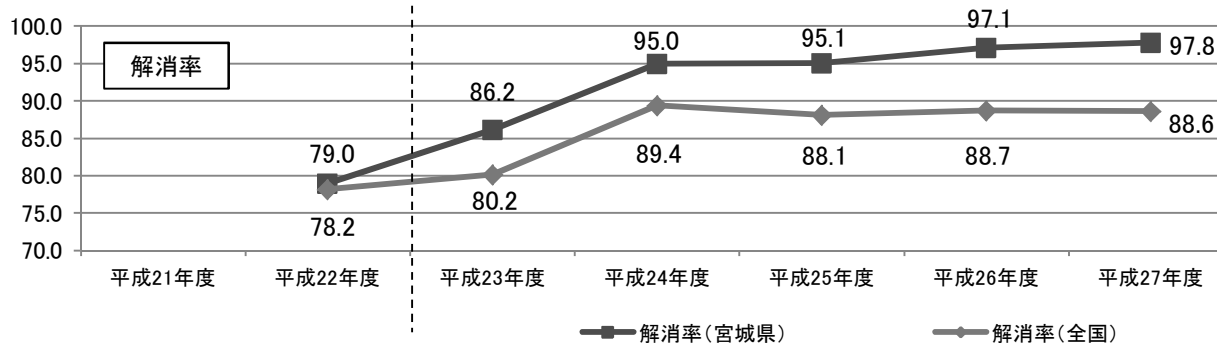
あわせて、児童生徒の自己肯定感の低さが、相手をいじめる要因の一つと考えられることから、自己肯定感や自己有用感を持てるような環境づくりを進めるとともに、相手の心情を理解し、思いやる心や規範意識を育み、いじめを許さない、いじめを生まない学校づくりに取り組む必要があります。

いじめの認知件数・解消率（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）

【単位：件】



【単位：%】



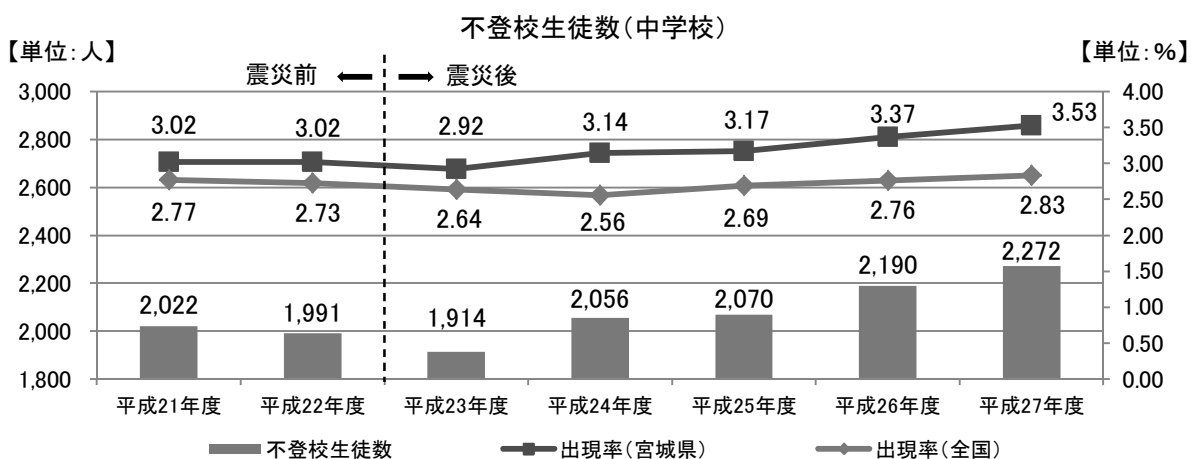
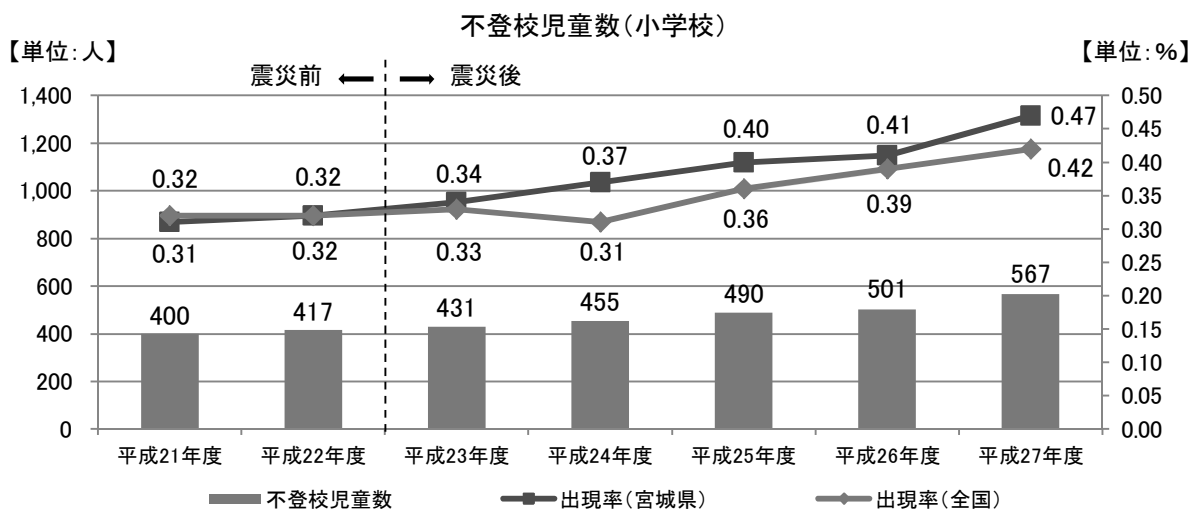
出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## (2) 不登校児童生徒の増加

本県における不登校児童生徒数は、増加傾向が続き深刻な状況となっております。中学校においては、在籍者比率（出現率）が全国的にも高い状況が続いており、特に中学1年生からの不登校が不登校児童生徒全体の約3割、中学生で不登校になった生徒の約5割を占め、依然として「中1不登校」が大きな課題となっております。また、児童生徒の不登校の要因には、仮設住宅等での長期生活や親の就労環境の変化など震災の影響も幅広く見られており、平成26年度の調査においては、小学校で9.4%、中学校で5.7%が、震災の影響による不登校と見られます。

不登校問題の解決のためには、新たな不登校を生まない未然防止と初期対応の取組を着実に続けていくことが大切であり、不登校児童生徒への対応には、家庭などに直接出向くアウトリーチ<sup>※7</sup>型支援も重要になっています。

あわせて、全ての児童生徒が「行きたくなる学校」づくりのため、学校行事を含む特別活動の充実と学校教育の中核となる授業について「分かる授業」づくりを進める必要があります。



出典:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

※7 「アウトリーチ」:

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。訪問支援等。

### (3) 体力・運動能力の低下

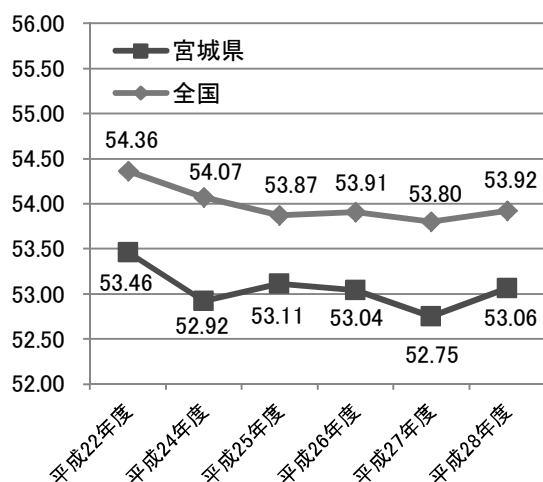
本県の子供の発育状況（身長・体重）は、各年齢において全国平均と同等以上であるとともに、スポーツ庁が実施している全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合についても、全国平均と同等以上であるにもかかわらず、児童生徒の体力・運動能力は、全国平均を下回る傾向が続いています。

要因の一つとしては、震災の影響などにより運動する場所が制限され、児童生徒が外遊びをする機会が減少したことや、スクールバスでの登下校が続いていることなどが、体力・運動能力の低下に影響しているものと考えられます。

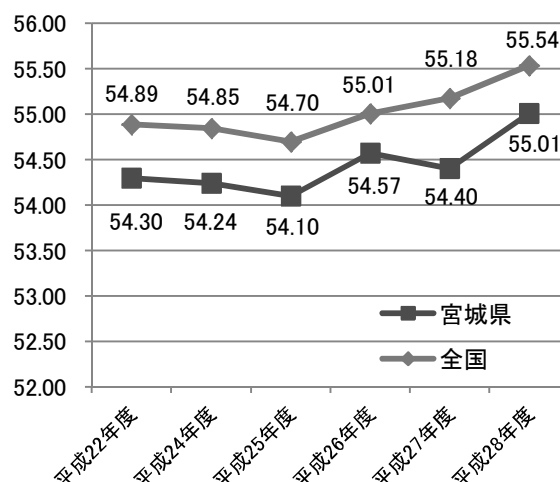
あわせて、本県の小学生においては、一週間の総運動時間が全国平均よりも短く、運動習慣が身に付いていない傾向があるとともに、肥満傾向児出現率やむし歯のある子供の割合が高く、健康課題を抱えている現状があります。

このため、望ましい運動習慣の確立と適切な健康管理に向けた学校の組織的な取組がより一層望まれているとともに、学校と家庭の連携により、児童生徒が規則正しい生活を送れるよう支援することが必要になっています。

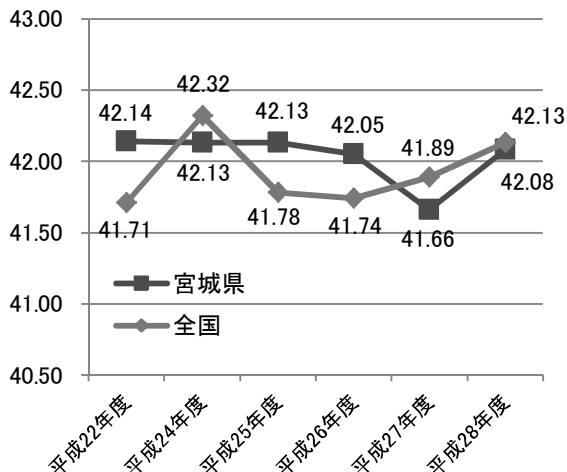
【単位：点】 体力合計点(公立小学校5年生:男子)



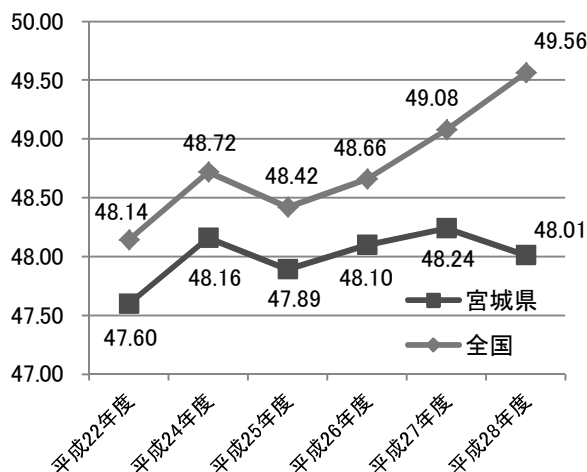
【単位：点】 体力合計点(公立小学校5年生:女子)



【単位：点】 体力合計点(公立中学校2年生:男子)



【単位：点】 体力合計点(公立中学校2年生:女子)



出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」 ※平成23年度は震災の影響により調査中止

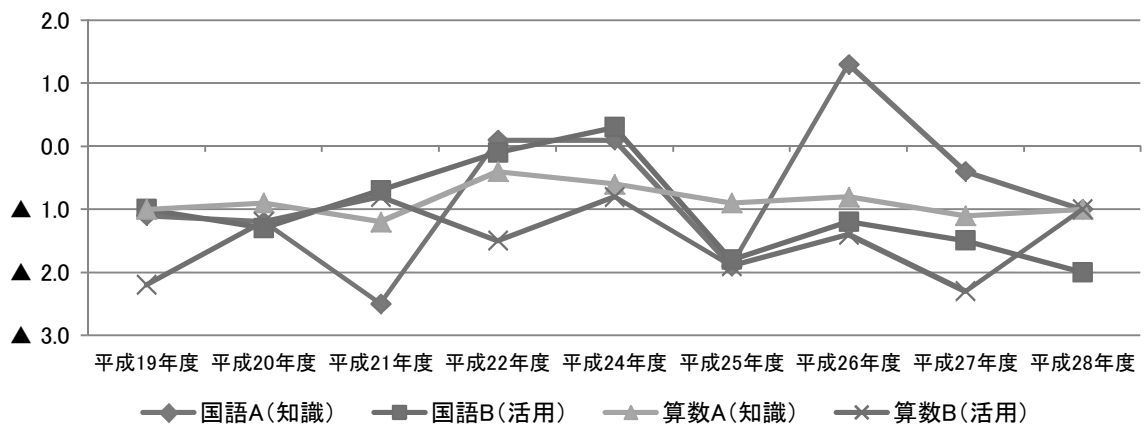
(4) 基礎的・基本的な学習内容の定着

本県の児童生徒の学力状況について、文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査における小学6年生の平均正答率は、いずれの教科においても全国平均を下回る傾向が続いています。また、中学生段階では、国語の学力が小学校段階に比べて改善傾向が見られるものの、数学については全国平均を下回る傾向が続いています。

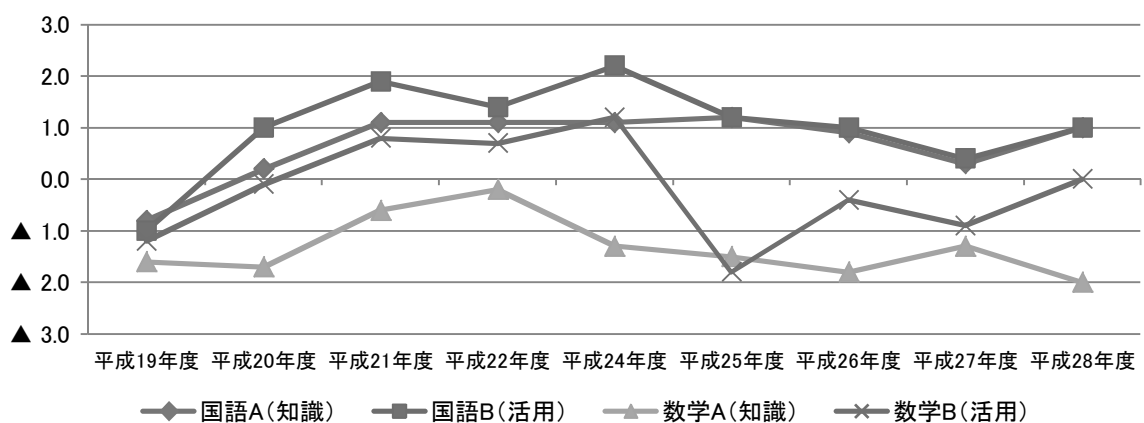
学力向上に向けて、まずは各教科における基礎的・基本的な学習内容の定着を図ることが必要であり、本県独自の学力・学習状況調査の結果でも、このことに課題が見られます。

このため、各学校において、調査結果を踏まえた検証改善サイクルを充実させるとともに、県教育委員会で示した「学力向上に向けた5つの提言<sup>※8</sup>」を徹底し、「分かる授業」づくりを行っていくことが重要になっています。

【単位:ポイント】 全国学力・学習状況調査 全国平均正答率との差 (公立小学校6年生)



【単位:ポイント】 全国学力・学習状況調査 全国平均正答率との差 (公立中学校3年生)



出典:文部科学省「全国学力・学習状況調査」 ※平成23年度は震災の影響により調査中止  
 ※平成28年度の数値は小数点以下を四捨五入した整数値

※8 「学力向上に向けた5つの提言」:

県教育委員会で開催した「学力向上に関する緊急会議」において平成25年10月に取りまとめた提言であり、教師と子供、子供同士の好ましい人間関係を築くとともに、分かる・できる授業づくりを積み上げていく足がかりとして、各学校の全ての先生方に、すぐに取り組んでいただきたい事項。

### (5) 英語教育の推進

文部科学省が実施した平成27年度英語教育実施状況調査では、本県の英検3級以上相当の英語力を有すると思われる中学3年生の割合が35.4%（全国平均36.6%）、英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる高校3年生の割合が29.9%（全国平均34.3%）と、全国平均よりも低い状況にあります。

グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は、コミュニケーションのために非常に重要なものであり、学校教育の中でしっかりと身に付けさせていくことが求められています。

そのためには、各学校段階の学びを接続させ、小・中・高等学校を通じた英語教育の一層の充実・強化を図るとともに、学習指導要領の改訂を踏まえ、一貫した教育目標のもと、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図っていく必要があります。

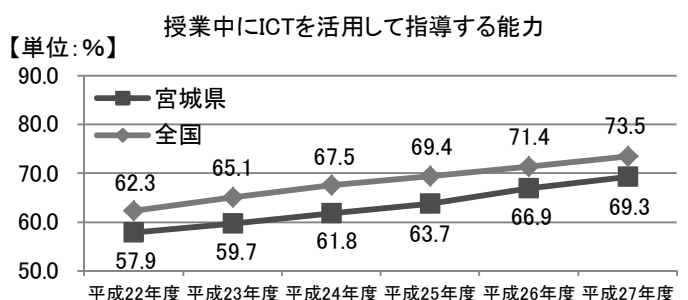
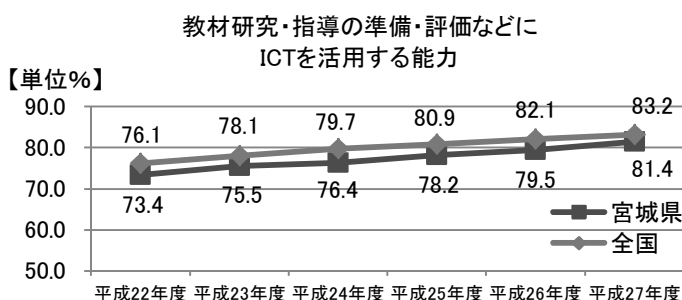
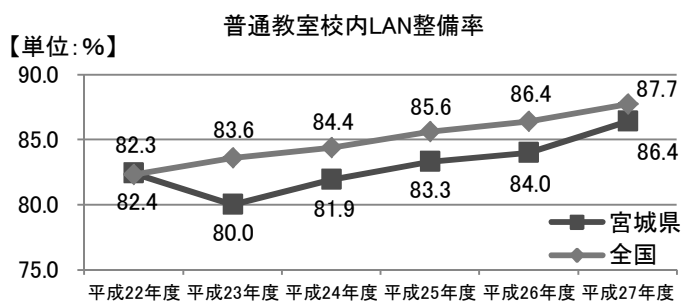
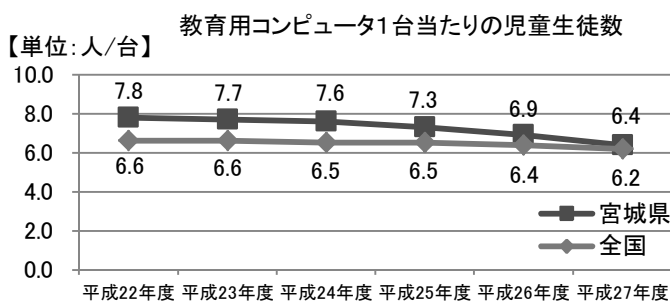
### (6) 教育の情報化の推進

文部科学省が実施している学校における教育の情報化の実態等に関する調査では、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数などの「ICT環境の整備」や、授業中にICTを活用して指導する能力などの「教員のICT活用指導力」が全国平均よりも低い状況にあります。

このため、本県の教育の情報化を進めるに当たっては、まずは教科指導におけるICT活用を推進しながら、「ICT環境の整備」と「教員のICT活用指導力」の二つの側面を充実させていく必要があります。

あわせて、業務の効率化や教育の質の向上を図る観点から、校務の情報化を進めることも重要です。

そして、これらの取組を推進しながら、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報モラルを含む情報活用能力を、児童生徒の発達段階に応じて体系的に育成していくことが求められています。



出典：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

### (7) 幼児教育の推進

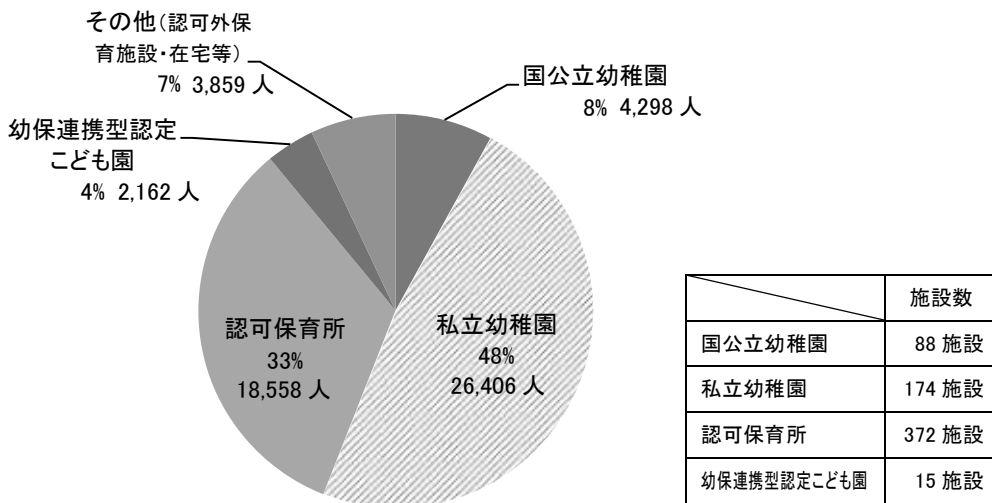
幼児教育については、平成18年に改正された教育基本法において、その重要性が明確に位置付けられ、国や地方公共団体は、その振興に努めることが定められました。

本県では、幼児期を生涯にわたる人間形成の基礎を築く時期、すなわち「学ぶ土台づくり<sup>※9</sup>」の時期として捉え、平成23年3月に「学ぶ土台づくり」推進計画、平成27年3月に第2期「学ぶ土台づくり」推進計画を策定し、各種事業や取組を実施してきたところです。

「学ぶ土台づくり」の推進に当たっては、家庭を中心として、地域社会、教育現場、行政といった幼児教育に関係する主体がそれぞれの役割を的確に果たしつつ、連携・協力を図っていくことが重要になります。また、就学前児童の教育・保育等の状況は様々であることから、家庭、地域社会、幼稚園・保育所等、子供が生活する全ての場で充実した教育・保育が行われるよう、取り組んでいく必要があります。

あわせて、県及び県教育委員会においても、関係する部門が一つの大きな方針のもとに連携しながら、「学ぶ土台づくり」の推進に向けて、一貫した取組を継続していく必要があります。

県内就学前児童の教育・保育等の状況(平成27年度:3歳以上児の施設利用状況)



※幼保連携型以外の認定こども園は、幼稚園・認可保育所の内数

出典:総務省「国勢調査」、文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「福祉行政報告例」を基に教育企画室作成

※9 「学ぶ土台づくり」:

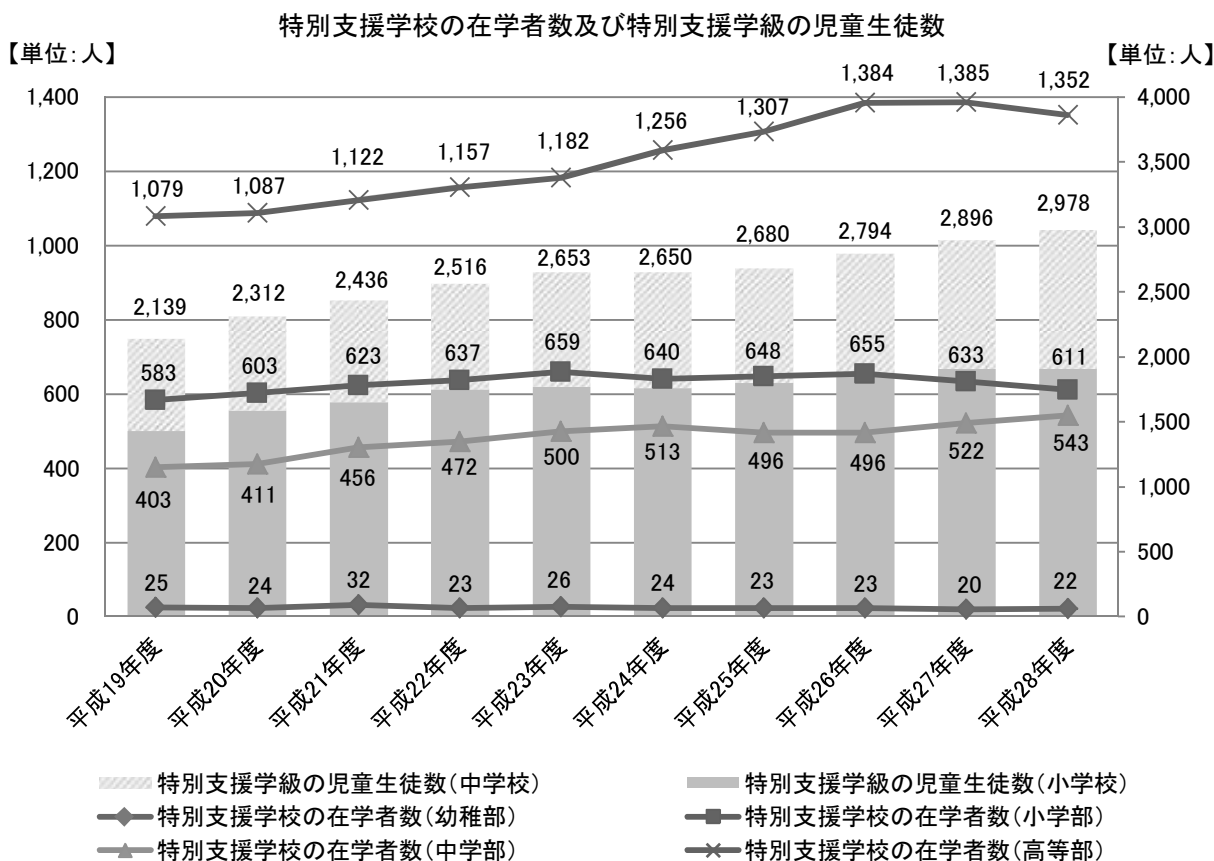
幼児期の子供の成長を促す幼児教育を表すもの。本県では、幼児期を生涯にわたる人間形成の基礎を築く時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期と捉え、幼児期の教育に関係する様々な主体(家庭、地域社会、教育現場、行政)がそれぞれの役割を果たしながら、本県幼児教育の推進に共に取り組んでいる。

(8) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加

本県では、平成17年7月に「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進めてきました。また、平成27年2月には、当該構想の基本理念と取組を継承した「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、インクルーシブ教育システム<sup>※10</sup>の構築を推進してきました。

この間、特別支援教育についての県民の理解が進み、特別支援学校への入学を希望する子供が増加しています。また、発達障害など、小・中・高等学校等に在籍する児童生徒の中で、特別な支援を必要とする子供の割合が増加しており、今後は乳幼児期からの連携も含めたより適切な指導・支援、合理的な配慮が必要になっています。

あわせて、現在、推進されているインクルーシブ教育システムの構築においては、多様化する教育的ニーズへの対応のため、学びの場の整備やICT活用等の教育環境の整備とともに、卒業後の心豊かな生活の実現に向け、地域における支援体制の整備が求められています。



※10 「インクルーシブ教育システム」:

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

(9) 文化財の活用の促進

県内各地にある様々な文化財は、地域の歴史を刻んできたものであり、地域や社会の核としての役割を果たすものです。

震災を契機に、地域コミュニティの絆として、文化財の価値が見直され再評価されつつありますが、今後、地域の宝である文化財が持つ魅力を一層引き出し、発信していくことが大切です。

特に、文化財を単に後世へ保存し引き継ぐだけでなく、地域を活性化させるためのコンテンツとして、効果的に活用していくことが求められています。

(10) 防災体制の確立と次世代への継承

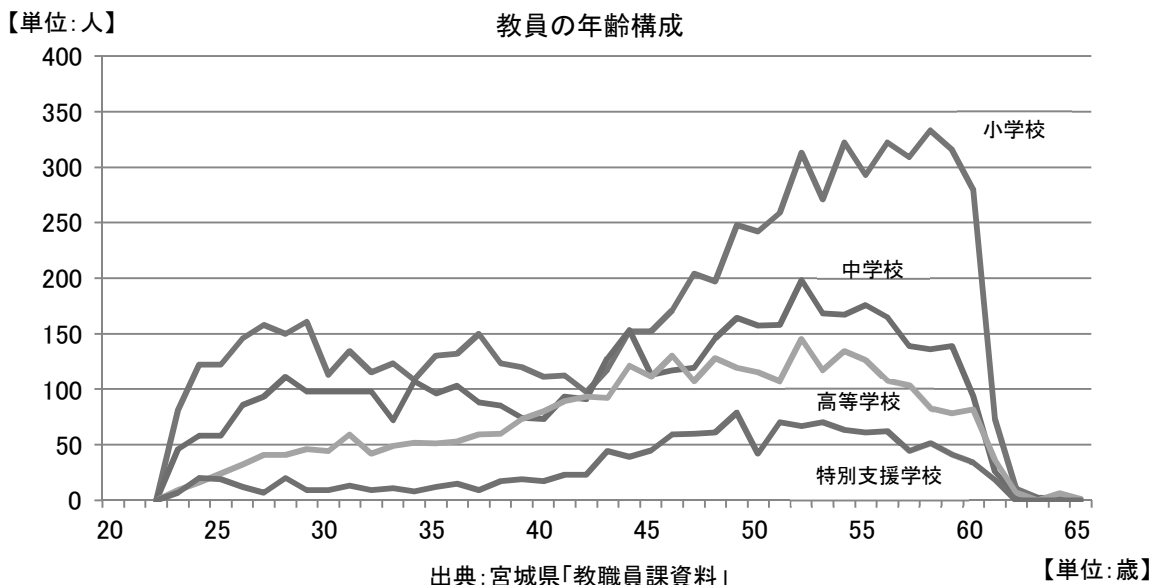
東日本大震災の発生から6年が経過し、地域の復興が進む中、時間の経過とともに震災の記憶の風化が懸念されており、災害に関する知恵や経験、教訓を様々な形で記録に残し、正しく国内外に向け後世へと伝承していくことが必要になっています。

被災県である本県には、震災の教訓をしっかりと後世に伝えていく使命があります。系統的な防災教育を推進し、震災の教訓を生かした防災体制を確立するとともに、国内外で将来起こりうる大災害に備えるため、震災の教訓を広く発信し、次世代へ継承していくことが求められています。

(11) 教員の資質能力の向上と知識・技能の伝承

学校教育は、教員の力に負うところが極めて大きいことから、教員の資質能力の向上を図るため、関係機関と連携を深めながら、教員の養成・採用・研修に一貫して取り組むことが重要になっています。また、本県教員の年齢構成を見ると、今後、若手教員の役割がますます重要になってくることから、若手教員への知識・技能の伝承や、若年化するスクールリーダーの養成が必要になっています。

あわせて、子供や社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、教員には、自己の崇高な使命を深く自覚するとともに、自ら学ぶ姿勢を持ち、新たな教育課題に対応できる力量を高めていくことが求められています。



※平成28年5月1日現員数(校長・副校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭の総数。仙台市立小中学校含む。)



### (12) 家庭教育への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、道徳心や自立心の育成など、子供の健全な育成のために重要な役割を担っています。また、子供の心の健全な発達に必要な自己肯定感は、家庭における親子間の愛着形成を通して育まれます。

しかしながら、近年、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、家庭環境が大きく変化しており、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少するなど、様々な理由から家庭の教育力の低下が懸念されています。

このような状況の中で、家庭の教育力の向上のため、親としての「学び」や「育ち」を支える環境づくりを進めるとともに、子育て家庭を社会全体で支えていくことが必要になっています。

### (13) 地域の教育力の向上

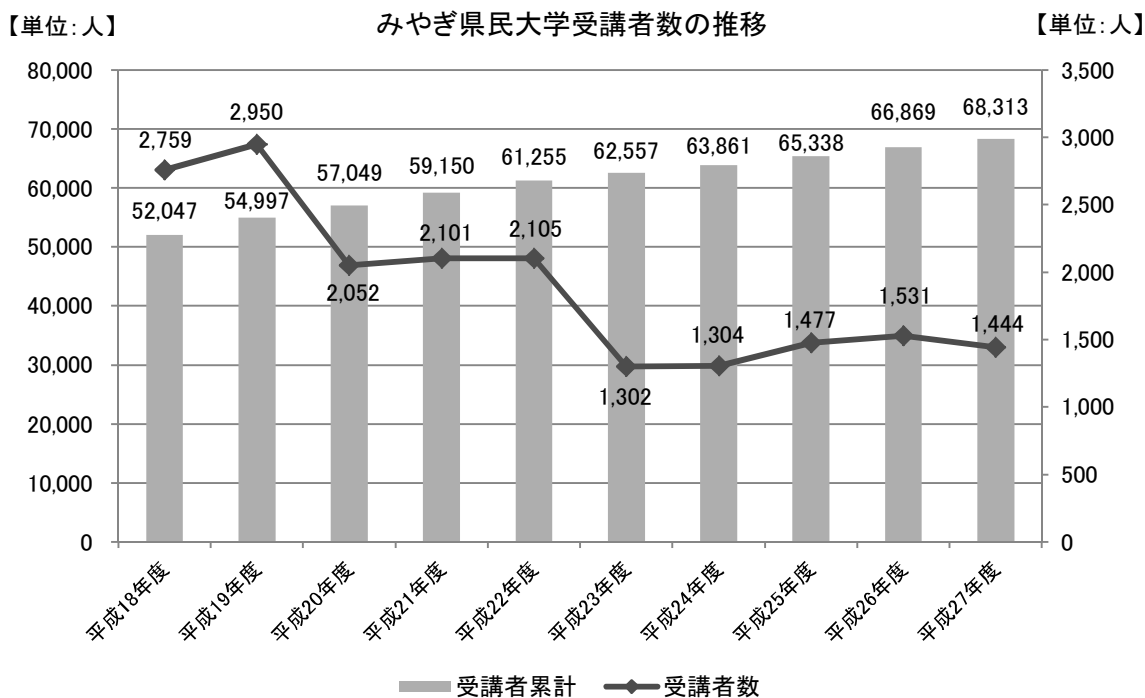
地域社会は、異なる世代の様々な人々との交流を通して、子供の社会性や規範意識、豊かな心などを育む役割を担ってきましたが、近年、都市化や過疎化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域のつながりが希薄化しており、子供と大人の交流の機会が減少するなど、地域の教育力の低下が懸念されています。

一方、震災を通して、地域コミュニティの重要性や学校の役割の大きさが再認識されたところであり、地域の教育力の向上や地域のつながりを深めていくためには、学校が地域の学び・活動の拠点となり、家庭や地域と連携して子供の育ちを支援することが必要になっています。

(14) 県民の学習ニーズを捉えた生涯学習の推進

県民の学習活動を支援するため、学校や関係団体などとの連携により「みやぎ県民大学<sup>※11</sup>」を実施し、各種講座を開講してきました。受講者数は震災の影響により減少しており、回復傾向にはありますが、未だ震災前の状況までは戻っていない状況にあります。

今後は、より県民の学習ニーズに合った講座を展開するとともに、生涯学習修了者や、地域の生涯学習活動を推進する支援者が活動する場を提供し、学習の成果を実践に生かせるようにするなど、生涯にわたって学び、実践し続けることができる環境づくりが必要になっています。



出典：宮城県「生涯学習課資料」

※11 「みやぎ県民大学」：

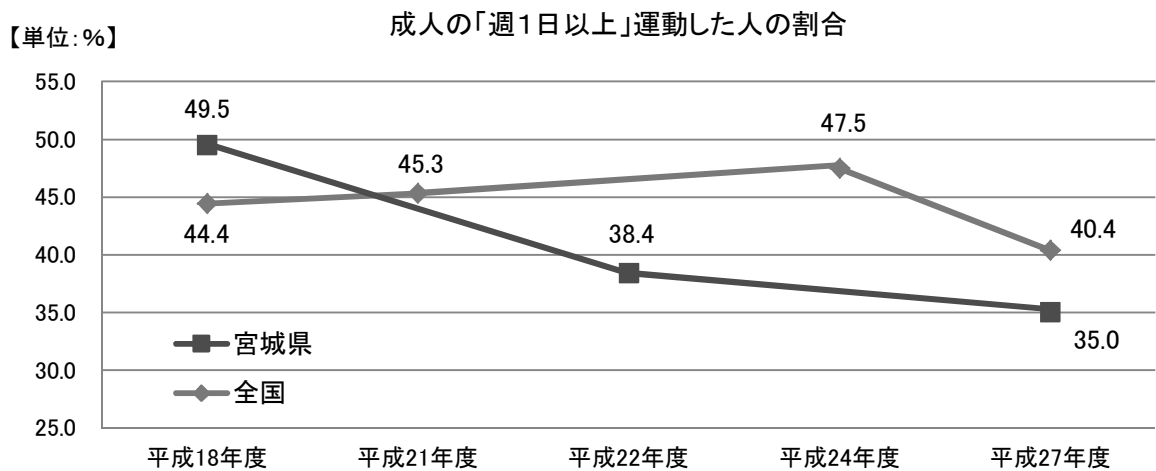
昭和60年から実施しており、県立学校・社会教育施設・大学等の有する優れた教育機能を地域社会に開放し、様々な講座を展開するほか、地域において生涯学習を推進する人材の育成を目指し、生涯学習講座を開講するもの。

(15) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

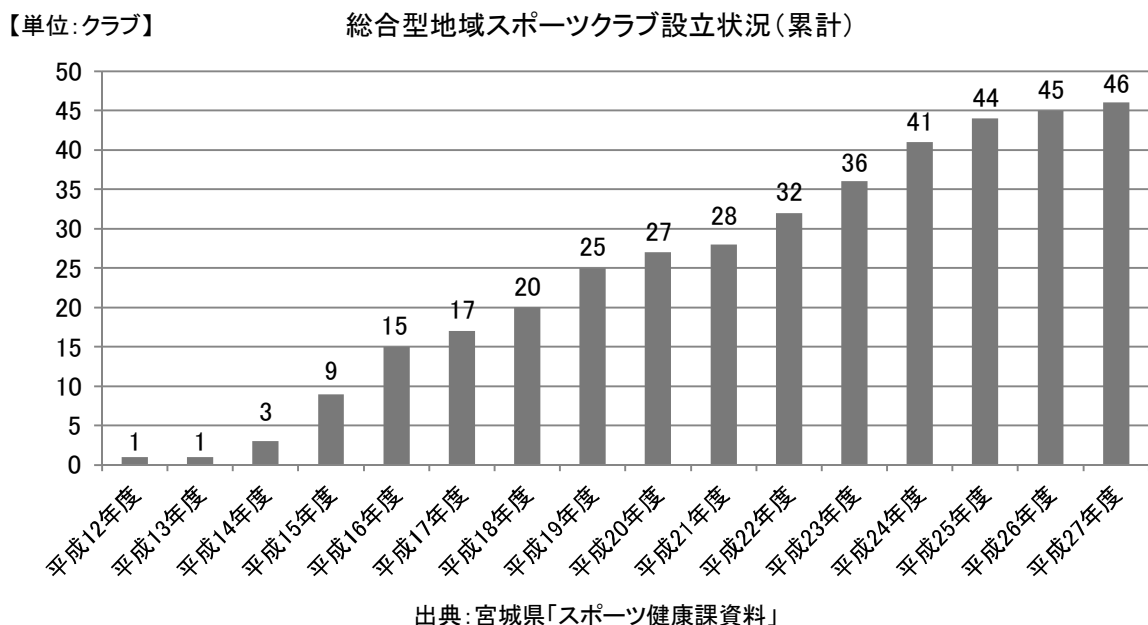
県民のスポーツの実施状況について、成人の「週1日以上」運動した人の割合は、平成27年度調査では35.0%であり、全国平均40.4%よりも低い割合となっています。

一方、地域住民のスポーツ活動を支え、スポーツを通じた地域コミュニティ構築のための活動拠点である「総合型地域スポーツクラブ」は、現在、11市11町に46クラブが設立しており、年々着実に増加しています。

今後も、県民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、様々な形でスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ活動を支えるための環境づくりを充実させていくことが必要になっています。



出典：スポーツ庁「体力・スポーツに関する世論調査(平成24年度まで)」、「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(平成27年度)」及び宮城県「スポーツ健康課資料」



### 3 宮城県教育振興基本計画の検証

県及び県教育委員会では、毎年度、「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に係る政策評価・施策評価並びに「宮城県教育振興基本計画」に係る点検及び評価を行ってきました。

このうち、「宮城県教育振興基本計画」に係る点検及び評価では、アクションプランに掲載している事業の点検・評価を通して、6つの基本方向と26の取組について、「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の区分により総合的に評価を行っています。

これらの評価を踏まえ、第1期計画の6つの基本方向における成果と課題については、次のとおりであると考えており、本計画の実施に当たっては、第1期計画の検証結果を十分に踏まえる必要があります。

宮城県教育振興基本計画の点検及び評価結果一覧

施策の基本方向	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 学ぶ力と自立する力の育成	概ね順調	概ね順調	概ね順調	概ね順調	概ね順調	やや遅れている
2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成	やや遅れている	やや遅れている	やや遅れている	やや遅れている	やや遅れている	やや遅れている
3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進	概ね順調	概ね順調	概ね順調	概ね順調	概ね順調	概ね順調
4 信頼され魅力ある教育環境づくり	概ね順調	概ね順調	概ね順調	概ね順調	概ね順調	概ね順調
5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり	概ね順調	概ね順調	やや遅れている	概ね順調	概ね順調	やや遅れている
6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進	概ね順調	やや遅れている	やや遅れている	概ね順調	概ね順調	やや遅れている

#### 基本方向1：学ぶ力と自立する力の育成

##### 《取組の概要》

児童生徒が、将来、社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育てるとともに、主体的に学ぶ意欲を高めるため、小・中・高等学校、特別支援学校を通じて「志教育」を推進してきました。また、希望する進路の実現に向けて、基礎的・基本的な知識・技能や、学んだことを活用して自ら考える「確かな学力」の定着に取り組んできました。

あわせて、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児教育の充実に向けて「学ぶ土台づくり」を推進するとともに、国際理解を育む教育、環境教育、ICT教育等、時代の要請に応えた教育に取り組んできました。

### 《成果と課題》

平成22年11月に「みやぎの志教育プラン」を策定し、各学校の教育活動の中で「志教育」に取り組んでおり、全体計画及び年間指導計画を作成し、創意工夫を生かしながら実践化を図ってきました。そのほか、志教育の推進のため、「みやぎの先人集『未来への架け橋』」等の発行や、推進地区を指定し、地域の特色を生かして、各学校が連携した様々な取組を行ってきたところであり、将来の夢や目標を持つ児童生徒が増え、新規高卒者の就職決定率や進路希望決定率が向上するなど、着実に成果が現れてきています。また、幼児教育に関しても、親の学びの研修会の開催などを通して、保護者や幼稚園、保育所等を中心に幼児期における「学ぶ土台づくり」の重要性が徐々に浸透してきています。

一方、学力に関しては、小・中学生ともに全国学力・学習状況調査の結果が全国平均を下回る傾向が見られるとともに、高校生の学習習慣が定着していない状況にあります。

県教育委員会では、本県独自の学力・学習状況調査を実施し、活用を図るとともに、平成25年10月に「学力向上に向けた5つの提言」を全ての教員に対して周知し、学力向上に向けて取り組んできたところですが、依然として「確かな学力」の定着に課題が見られます。

あわせて、震災の影響による学習環境の変化や、子供の貧困問題への対応などを踏まえ、多様なニーズに応じた学習機会の確保が課題となっています。

### 《目標指標の推移》

No.	目標指標	区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
1-1	体験活動、インターンシップの実施校率 (小学校での農林漁業体験実施校率)(%)	目標値	-	-	-	86.0	87.0	88.0
		実績値	-	-	81.7	84.3	84.2	86.3
1-2	体験活動、インターンシップの実施校率 (中学校での職場体験実施校率)(%)	目標値	-	-	-	96.0	96.5	97.0
		実績値	-	-	95.2	95.7	96.5	97.8
1-3	体験活動、インターンシップの実施校率 (高等学校でのインターンシップ実施校率)(%)	目標値	-	-	-	-	69.2	72.7
		実績値	-	-	62.2	68.3	69.1	66.7
2-1	「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%)	目標値	85.0	85.5	86.0	86.5	86.8	87.2
		実績値	86.5	-	86.5	86.4	86.6	87.5
2-2	「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%)	目標値	73.0	73.5	74.0	74.5	74.0	74.3
		実績値	72.6	-	73.8	73.7	72.5	72.4
3	新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離(ポイント)	目標値	-0.4	-0.2	0	0.5	0.5	0.5
		実績値	-5.6	2.3	2.7	2.0	1.4	1.3
4	高校卒業者の進路希望決定率(卒業者に占める進学・就職等希望者の割合)(%)	目標値	97.0	98.0	99.0	99.5	99.7	99.7
		実績値	96.6	98.9	99.3	99.4	99.8	99.8
5-1	児童生徒の家庭等での学習時間(小学6年生:30分以上の児童の割合)(%)	目標値	85.0	86.0	87.0	88.0	89.0	89.5
		実績値	88.7	-	89.1	90.1	90.6	91.1
5-2	児童生徒の家庭等での学習時間(中学3年生:1時間以上の生徒の割合)(%)	目標値	65.0	66.0	67.0	68.0	69.0	69.5
		実績値	63.7	-	65.8	66.4	66.1	67.0
5-3	児童生徒の家庭等での学習時間(高校2年生:2時間以上の生徒の割合)(%)	目標値	25.0	26.0	27.0	28.0	28.0	29.0
		実績値	13.0	14.4	12.8	12.4	13.4	12.8

No.	目標指標	区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
6-1	「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(小学6年生)(%)	目標値	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	84.5
		実績値	80.2	-	81.6	78.5	78.5	80.9
6-2	「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(中学3年生)(%)	目標値	69.0	70.0	71.0	72.0	73.0	74.0
		実績値	68.2	-	69.4	72.4	73.0	73.5
6-3	「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(高校2年生)(%)	目標値	45.0	45.0	46.5	48.0	48.0	49.0
		実績値	43.3	45.0	44.3	46.6	47.5	48.9
7-1	全国平均正答率とのかい離(小学6年生)(ポイント)	目標値	-2.5	-1.5	-0.5	0.5	0.7	0.9
		実績値	-1.9	-	-1.0	-6.5	-2.1	-6.5
7-2	全国平均正答率とのかい離(中学3年生)(ポイント)	目標値	-0.1	0.1	0.3	0.5	2.0	3.0
		実績値	3.0	-	3.2	-0.9	-0.3	-0.8
8	大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離(ポイント)	目標値	-0.8	-0.6	-0.4	1.0	1.0	1.0
		実績値	0.7	-0.5	0.0	1.2	0.9	1.1
9	県立高校における無線LAN整備率(%)	目標値	-	-	-	-	3.9	10.5
		実績値	-	-	1.3	2.6	5.3	15.1

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

## 基本方向2：豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

### 《取組の概要》

子供たちの豊かな人間性や社会性を育成するため、様々な体験活動、文化活動、読書活動等を推進し、規範意識等の醸成やコミュニケーション能力の育成を図るとともに、いじめ、不登校等への対応に向けて教育相談活動の充実を図ってきました。

特に震災後は、子供たちの心のケアに重点的に取り組むとともに、震災の教訓を踏まえ、防災教育の充実に取り組んできました。

あわせて、生涯にわたり健康で活力ある生活を送るための基礎的な体力・運動能力の向上に取り組んできました。

### 《成果と課題》

市町村や学校、教育事務所などにスクールカウンセラー<sup>※12</sup>、スクールソーシャルワーカー<sup>※13</sup>などの配置・派遣を行うとともに、新たに市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス<sup>※14</sup>」への支援などを行っており、いじめ・不登校等への対応や心のケアの充実が図られてきています。また、防災教育に関しては、震災後、全国に先駆けて全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、平成28年4月に宮城県多賀城高等学校に災害科学科を設置するなど、地域と連携した防災教育の充実が図られてきています。

しかしながら、不登校の児童生徒の人数については、震災の影響等も加わり全国平均を上回って増加傾向にあります。また、いじめについては、積極的な把握に努めた結果、いじめの認知件数が増えているところであり、このことについても、早い段階での適切な対応が必要となっています。

あわせて、体力・運動能力に関しても、小・中学生ともに全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が全国平均を下回る傾向が見られており、外遊びや運動する習慣の確立など、子供たちの体力・運動能力の向上に向けた取組が課題となっています。

《目標指標の推移》

No.	目標指標	区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
1-1	不登校児童生徒の在籍者比率(小学校)(%)	目標値	0.32	0.31	0.30	0.35	0.33	0.31
		実績値	0.32	0.34	0.37	0.40	0.41	0.47
1-2	不登校児童生徒の在籍者比率(中学校)(%)	目標値	2.90	2.85	2.80	3.04	2.90	2.75
		実績値	3.02	2.92	3.14	3.17	3.37	3.53
1-3	不登校生徒の在籍者比率(高等学校)(%)	目標値	1.47	1.42	1.37	1.30	1.30	1.30
		実績値	1.89	2.01	2.33	2.19	2.07	2.40
2	不登校児童生徒の再登校率(小・中)(%)	目標値	37.0	38.5	40.0	35.5	37.0	38.5
		実績値	32.5	34.8	32.1	33.6	31.0	29.2
3-1	児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(小学5年生男子)(ポイント)	目標値	-	-	-	-	-0.86	-0.58
		実績値	-	-	-1.15	-0.76	-0.87	-1.05
3-2	児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(小学5年生女子)(ポイント)	目標値	-	-	-	-	-0.46	-0.31
		実績値	-	-	-0.61	-0.60	-0.44	-0.78
3-3	児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(中学2年生男子)(ポイント)	目標値	-	-	-	-	-0.14	-0.10
		実績値	-	-	-0.19	0.35	0.31	-0.23
3-4	児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(中学2年生女子)(ポイント)	目標値	-	-	-	-	-0.42	-0.28
		実績値	-	-	-0.56	-0.53	-0.56	-0.84

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向3：障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

《取組の概要》

発達障害を含め、障害のある子供に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことのできる環境づくりを進めるとともに、特別支援学校の狭隘化等への対応に取り組んできました。

あわせて、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校に在籍する障害のある児童生徒等について、特別支援学校や宮城県総合教育センターなど様々な関係機関が連携して、当該在籍校等に対する相談・支援を行う体制を整備するとともに、障害のある子供の社会参加のため、県民の理解促進や就労に向けた支援を推進してきました。

《成果と課題》

特別支援学校の狭隘化対策として、平成23年4月に宮城県立利府支援学校富谷校、平成26年4月に宮城県立小松島支援学校を開校しました。また、平成28年4月には、軽い知的障害のある生徒の進路拡大に向けて宮城県立支援学校女川高等学園を開校したほか、宮城県柴田農林高等学校川崎校に宮城県立支援学校岩沼高等学園川崎キャンパスを開校しました。

あわせて、特別支援学校のセンター的機能を活用した支援活動が増加するとともに、特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流や共同学習が定着しつつあるなど、取組の一定の成果が見られます。

しかしながら、仙台圏域を中心とした特別支援学校の狭隘化は未だ大きな課題となっていることから、平成27年2月に策定した「宮城県特別支援教育将来構想」に基づき、引き続き狭隘化対策を進めるとともに、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開し、合理的配慮<sup>\*15</sup>の提供など、新たな取組にも対応していくことが求められています。

### 《目標指標の推移》

No.	目標指標	区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
1	特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合(%)	目標値	30.0	31.0	32.0	33.0	33.0	34.0
		実績値	27.0	25.1	29.5	30.9	29.4	30.5
2	特別支援学校の幼稚園、小学校、中学校、高校に対する支援活動の実施回数(訪問助言・研修会への講師派遣)(回)	目標値	770	780	790	800	1,550	1,600
		実績値	856	1,035	1,334	1,288	1,535	2,345
3	特別支援教育研修の受講者数(人)	目標値	1,530	1,560	1,580	1,600	1,218	1,218
		実績値	1,615	609	816	935	1,342	1,079

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

### 基本方向4：信頼され魅力ある教育環境づくり

#### 《取組の概要》

教育をめぐる様々な課題に対応し、教育水準の向上を図るため、採用、研修、評価、人事異動等の各段階を通じ、総合的に教員の指導力及び資質の向上を図ってきました。また、保護者や地域住民等の信頼を得ながら、家庭や地域社会と連携を進めるため、開かれた学校づくりを推進してきました。

あわせて、県立高校においては、地域のニーズを踏まえた学校づくりを進めるとともに、効率的かつ効果的な施設整備を推進してきました。

特に震災後は、安心して学べる教育環境を確保するため、被災した学校施設の復旧・再建や、被災した児童生徒等に対する就学支援などに取り組んできました。

#### 《成果と課題》

平成25年4月に宮城県総合教育センターを設置し、喫緊の課題や教育現場のニーズに応じた研修会を含めた体系的な教員研修を実施しており、公立学校(小・中・高・特別支援)教員の総合教育センターにおける専門研修の受講率は増加傾向にあります。また、開かれた学校づくりに向けて、学校評価研修会に参加する学校や学校外の教育資源を活用した高校の割合についても増加傾向にあります。取組の一定の成果が見られます。

一方、教員の急激な世代交代や社会の変化が進むことを踏まえ、優れた教員の確保や、時代のニーズを踏まえた研修の在り方、さらには若手教員への指導力の伝承などが課題となっています。また、学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員もより多忙になる傾向にあることから、子供と向き合える時間を十分確保することも必要になっています。

なお、県立高校においては、平成22年3月に策定した「新県立高校将来構想」に基づき、平成27年4月に宮城県登米総合産業高等学校を開校するなど、中学



校卒業生数の減少の見通しを踏まえつつ、地域のニーズを踏まえた学校づくりを進めてきました。また、震災後は被災した学校施設の復旧・再建を着実に進めるとともに、被災した児童生徒等に対する就学支援などを行ってきたところであり、引き続き長期的・継続的な取組が求められています。

《目標指標の推移》

No.	目標指標	区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
1	10年経験者研修(共通研修)における受講者アンケート(4段階)の平均評価点(ポイント)	目標値	3.50	3.50	3.50	3.50	3.60	3.60
		実績値	3.52	3.61	3.61	3.60	3.58	3.62
2	公立学校(小・中・高・特別支援)教員の総合教育センターにおける専門研修(希望研修)受講率(%)	目標値	22.00	23.00	24.00	25.00	22.00	23.00
		実績値	20.85	12.57	20.44	20.85	22.60	22.06
3-1	外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(小学校)(%)	目標値	83.0	86.0	88.0	90.0	92.0	94.0
		実績値	89.3	96.3	95.3	100	99.2	100
3-2	外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(中学校)(%)	目標値	83.0	86.0	88.0	90.0	91.0	92.0
		実績値	84.7	90.4	90.8	96.5	97.8	100
3-3	外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(高等学校)(%)	目標値	100	100	100	100	100	100
		実績値	100	100	100	100	100	100
4	学校外の教育資源を活用している高校の割合(%)	目標値	60.0	70.0	80.0	90.0	72.0	78.0
		実績値	59.0	54.3	60.5	63.4	92.5	87.2
5	学校評価研修会に参加する学校の割合(%)	目標値	70.0	75.0	85.0	100	100	100
		実績値	50.5	65.2	81.5	86.4	73.8	93.6

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向5：家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

《取組の概要》

家庭の教育力の向上を図るため、親の「学び」と「子育て」を支える環境づくりを進めるとともに、「みやぎの協働教育」を推進し、地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくりを進めてきました。

あわせて、豊かな心、社会性、自ら考え行動する力などの育成を図るため、子供たちの体験活動を推進してきました。

《成果と課題》

親としての学びの講座を各圏域や市町村で開催したほか、子育てサポーター・リーダー養成講座の開催などにより、地域で家庭教育及び子育てを支援する人材を発掘・養成してきました。また、「みやぎの協働教育」の推進により、協働教育推進協議会等を設置した市町村や、学校教育を支援する「みやぎ教育応援団<sup>※16</sup>」の登録数が増加傾向にあり、取組の一定の成果が見られます。

一方、沿岸部を中心にコミュニティ自体が甚大な被害を受けたことから、コミュニティの再生そのものが課題となっている地域もあり、地域の教育力の低下に影響を及ぼしています。また、子供たちの基本的な生活習慣に関しては、震災の影響等もあり、朝食を欠食する児童が全国平均よりは少ないものの増加傾向にあるとともに、スマートフォン等の急速な普及に伴い、過度な使用による学習や睡眠、学校生活などへの影響も懸念されています。

《目標指標の推移》

No.	目標指標	区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
1	朝食を欠食する児童の割合(小学6年生)(%)	目標値	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		実績値	2.6	-	3.4	3.3	3.3	3.7
2	保育所入所待機児童数(仙台市を除く)(人)	目標値	0	341	171	0	189	126
		実績値	354	343	447	433	408	507
3	目標とする数の子育てサポーターリーダーが養成された市町村の割合(%)	目標値	-	-	-	-	47.1	55.9
		実績値	-	-	-	41.2	50.0	50.0
4	協働教育推進協議会等を設置している市町村数(市町村)	目標値	-	-	-	-	25	28
		実績値	-	-	-	22	26	28
5-1	学校教育を支援する「みやぎ教育応援団」の登録数(企業・団体)(団体)	目標値	-	-	-	-	225	250
		実績値	-	-	190	200	219	243
5-2	学校教育を支援する「みやぎ教育応援団」の登録数(個人)(人)	目標値	-	-	-	-	410	440
		実績値	-	-	363	363	427	493

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

基本方向6：生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

《取組の概要》

県民誰もが、生涯にわたって自分を磨き、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、生涯学習を推進するとともに、文化芸術による地域づくりを目指し、文化芸術の推進、文化財の保護と活用に取り組んできました。また、誰もがスポーツに親しめるよう、県民総スポーツ社会の実現を図るとともに、競技スポーツ選手の強化に取り組んできました。

あわせて、震災後は、被災した社会教育施設や社会体育施設の復旧・再建のほか、地域づくりに向けた生涯学習活動の支援や被災文化財の修理・修復等に取り組んできました。

《成果と課題》

多様な学習機会を提供するため、大学やNPO団体等と連携し、「みやぎ県民大学」を開催しており、震災により受講者数が一時落ち込んだものの、徐々に回復傾向が見られます。また、震災に関する記憶の風化を防ぐため、県図書館において平成27年6月に「東日本大震災アーカイブ宮城<sup>\*17</sup>」を公開したほか、県と仙台市、多賀城市、塩竈市、松島町の4市町が共同して伊達政宗が残した歴史的遺産について取りまとめ、平成28年4月に「政宗が育んだ“伊達”な文化」として日本遺産に認定されています。

あわせて、各市町村における総合型地域スポーツクラブの創設数・育成率が増加傾向にあり、県民に対する学習機会の提供やスポーツ活動の推進に一定の成果が見られます。

一方、震災により生涯学習を取り巻く環境が大きく変化したことから、学習施設の早期復旧をはじめ、文化芸術・スポーツ活動の充実に向けた多方面での支援が必要です。

《目標指標の推移》

No.	目標指標	区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
1	公立図書館等における県民一人当たりの図書資料貸出数(冊)	目標値	4.00	4.05	4.10	3.62	3.74	3.86
		実績値	-	3.01	3.52	3.64	3.61	3.65
2	みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数)(千人)	目標値	988 (32)	1,007 (33)	1,027 (34)	1,047 (35)	1,020 (23)	1,030 (23)
		実績値	953 (21)	983 (12)	1,030 (44)	858 (21)	1,046 (17)	1,016 (21)
3	みやぎ県民大学講座における受講率(%)	目標値	-	-	-	-	70.0	75.0
		実績値	-	-	60.8	73.9	71.1	66.8
4	総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率(%)	目標値	-	65.7	100	100	71.4	74.3
		実績値	-	45.7	60.0	60.0	62.9	62.9

※目標値を達成した実績値については、網掛けをしています。

※12 「スクールカウンセラー」:

児童生徒の生活上の問題や悩みに対する相談・カウンセリングや保護者・教職員への助言・援助を目的で学校に配置される臨床心理士などの資格を持った専門家。

※13 「スクールソーシャルワーカー」:

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関などとのネットワークを活用して支援を行う専門家。

※14 「みやぎ子どもの心のケアハウス」:

東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備の総称。

※15 「合理的配慮」:

障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受けることを確保するために、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて行われる配慮(変更・調整)。特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。例えば、教育内容・方法、支援体制等。

※16 「みやぎ教育応援団」:

家庭・地域・学校が協働して子供を育てる仕組みとして、子供の教育活動を支える個人・企業・団体等を団員として認証・登録し、子供の学習・体験活動の充実・活性化を図るために設立されたもの。

※17 「東日本大震災アーカイブ宮城」:

東日本大震災に関する記憶の風化を防ぐとともに、防災・減災対策や防災教育等に関する効果的な利活用を図るため、震災関連資料を収集、デジタル化し、ウェブ上で公開している震災デジタルアーカイブサイト。

## 第3章 本県教育の目指す姿

### 1 目指す姿

本計画を着実に進めることにより、計画期間である10年間を経過した段階で次のような姿が実現していることを目指すものとします。

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、より良い未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

### 2 計画の目標

本県教育が10年後に目指す姿の実現に向けて、具体的には、次の5つを本計画の目標として取り組んでいきます。

**<目標1> 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。**

人間が社会の一員として生きていくためには、生命を大切にする心や思いやりの心、規範意識などの道徳性を持ち、互いを尊重し、共に支え合い、助け合っていくことが必要です。また、様々な人との関わりを通して自己理解や他者理解が深まることで、自らの生き方の主体的な探求につながり、その結果として、より良い未来を創造する高い志を持つことができるようになります。

このことから、他者や社会との関わりを再認識させた震災の経験を、自分を見つめ直す機会と捉え、自己の成長につなげていく意味においても、本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、教育活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性、そしてその土台となる健やかな体を育み、心身ともに健やかな人づくりを進めます。

**<目標2> 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。**

グローバル化や情報化の進展など多様で変化の激しい社会を生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、学んだことを活用して自ら考える主体的・能動的な力が求められています。

このことから、幼児期から学ぶ意欲の源となる夢や志を育み、その実現に向けて強い意志を持って自律的に行動し、社会を生き抜く人づくりを進めます。

**<目標3> ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。**

東日本大震災からの創造的な復興を実現し、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成です。そして、県民一人一人がふるさと宮城に誇りを持ち、本県の再生、発展に向けて主体的に取り組んでいくことが必要です。

このことから、子供たちに郷土を愛する心や社会に貢献する力を育み、宮城の将来を担い、我が国や郷土の発展を支える人づくりを進めます。

**<目標4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。**

次代を担う子供たちを育てていくためには、学校のみならず家庭や地域が、教育の観点でそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現を図ることが必要です。

このことから、学校を中心として子供たちが安心して楽しく学べる教育環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域それぞれの教育力の充実と連携・協働の仕組みづくりを行い、社会全体で子供を守り育てる環境をつくっていきます。

**<目標5> 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。**

県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かで充実した人生を送るためには、学校や社会で行われる学習をはじめ、文化芸術、スポーツなど様々な活動を通して、生涯にわたって主体的に学習に取り組むことが必要です。また、生涯学習に取り組む中で、仲間と互いに高め合い、学ぶ楽しさや喜びを広げ、そして学びの成果を社会に還元していくことが、より良い地域づくりや社会づくりにつながっていきます。

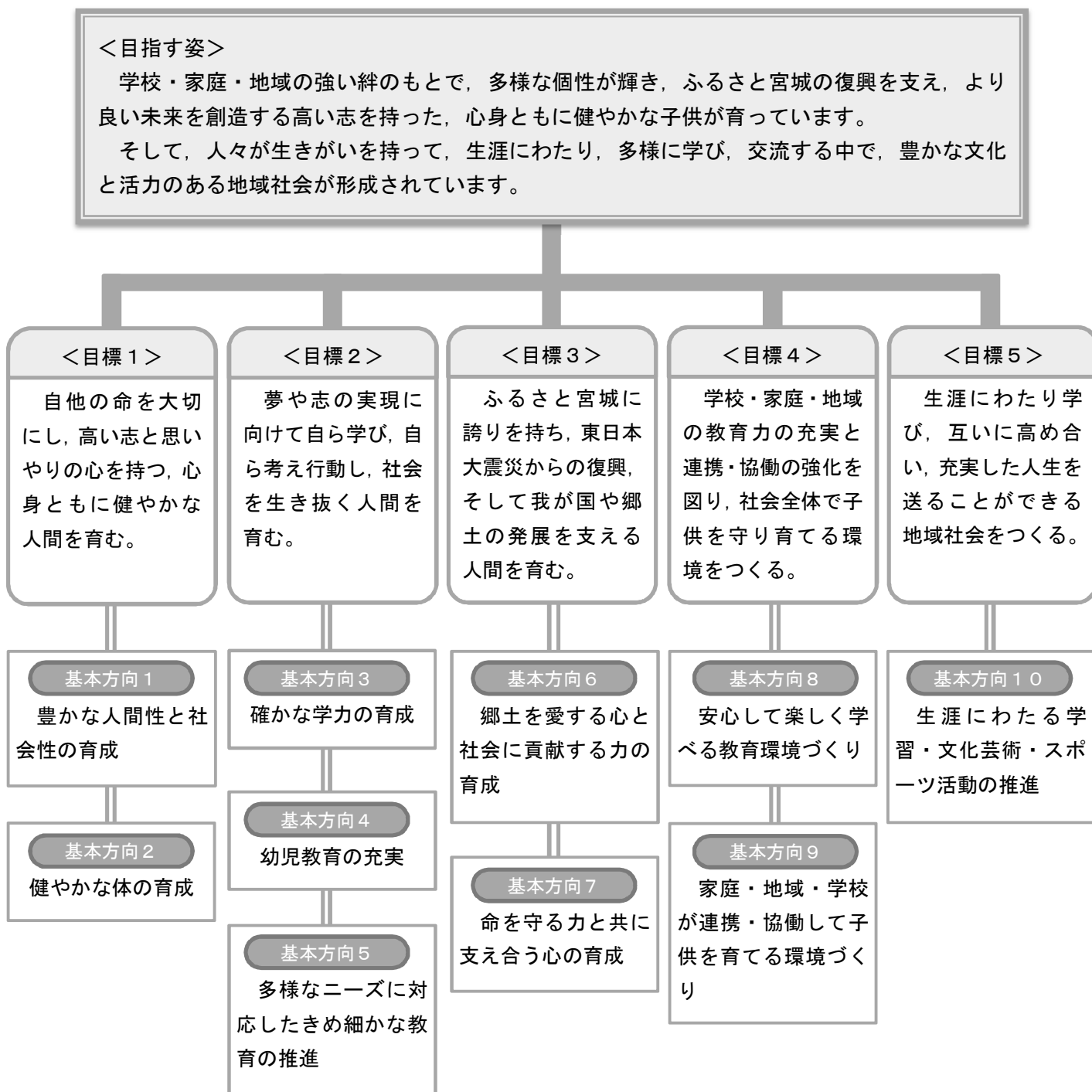
このことから、県民誰もが、生涯にわたり主体的に学び続けることで充実した人生を送るとともに、互いに高め合い、その成果が幅広く生かされていく地域社会の形成を目指していきます。

## 第4章 施策の展開

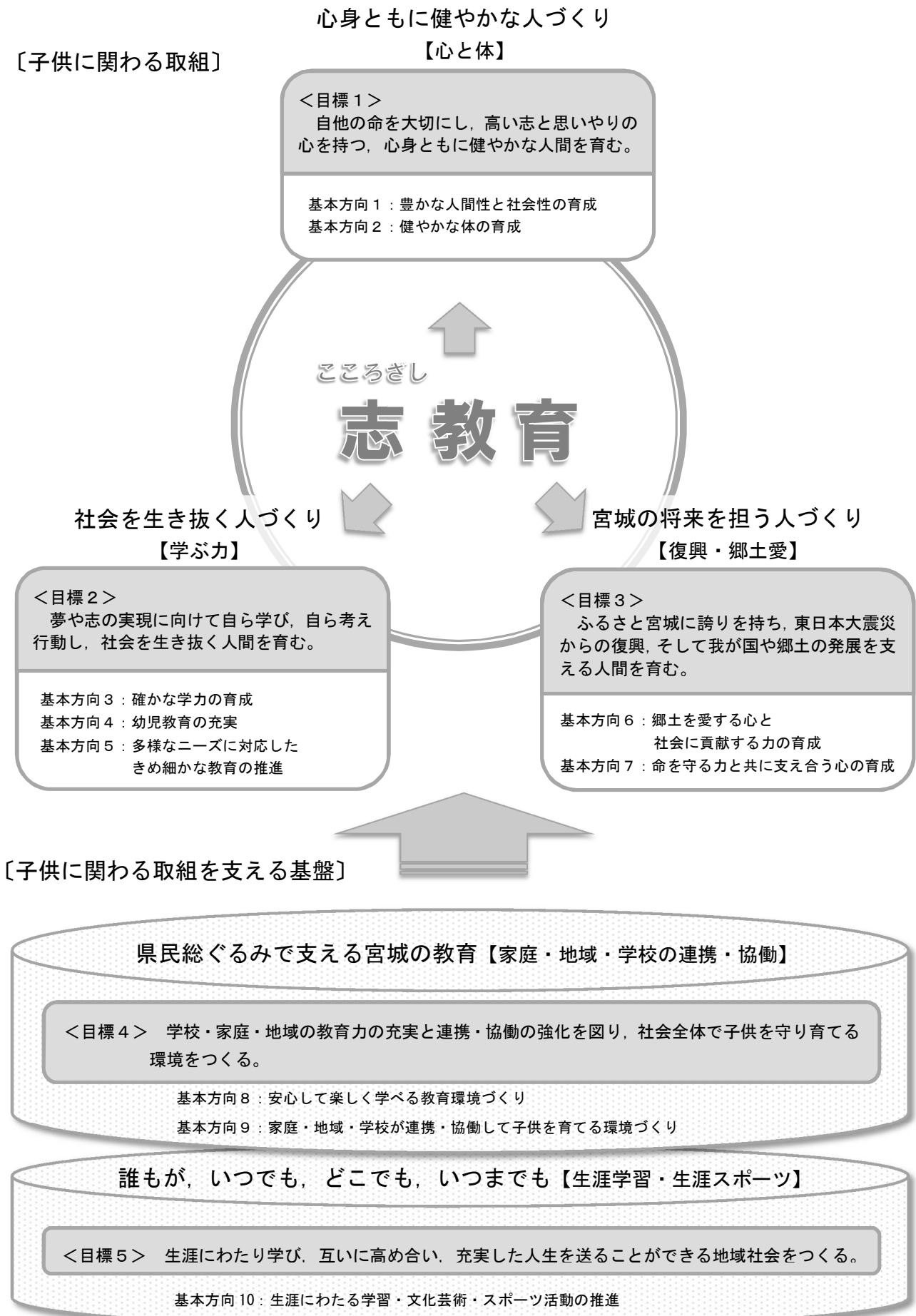
### 1 施策の全体体系

本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて取り組んでいきます。

そのために実施する主な施策を10の「基本方向」に分け、全部で35の取組を実施します。また、そのうち16の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していきます。



(施策の全体体系イメージ図)



(発達段階における取組イメージ)

		生涯学習等	
		学校教育	
		就学前	義務教育
特別支援教育			
<b>子供に関わる取組</b>			
<b>&lt;目標1&gt; 自他の命を大切に、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。</b>			
心身ともに健やかな人づくり 【心と体】	<b>基本方向1 (1) 生きる力を育む「志教育」の推進</b> 高い志と豊かな心を持った人づくり、発達段階 <b>基本方向1 (2) 思いやりがあり感性豊かな子供</b> 道徳教育、コミュニケーション能力の育成、 <b>基本方向1 (3) いじめ・不登校等への対応、心</b> 「行きたくなくなる学校」づくり、教育相談体制の		<b>基本方向2 (1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上</b> 楽しく運動ができる取組、運動習慣の確立、学校体育の充実、運動部活動の体 <b>基本方向2 (2) 食育の推進</b> 健全な食生活と心身の健康増進、食材の理解と食文化の継承、地域の生産者との交流、栄養教諭・学校栄養 <b>基本方向2 (3) 心身の健康を育む学校保健の</b>
	<b>基本方向2 (1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上</b> 楽しく運動ができる取組、運動習慣の確立、学校体育の充実、運動部活動の体 <b>基本方向2 (2) 食育の推進</b> 健全な食生活と心身の健康増進、食材の理解と食文化の継承、地域の生産者との交流、栄養教諭・学校栄養 <b>基本方向2 (3) 心身の健康を育む学校保健の</b>		
<b>&lt;目標2&gt; 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。</b>			
社会を生き抜く人づくり 【学ぶ力】	<b>基本方向3 (1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長</b> 主体的に学ぶ意欲と学んだことを活用する力の育成、基本的生活習慣の確立、「分かる授業」づくり、優れた才能や個性を伸ばす教育、小 <b>基本方向3 (2) 国際理解を育む教育の推進</b> <b>基本方向3 (3) ICT（情報通信技術）教育の推</b> 情報モラル教育を含む情報教育の充実、教科 <b>基本方向3 (4) 社会形成・社会参加に関する教</b> 民主主義を支える一員であることを理解・実 <b>基本方向3 (5) 環境教育の推進</b> 自然を生か		<b>基本方向3 (1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長</b> 主体的に学ぶ意欲と学んだことを活用する力の育成、基本的生活習慣の確立、「分かる授業」づくり、優れた才能や個性を伸ばす教育、小 <b>基本方向3 (2) 国際理解を育む教育の推進</b> <b>基本方向3 (3) ICT（情報通信技術）教育の推</b> 情報モラル教育を含む情報教育の充実、教科 <b>基本方向3 (4) 社会形成・社会参加に関する教</b> 民主主義を支える一員であることを理解・実 <b>基本方向3 (5) 環境教育の推進</b> 自然を生か
	<b>基本方向4 (1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進</b> 「学ぶ土台づくり」の推進、家庭教育支援 等 <b>基本方向4 (3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり</b> 幼児教育から高校教育までを教育の視点から一貫して支える体制づくりの推進 等 <b>基本方向4 (2) 幼児教育の充実のための環境づくり</b> 幼・保・小の連携強化、小学校への円滑な接続、幼稚園教員・保育士等の資質向上 等 <b>基本方向5 (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進</b> 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり、個々の能 <b>基本方向5 (2) 多様な個性が生かされる教育の推進</b> 子供の力を最大限に伸ばす教育の推進、一人一人の特性に応じた適切な配慮・支援		
<b>&lt;目標3&gt; ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。</b>			
宮城の将来を担う人づくり 【復興・郷土愛】	<b>基本方向6 (1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成</b> 自国や郷土の歴史への関心と理解を深める教育、文化を継承する人材の育成 <b>基本方向6 (3) 宮城の将来を担う人づくり</b> 将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度の育成、地域を支える人材・国際		<b>基本方向6 (1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成</b> 自国や郷土の歴史への関心と理解を深める教育、文化を継承する人材の育成 <b>基本方向6 (3) 宮城の将来を担う人づくり</b> 将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度の育成、地域を支える人材・国際
	<b>基本方向7 (1) 系統的な防災教育の推進</b> 発達段階に応じた系統的な防災教育の推進、県全体での防災教育の実践と成果の共有、学校と地域が連携した防災教育の推進、震災の <b>基本方向7 (2) 地域と連携した防災・安全体制の確立</b> 防災主任・安全担当主幹教諭を中心とした学校防災マニュアルの見直しや地域合同防災訓練の実施等、学校を含めた地域の防災力の向		
<b>子供に関わる取組を支える基盤</b>			
<b>&lt;目標4&gt; 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる</b>			
県民総ぐるみで支える宮城の教育 【家庭・地域・学校の連携・協働】	<b>基本方向8 (1) 教員の資質能力の総合的な向</b> 教員採用選考の改善、人事異動の在り方の工 <b>基本方向8 (2) 教職員を支える環境づくりの推</b> 学校業務の精選・見直し、専門スタッフ等に <b>基本方向8 (3) 学びのセーフティネットの構築</b> 総合的な子どもの貧困対策の推進、多様な二 <b>基本方向8 (4) 開かれた魅力ある学校づくりの</b> 学校評価の充実、地域人材の積極的な活用、		<b>基本方向8 (1) 教員の資質能力の総合的な向</b> 教員採用選考の改善、人事異動の在り方の工 <b>基本方向8 (2) 教職員を支える環境づくりの推</b> 学校業務の精選・見直し、専門スタッフ等に <b>基本方向8 (3) 学びのセーフティネットの構築</b> 総合的な子どもの貧困対策の推進、多様な二 <b>基本方向8 (4) 開かれた魅力ある学校づくりの</b> 学校評価の充実、地域人材の積極的な活用、
	<b>基本方向8 (5) 学校施設・設備の整備充実</b> 震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建、非構造部材の耐震化の促進 等 <b>基本方向8 (6) 私学教育の振興</b> 各種助成措置などの支援、公立学校との教員の人事交流や研修・研究などの積極的な取組 等 <b>基本方向9 (1) 家庭の教育力を支える環境づくり</b> 親としての「学び」と「育ち」の支援、家庭教育支援体制の充実、家庭教育支援団体との <b>基本方向9 (2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進</b> 「地域学校協働活動」の推進、「地域学校協働本部」の組織化の推進、コミュニティ・スクールの推進、みやぎ教育応援団などの活用、家庭 <b>基本方向9 (3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり</b> 地域ぐるみの学校安全体制の整備、情報機器の利便性と危険性についての理解		
<b>&lt;目標5&gt; 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。</b>			
誰もが、いつでも、どこでも、 いつまでも 【生涯学習・生涯スポーツ】	<b>基本方向10 (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実</b> 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり、「学びと実践の循環」 <b>基本方向10 (2) 多様な学びによる地域づくり</b> 多様な学習成果の実践や活動への参画を通じた地域コミュニティの活性化、生涯学習を <b>基本方向10 (3) 文化芸術活動の推進</b> 個性・感性・創造性を育む環境づくり、文化芸術活動を担う人材・団体の育成、文化芸術に触れる <b>基本方向10 (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築</b> 県民主体の地域のスポーツ環境の整備、「する、みる、支える」活動による生涯にわたるスポーツへの取組の推進、県有スポーツ施設の整 <b>基本方向10 (5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進</b> プロスポーツや企業スポーツの更なる定着促進、競技スポーツの選手育成強		<b>基本方向10 (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実</b> 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり、「学びと実践の循環」 <b>基本方向10 (2) 多様な学びによる地域づくり</b> 多様な学習成果の実践や活動への参画を通じた地域コミュニティの活性化、生涯学習を <b>基本方向10 (3) 文化芸術活動の推進</b> 個性・感性・創造性を育む環境づくり、文化芸術活動を担う人材・団体の育成、文化芸術に触れる <b>基本方向10 (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築</b> 県民主体の地域のスポーツ環境の整備、「する、みる、支える」活動による生涯にわたるスポーツへの取組の推進、県有スポーツ施設の整 <b>基本方向10 (5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進</b> プロスポーツや企業スポーツの更なる定着促進、競技スポーツの選手育成強
	<b>基本方向10 (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実</b> 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり、「学びと実践の循環」 <b>基本方向10 (2) 多様な学びによる地域づくり</b> 多様な学習成果の実践や活動への参画を通じた地域コミュニティの活性化、生涯学習を <b>基本方向10 (3) 文化芸術活動の推進</b> 個性・感性・創造性を育む環境づくり、文化芸術活動を担う人材・団体の育成、文化芸術に触れる <b>基本方向10 (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築</b> 県民主体の地域のスポーツ環境の整備、「する、みる、支える」活動による生涯にわたるスポーツへの取組の推進、県有スポーツ施設の整 <b>基本方向10 (5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進</b> プロスポーツや企業スポーツの更なる定着促進、競技スポーツの選手育成強		

※ 基本方向ごとに、主に注力して取り組む発達段階を図示したものです。



生涯学習等		
学校教育		
義務教育	高等学校	
特別支援教育		
<p><b>進</b> 階に応じた確かな「心」の成長，NPO等民間団体と学校との連携強化，みやぎの先人集「未来への架け橋」の活用 等</p> <p><b>の育成</b> 自然体験，ボランティア活動，社会性・協調性・自立性等の人間関係形成能力の育成，文化芸術活動，読書環境の整備 等</p> <p><b>のケアの充実</b> 充実，未然防止，早期発見・早期対応，心のケアの長期的・継続的な取組 等</p>		
<p>制整備 等 職員の資質向上，「食の大切さ」に関する情報発信 等</p>		
<p><b>充実</b> 学校保健計画の策定，学校保健・保健教育の充実 等</p>		
<p>・中・高等学校の連携強化，学力・学習状況調査の一層の活用 等</p> <p>小学校段階からの外国語活動の推進，英語力の向上に向けた教育の充実，国際的視野を深める体験活動等の充実 等</p>		
<p><b>進</b> 指導におけるICT活用「MIYAGI Style」の推進，快適にICTを活用できる基盤の構築 等</p> <p><b>育（シチズンシップ教育）の推進</b> 践するために必要な知識・スキル・価値観の育成 等 した体験活動，生命を尊重し自然を愛する心の育成 等</p>		
<p>力を最大限に伸ばす学校づくり，共生社会の実現に向けた地域づくり 等 ，多様な個性を尊重し互いに認め合う態度の育成 等</p>		
<p>，郷土を愛する心の育成，発信力・コミュニケーション能力・社会貢献の意識を持つグローバル人材の育成 等 社会で活躍する人材の育成と支援，職業や進路に関する啓発的な取組の推進，専門的職業人の育成 等</p>		<p><b>基本方向6（2）文化財の保護と活用</b> 保存修理や土地の公有化，後継者育成や技術研さんの支援，地域活性化のための効果的な活用 等</p>
<p>教訓を後世に伝える人材の育成，震災の教訓を次世代に継承する取組の推進 等</p> <p>上と地域社会の安全・安心の一層の充実，学校施設の防災機能整備の推進，学校安全活動の活性化と充実 等</p>		
<p>○</p>		
<p><b>上</b> 夫・改善，学び続けるための体系的な教員研修の改善・充実，若手職員への知識・技能の伝承，新たな人事評価制度の確立 等</p> <p><b>進</b> よる支援，学校事務の共同化，教務補助職員の配置，学校運営支援統合システムの利用促進，健康管理対策の充実 等</p> <p><b>に向けた学習環境の整備充実</b> ースに応じた学習機会の確保，奨学金制度等による支援の継続，NPO等民間団体との連携強化 等</p> <p><b>推進</b> 「社会に開かれた教育課程」の実践，県立高校将来構想の策定，定時制・通信制高校教育の充実，入学者選抜制度改革の検証・改善 等</p>		
<p>連携促進，社会全体で子供の成長を支えていくための気運醸成，基本的な生活習慣の確立 等</p> <p>・地域・学校のより良い関係づくり，交流の場（プラットフォーム）の設置の推進 等 促進，放課後児童クラブや放課後子供教室の計画的な整備，安心で安全なまちづくりの推進 等</p>		
<p>の形成，「生涯学習プラットフォーム」の構築，社会教育施設を拠点とした地域住民の自発的な学習や交流等の場の提供 等 支える地域リーダーの育成，文化・芸術団体とスポーツ団体が共同して活動できる環境づくり 等 機会づくり 等</p> <p>備やスポーツに関する情報提供などの条件整備，アダプテッド・スポーツの普及・強化 等 化や支援体制の整備，トップアスリート・指導者に対する評価，キャリアを生かしたセカンドライフ支援 等</p>		

## 2 施策の基本方向

目標1：自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

### 基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成

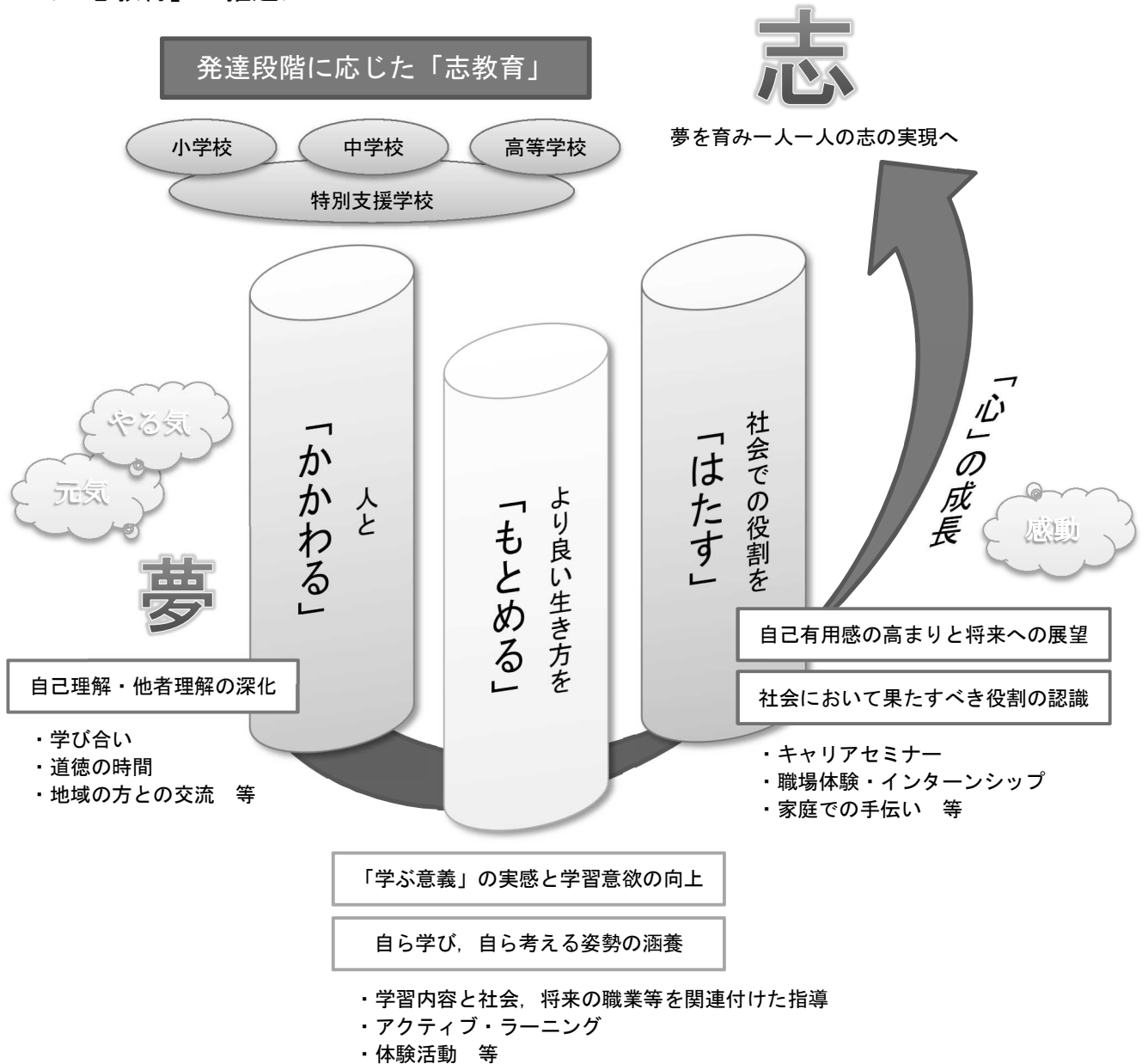
#### <方向性>

- ・ 本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、社会性や勤労観、職業観の涵養を図るとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲をもって取り組むことにより、知・徳・体のバランスの取れた人格の形成を促し、生きる力を育みます。
- ・ 道徳教育や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通して、自他の命を大切にし、互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- ・ 本県の喫緊の課題である、いじめ、不登校等について、関係機関との連携を一層強化するとともに、関係者がチームとして、未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。また、震災による様々な環境の変化などに伴う子供たちの心のケアに、きめ細かく対応します。

#### (1) 生きる力を育む「志教育」の推進 重点的取組1

- ・ 小学校段階から児童生徒の発達段階に応じ、系統的な教育活動を通じて「志教育」を一層推進し、人や社会と関わる中で、社会性、勤労観を養い、自らの在り方や生き方について主体的に探求させるとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、より良い未来を創造する高い志と豊かな心を持った人づくりを進めます。
- ・ 「志教育」を継続、発展して推進し、集団や組織の中で自己の役割を果たすことを通して自己有用感や自己肯定感を高めるとともに、社会の一員として他者や社会に貢献しようとする心などを育み、発達段階に応じた確かな「心」の成長を目指します。
- ・ 震災を通じて活発化したNPO等民間団体と学校との連携強化を図り、「志教育」を推進します。
- ・ みやぎの先人集「未来への架け橋」を活用し、本県ゆかりの先人の活躍に触れ、その考え方や生き方を学ぶことを通じて「志教育」を推進します。

<「志教育」の推進>

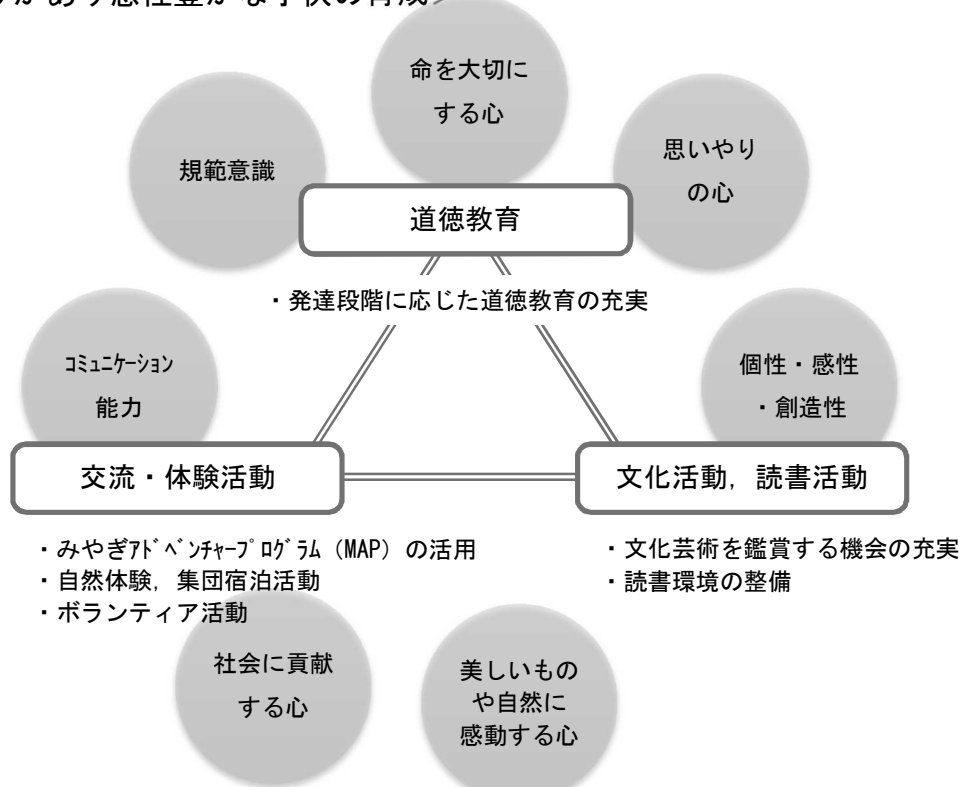


(2) 思いやりがあり感性豊かな子供の育成 重点的取組2

- ・ 自他の命を大切にし、互いに尊重し合う心や思いやりの心、社会の一員としての規範意識を育てる道徳教育に取り組むとともに、志教育の充実を図り、目標を持って学ぶ態度やより良い人間関係を築く力を育みます。
- ・ 経験したことや考えたことを自分自身の言葉で表現するとともに、相手の言葉を理解しようとする意欲や態度を重視した活動である「みやぎアドベンチャープログラム(MAP)※18」などを通して、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に取り組めます。

- ・ 各地にある自然の家等での自然体験や集団宿泊活動，各種のボランティア活動等を通して，感性を豊かにするとともに，社会性，協調性，自立性等の人間関係形成能力を育みます。
- ・ 優れた文化芸術を鑑賞する機会や発表，交流の場の充実を図るなど，文化芸術活動を通して豊かな人間性を形成し，個性，感性及び創造性を育みます。
- ・ 家庭，地域，学校，図書館等が連携・協力し，読書の意義の理解促進と積極的な読書環境の整備を推進し，子供たちの読書への関心を高め，読書の楽しさや面白さを広めることにより，豊かな心を育みます。

<思いやりがあり感性豊かな子供の育成>

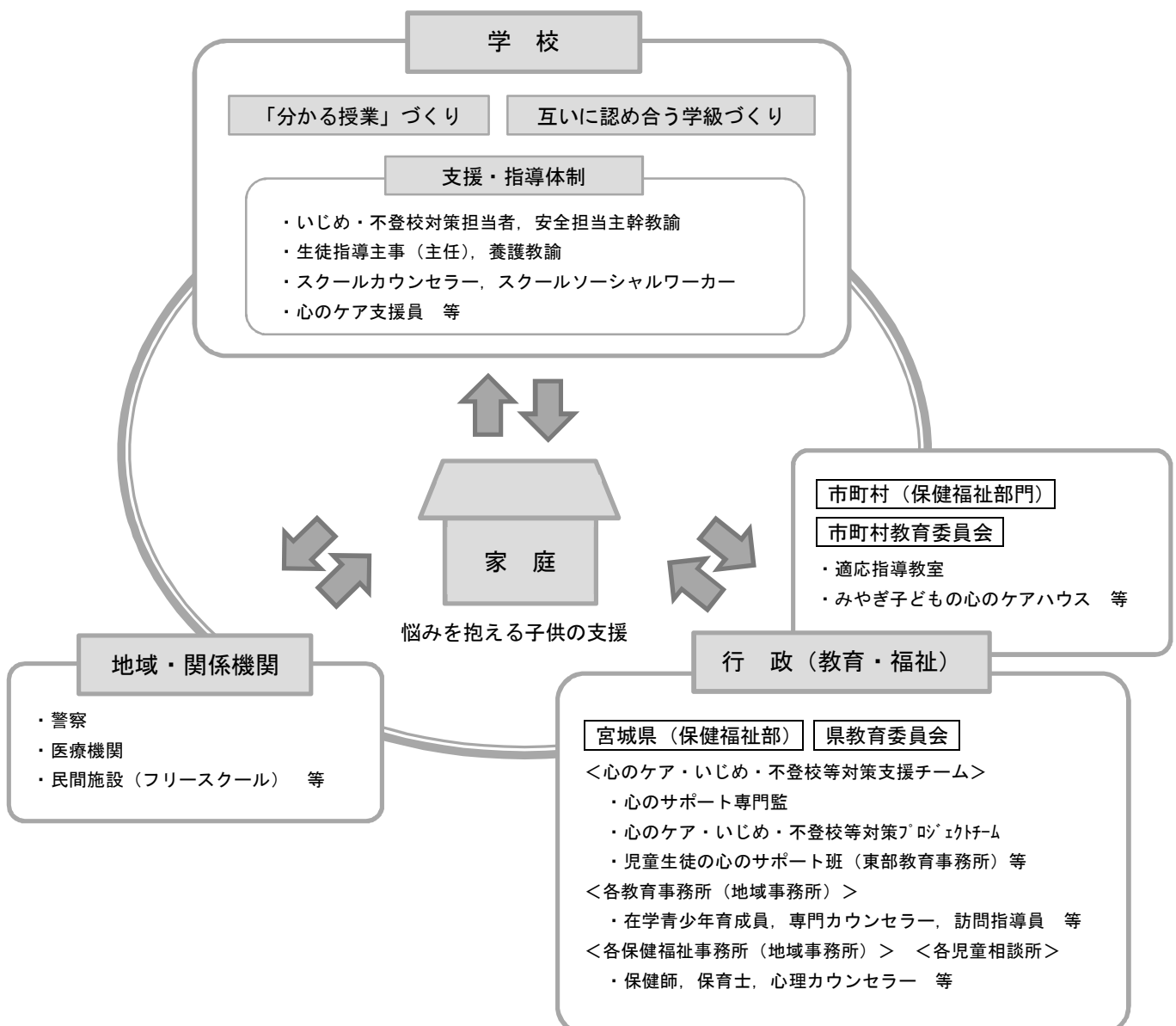


(3) いじめ・不登校等への対応，心のケアの充実 重点的取組3

- ・ 学ぶことの楽しさや意欲を育む「分かる授業」の実践や互いに認め合う学級づくり，道徳教育，学校行事を含む特別活動等の体験活動などを通してより良い人間関係づくりに取り組むことにより，自己肯定感や自己有用感を育み，学校生活に対する充実感を高め，全ての児童生徒が「行きたくなる学校」づくりを目指します。
- ・ 市町村や学校，教育事務所などに専門的知識・経験を有するスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーなどを配置・派遣するとともに，教職員の生徒指導や教育相談に関する専門的・実践的な研修を実施し，教育相談体制の充実を図ります。

- ・ 心理や福祉等の専門家や、児童相談所、医療機関及び警察などの関係機関、地域、民間施設（フリースクール<sup>\*19</sup>等）と連携し、チーム学校としていじめ・不登校等の未然防止，早期発見・早期対応及び継続的な指導，支援に取り組みます。
- ・ 学校外の教育相談・登校支援の拠点として市町村が設置する適応指導教室や，アウトリーチ機能を持つ「みやぎ子どもの心のケアハウス」等を支援するなど，休みがちな児童生徒を含めた不登校児童生徒の自立支援に取り組みます。
- ・ スポーツや文化芸術の力も生かしながら，被災した子供たちに対するきめ細かな心のケアを長期的・継続的に取り組みます。
- ・ 心の健康に関する総合的な知識や，自らの心の不調等に気付く能力，心の健康に役立てる態度や行動を育みます。

<いじめ・不登校等，心のケアに関する体制イメージ>



<基本方向1>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合 (%)			
小学6年生	85.6%	90.0%	義務教育課
中学3年生	71.2%	75.0%	
	(H28年度)	(H32年度)	
「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合 (%)			
小学6年生	92.7%	95.0%	義務教育課
中学3年生	91.8%	95.0%	
	(H28年度)	(H32年度)	
体験学習（農林漁業）に取り組む小学校の割合 (%)	86.3%	90.0%	義務教育課
	(H27年度)	(H32年度)	
不登校児童生徒の在籍者比率 (%)			
小学校	0.47%	0.30%	義務教育課 高校教育課
中学校	3.53%	3.00%	
高等学校	2.40%	1.30%	
	(H27年度)	(H32年度)	
不登校児童生徒の再登校率（小・中） (%)	29.2%	40.0%	義務教育課
	(H27年度)	(H32年度)	
「不登校児童生徒の個票等を活用した引継を行っている」と答えた小・中学校の割合 (%)			
小学校	89.3%	100%	義務教育課
中学校	12.4%	100%	
	(H28年度)	(H32年度)	

※18 「みやぎアドベンチャープログラム (MAP)」:

課題解決型体験学習法の一つであるプロジェクトアドベンチャーの考え方や手法を取り入れた県独自の教育方法（プロジェクトアドベンチャー：グループでの冒険活動を通じて、チームワーク、信頼感、コミュニケーション能力、チャレンジ精神などを学び、他者理解と自己理解を進めて、個人の成長と人間関係の改善を目指すプログラム）。

※19 「フリースクール」:

不登校の子供たちなどが学習指導を受けたり、体験活動をしったりする民間施設。

目標1：自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

## 基本方向2 健やかな体の育成

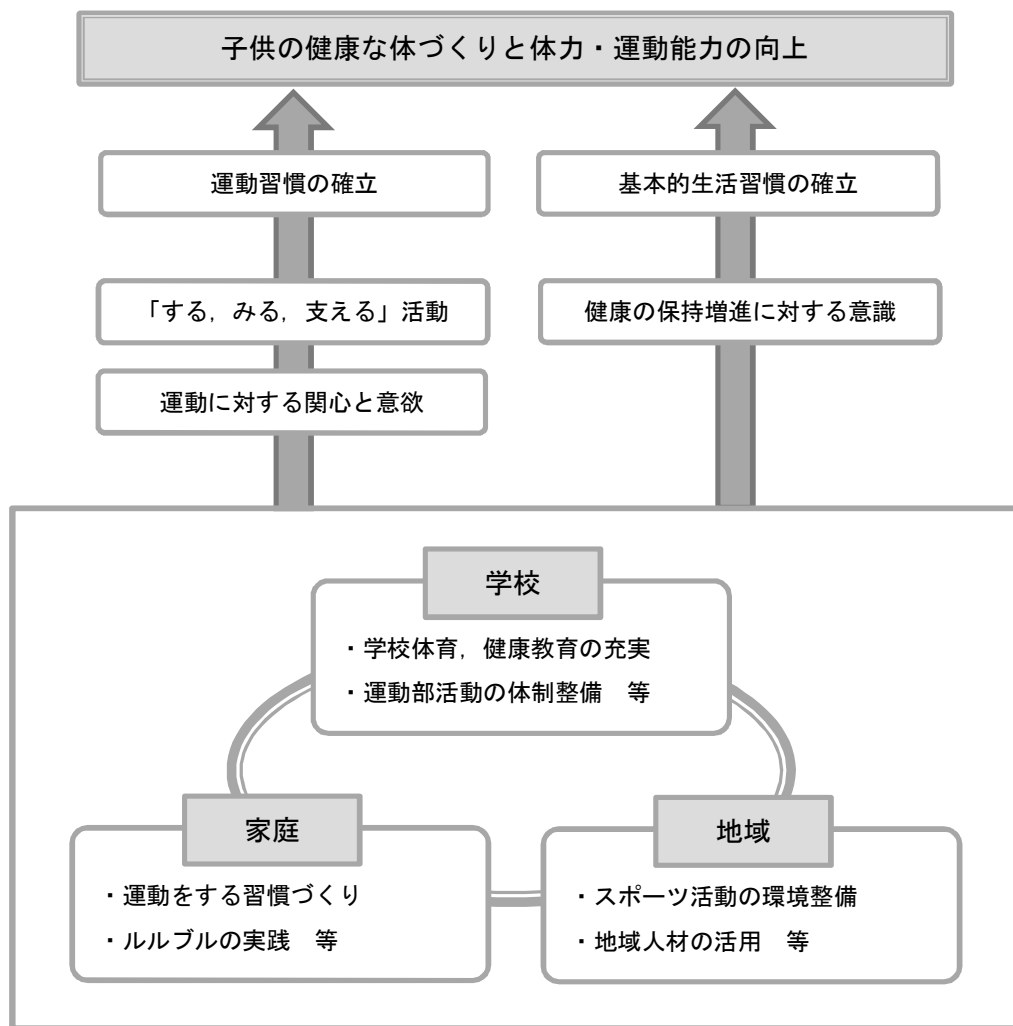
### <方向性>

- ・ 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、教育活動全体を通じて心身の健康の保持増進を図ります。また、体を動かす楽しさや喜びを感じることを通して、運動習慣の定着につなげるとともに、学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組みます。
- ・ 食を通した心身の健全な育成に向けて、子供の頃から食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の総合的な推進を図ります。
- ・ 児童生徒の心身の健康を保持増進させるため、家庭、地域の関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。

### (1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 重点的取組4

- ・ 健康な体づくりのため、ルルブル運動<sup>\*20</sup>などを通して子供の基本的な生活習慣の定着を図るとともに、体力・運動能力は、幼児期からの運動遊びに大きく起因することから、子供の成長段階に応じて楽しく運動ができる取組や、運動習慣の確立に向けた取組を推進します。
- ・ 学校教育活動全体を通じて、発達段階に応じた指導を適切に行い、児童生徒の心身の健康の増進を図るとともに、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、体力・運動能力の向上に向けた学校体育の充実を図ります。
- ・ 児童生徒の体力低下の原因を踏まえ、運動や健康維持の重要性、外遊びの大切さ、スポーツの楽しさなどを児童生徒及び保護者に発信し、体力・運動能力の向上、健康の保持増進に対する意識の高揚を図ります。
- ・ 学校の運動部活動は、児童生徒の体力・運動能力の向上に有効であるとともに、児童生徒の自主性、協調性及びフェアプレー精神を育むなど教育的効果も大きいことから、過度な負担にならないよう留意しつつ、地域人材の活用などにより、児童生徒が興味関心のあるスポーツに取り組める体制の整備を図ります。
- ・ 2020東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、“スポーツを「する、みる、支える」活動”の一層の充実を図ります。

<子供の健康な体づくりと体力・運動能力の向上>



(2) 食育の推進

- ・ 本県の多彩で豊富な食材や地域の伝統的な食文化を生かしながら、健全な食生活と心身の健康増進及び食材の理解と食文化の継承を通じた豊かな人間形成を目指し、次世代へ伝えつなげる食育を総合的に推進します。
- ・ 児童生徒が主体的に望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校給食を生きた教材として活用し、各教科との関連を図りながら「食に関する指導に係る全体計画」に沿って年間指導計画を整備し、食育を推進します。
- ・ 宮城の食材を使用した地域の伝統的な郷土料理や行事食を積極的に学校給食に取り入れるとともに、農林漁業体験や収穫した野菜を使用した調理実習などの機会を設けて地域の生産者との交流にも取り組むなど、宮城の食材や食文化についての理解と関心を深めます。



- ・ 学校において、食に関する指導に当たる栄養教諭を配置し、食育や食に関する指導体制の整備を進めるとともに、栄養教諭及び学校栄養職員の専門職としての知識や技術に関する研修を行い、その資質の向上を図ります。
- ・ 食に関する基本的な知識や所作を身に付ける場として、家族などと一緒に食卓を囲むことの意義など、「食の大切さ」に関する情報発信を推進します。

### (3) 心身の健康を育む学校保健の充実

- ・ 各学校において、児童生徒に対する健康診断、環境衛生検査、保健教育等に関する学校保健計画を策定し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて、子供たちに自分の心と体に関心を持たせ、食事・睡眠・運動の大切さを理解させるため、保健教育の充実を図ります。

#### <基本方向2>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離（ポイント）			
小学5年生（男）	-0.86ポイント	0.1ポイント	スポーツ健康課
小学5年生（女）	-0.53ポイント	0.1ポイント	
中学2年生（男）	-0.05ポイント	0.1ポイント	
中学2年生（女）	-1.55ポイント	0.1ポイント	
	(H28年度)	(H32年度)	
学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合（%）	26.8%	40.0%	農産園芸環境課
	(H27年度)	(H32年度)	

※20 「ルルブル運動」:

「早寝・早起き・朝ごはん」などの規則正しい生活リズムや外遊びなど、子供の健やかな成長に必要な「ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）」の普及啓発を図るため、家庭のみならず、学校・地域・企業・民間団体などがお互いに協力し、社会全体で進めている本県独自の取組。

目標2：夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

### 基本方向3 確かな学力の育成

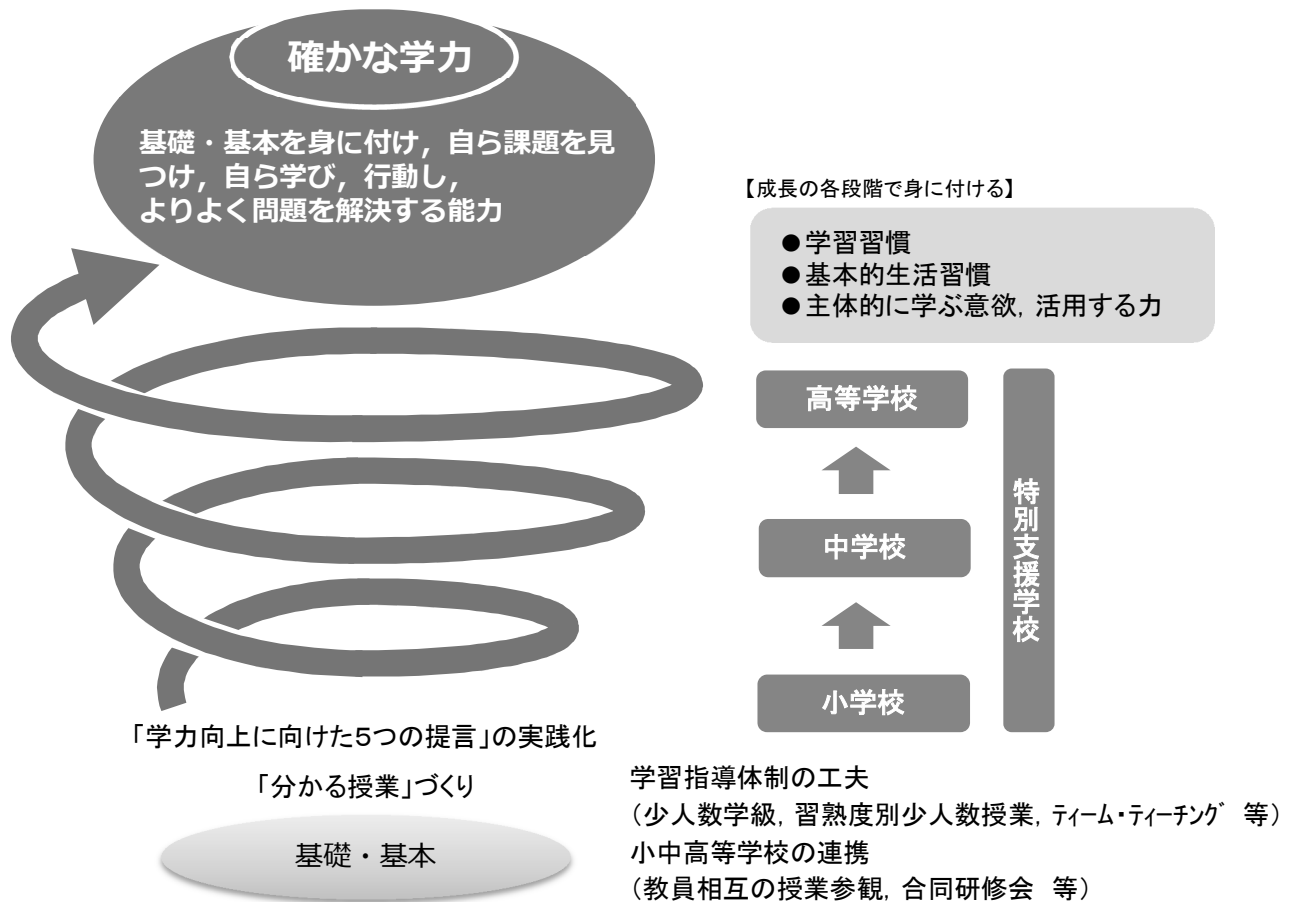
#### <方向性>

- ・ 子供たちが分かる喜びや楽しさを実感し、充実した学校生活を送り、一人一人が志を抱いて希望する進路を実現していくため、自らの可能性を最大限伸ばせるよう、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、創造的な思考力を育て、学んだことを活用して自ら考える「確かな学力」を育成します。
- ・ 国際化が進展する中で、日本人としてのアイデンティティや他国の文化を理解する姿勢と、相互の違いを理解した上で、世界の人々と積極的にコミュニケーションが行える能力を育成するとともに、その手段の一つとして英語教育を推進します。
- ・ 急激な社会の変化の中、ICT教育、シチズンシップ教育<sup>\*21</sup>、環境教育等を通して、社会への対応力、生き抜くための力を育成します。

#### (1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長 重点的取組5

- ・ 家庭との密接な連携のもと、児童生徒の学習習慣の定着を図るとともに、主体的・対話的で深い学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や、教育活動全体を通じた志教育の推進などにより、学ぶ意義や有用性を実感させ、児童生徒の主体的に学ぶ意欲と学んだことを活用する力を育みます。
- ・ 学力の土台となる子供の基本的な生活習慣の確立に向けて、ルルブル運動をはじめとした取組を推進するとともに、携帯やスマートフォンなどを適切に利用するための注意喚起を図る取組を行います。
- ・ 学年段階や児童生徒一人一人の習熟状況に応じて、少人数学級のほか習熟度別少人数授業やティーム・ティーチング<sup>\*22</sup>などの学習指導体制の工夫を図り、「分かる授業」づくりに取り組みます。また、一人一人の長所や強みを最大限に生かす視点を持ち、優れた才能や個性を伸ばす教育を実践します。
- ・ 異校種間で教員相互の授業参観や合同研修会を実施するなど、学びの連続性を踏まえ、小・中・高等学校及び特別支援学校の連携強化を図ります。
- ・ 児童生徒の学習状況を把握し、PDCAサイクル<sup>\*23</sup>に基づいた授業改善を推進するため、学力・学習状況調査の一層の活用を行います。

<確かな学力の育成>



(2) 国際理解を育む教育の推進

- ・ 他国の文化、生活習慣等を理解し互いを尊重して共に生きていくための能力や態度を育成するため、教員研修や外国語指導助手の適切な配置、デジタル教材の活用などにより小学校段階からの外国語活動を推進するとともに、小学校、中学校及び高等学校を通じ、国際共通語である英語力の向上に向けた教育の充実を図ります。
- ・ 外国人との交流活動や海外留学など、国際的視野を広める体験活動等の充実を図ります。
- ・ 帰国・外国籍児童生徒など日本語の理解が不十分な児童生徒に対し、日本語指導の教員の配置や学習面及び学校生活面におけるきめ細かい支援を行います。

### (3) ICT（情報通信技術）教育の推進

- ・ 発達段階に応じた情報モラル教育を含む情報教育の充実を図り、情報化社会・グローバル社会において、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質である情報活用能力を身に付け、自ら学び・考え・行動する児童生徒を育成します。
- ・ 分かりやすく、深まる授業を実現し、子供たちの「確かな学力」を育成するため、ICTを効果的・効率的に活用する授業スタイルである「MIYAGI Style<sup>※24</sup>」を推進し、教員のICT活用指導力の向上とともに教科指導におけるICT活用を進めます。
- ・ 校務の情報化や高度化する教育の情報化を支えるため、情報システムや機器及びネットワークなどの学校におけるICT教育環境の整備を促進し、教育の質の向上や安心、快適にICTを活用できる基盤の構築を推進します。

### (4) 社会形成・社会参加に関する教育（シチズンシップ教育）の推進

- ・ 児童生徒一人一人が、社会や政治に対する関心や判断力を持ち、民主主義を支える一員であることを理解・実践するために必要な知識・スキル・価値観を身に付けられるよう、シチズンシップ教育を推進します。

### (5) 環境教育の推進

- ・ 宮城の豊かな自然を生かした体験活動などを通じて、人間と環境との関わりについて理解を深め、生命を尊重し自然を愛する心を育む、地域に根ざした環境教育を推進します。また、環境問題を自らの問題として、地域の環境から課題を発見し、主体的・協働的に解決する態度や、環境に配慮した行動を進んでとる態度を養います。

#### <基本方向3>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室	
「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合 (%)	小学6年生	80.0%	83.0%	義務教育課
	中学3年生	71.6%	76.0%	
	高校2年生	50.1%	54.0%	高校教育課
		(H28年度)	(H32年度)	

＜基本方向3＞

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
全国平均正答率とのかい離（ポイント） 小学6年生 中学3年生	-5ポイント 0ポイント (H28年度)	0ポイント以上 0ポイント以上 (H32年度)	義務教育課
児童生徒の家庭等での学習時間（%） 小学6年生：30分以上の児童の割合 中学3年生：1時間以上の生徒の割合 高校2年生：2時間以上の生徒の割合	90.7% 66.2% 13.3% (H28年度)	93.0% 69.0% 20.0% (H32年度)	義務教育課 高校教育課
「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合（%） 小学5年生 中学2年生 高校2年生	4.8% 15.2% 27.1% (H28年度)	2.0% 10.0% 20.0% (H32年度)	教育企画室 義務教育課 高校教育課
英検相当級を取得している生徒の割合（%） 中学3年生（3級程度以上） 高校3年生（準2級～2級程度以上）	32.0% 30.4% (H27年度)	55.0% 55.0% (H32年度)	義務教育課 高校教育課
県立学校での一斉学習における「MIYAGI Style」の実施校数（校）	11校 (H27年度)	50校 (H32年度)	教育企画室

※21 「シチズンシップ教育」:

市民としての資質・能力を育成するための教育。他人を尊重すること、個人の権利と責任、人種・文化の多様性の価値など、社会の中で円滑な人間関係を維持するために必要な能力を身に付けさせる。

※22 「ティーム・ティーチング」:

複数の教師が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力してあたること。

※23 「PDCAサイクル」:

Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動に当たって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方。

※24 「MIYAGI Style」:

「教科指導におけるICTの活用」として、今後、県立学校や市町村教育委員会に対し、普及や定着を目指していく県教育委員会としての提案のこと。

ICTを活用した学習形態には、「一斉学習」、「協働学習」、「個別学習」があり、本県においては、比較的取り入れやすい一斉学習から取り組む「MIYAGI Style（みやぎスタイル）」を本県の「教科指導におけるICT活用」のベースラインとするもの。

「MIYAGI Style (みやぎスタイル)」では、教員がタブレットパソコン、プロジェクターなどのICT機器を活用し、ICTの活用が効果的なところで、従来の指導法と併用しながら授業を展開する。効果としては、教材を大きく掲示することや動画・音声などの活用により、学習に対する興味や関心を高め、理解を助けるなどの効果とともに、教科書などの長文を板書する時間が削減されるため、その時間を問題演習や言語活動、アクティブ・ラーニングなど、他の学習活動に活用できるといった効果も期待できるほか、本県の課題である「ICT環境の整備」や「教員のICT活用指導力の向上」も図れるなどのメリットがある。

目標2：夢や志の実現に向けて自ら学び，自ら考え行動し，社会を生き抜く人間を育む。

## 基本方向4 幼児教育の充実

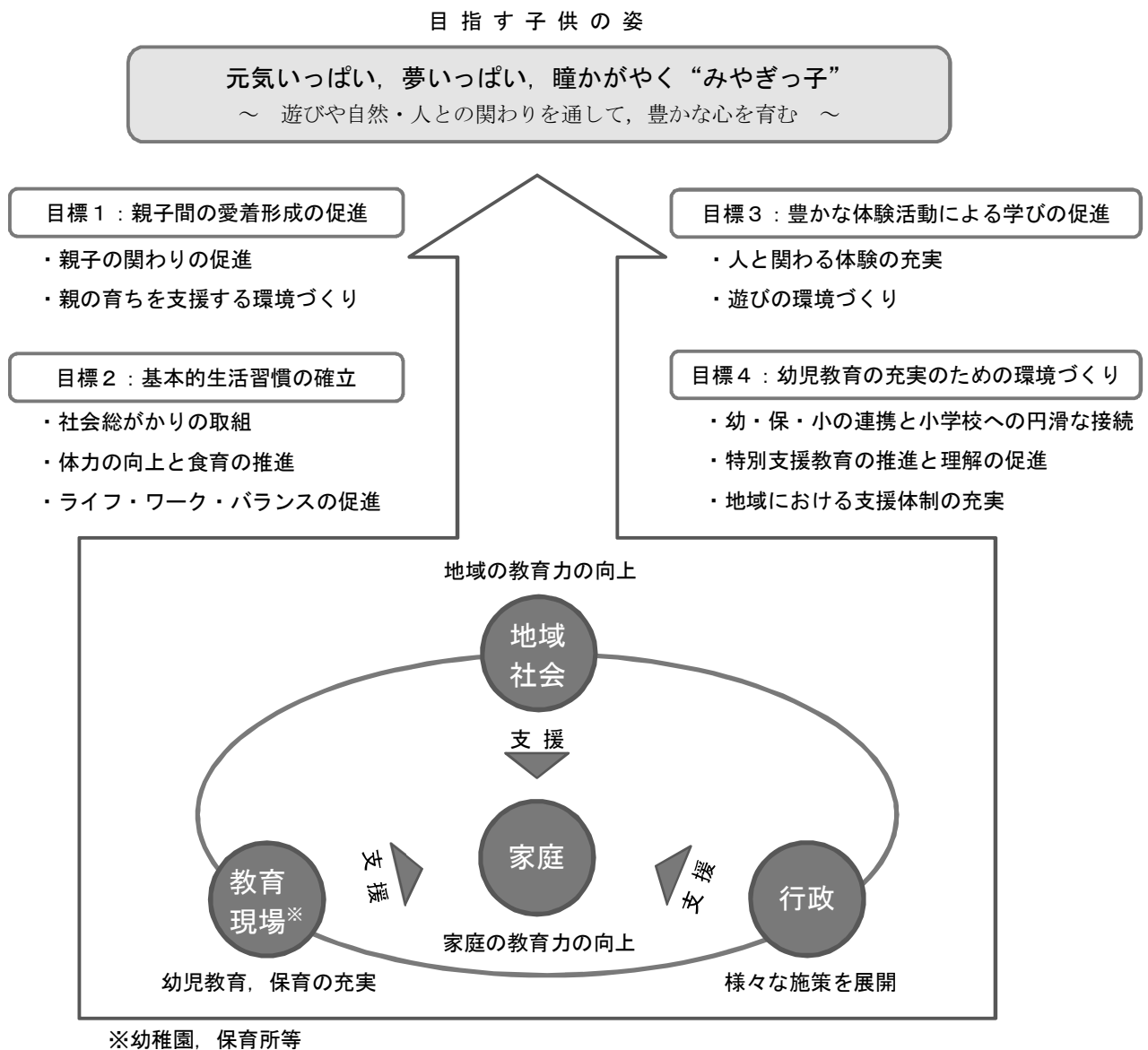
### <方向性>

- ・ 幼児教育は，生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから，幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期として捉え，家庭，幼稚園，保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ，小学校へ入学する時期までに，子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲，健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。

### (1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 重点的取組6

- ・ 親子間の愛着形成の促進，基本的な生活習慣の確立及び豊かな体験活動による学びの促進を図り，人格形成の基礎となる人と関わる力，思考力，感性や学ぼうとする意欲など，様々な能力や態度を築く「学ぶ土台づくり」の推進に取り組みます。
- ・ 学ぶ土台づくりの場として重要な役割を持つ家庭の教育力の向上に向けて，親としての「学び」と「育ち」を支援するため，保護者向け研修会やワークショップの開催などにより，家庭教育支援を行います。 → P.65 基本方向9 重点的取組13

<「学ぶ土台づくり」の推進イメージ>



※ 第2期「学ぶ土台づくり」推進計画（平成27年3月策定）から抜粋

(2) 幼児教育の充実のための環境づくり

- ・ 幼稚園、保育所及び認定こども園などと小学校との合同研修や相互交流、カリキュラム編成等を通し、幼・保・小の連携強化を図るとともに、発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を目指します。
- ・ 幼児期の教育や保育の質を高めるため、社会の変化等に対応しながら将来の学習の基礎を作る幼児教育を担う幼稚園教員や保育士等の資質の向上を目指し、大学や関係機関と連携しながら研修の充実を図ります。
- ・ 各地域において幼児教育の推進を中心的に担う人材を育成し、教育現場のニーズに合わせたアウトリーチ型の研修を推進します。



(3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり

- ・ 保健福祉部門と教育部門との緊密な連携のもとで、幼児教育から義務教育、高校教育までを教育の視点から一貫して支える体制づくりを推進します。

<基本方向4>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
平日、子供と触れ合う時間（食事と入浴を除く）について、1時間以上と答えた保護者の割合（%）	88.8% (H28年度)	90%以上 (H32年度)	教育企画室
小学校との連携内容で「就学前又は就学後のカリキュラム作成」と答えた幼稚園、保育所等の割合（%）	13.0% (H28年度)	55.0% (H32年度)	教育企画室 義務教育課
県及び県教育委員会が主催する幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会の参加者数（悉皆研修を除く）（人）	1,773人 (H27年度)	2,700人 (H32年度)	子育て支援課 教育企画室 教職員課 義務教育課

目標2：夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

## 基本方向5 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

### <方向性>

- ・ 障害の有無によらず、多様な個性を持つ全ての子供たちの心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を展開します。

### (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 重点的取組7

#### ① 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり

- ・ ライフステージに応じた必要な支援を行うため、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携のもと、専門的な教育相談・支援が受けられる体制を整備し、乳幼児期からの支援体制の充実を図ります。
- ・ 日常生活における生活の質（QOL）の向上に向けた指導を充実し、個別の支援情報に関する資料の活用や、「個別の教育支援計画<sup>※25</sup>」及び「個別の指導計画<sup>※26</sup>」に基づいた一貫した指導や支援を行うことで、卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実を図ります。
- ・ 社会的存在としての人間の生き方の観点を重視した勤労観や職業観を育む体制を充実させ、企業や労働及び福祉関係機関と連携しながら、将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実を図ります。

#### ② 個々の能力を最大限に伸ばす学校づくり

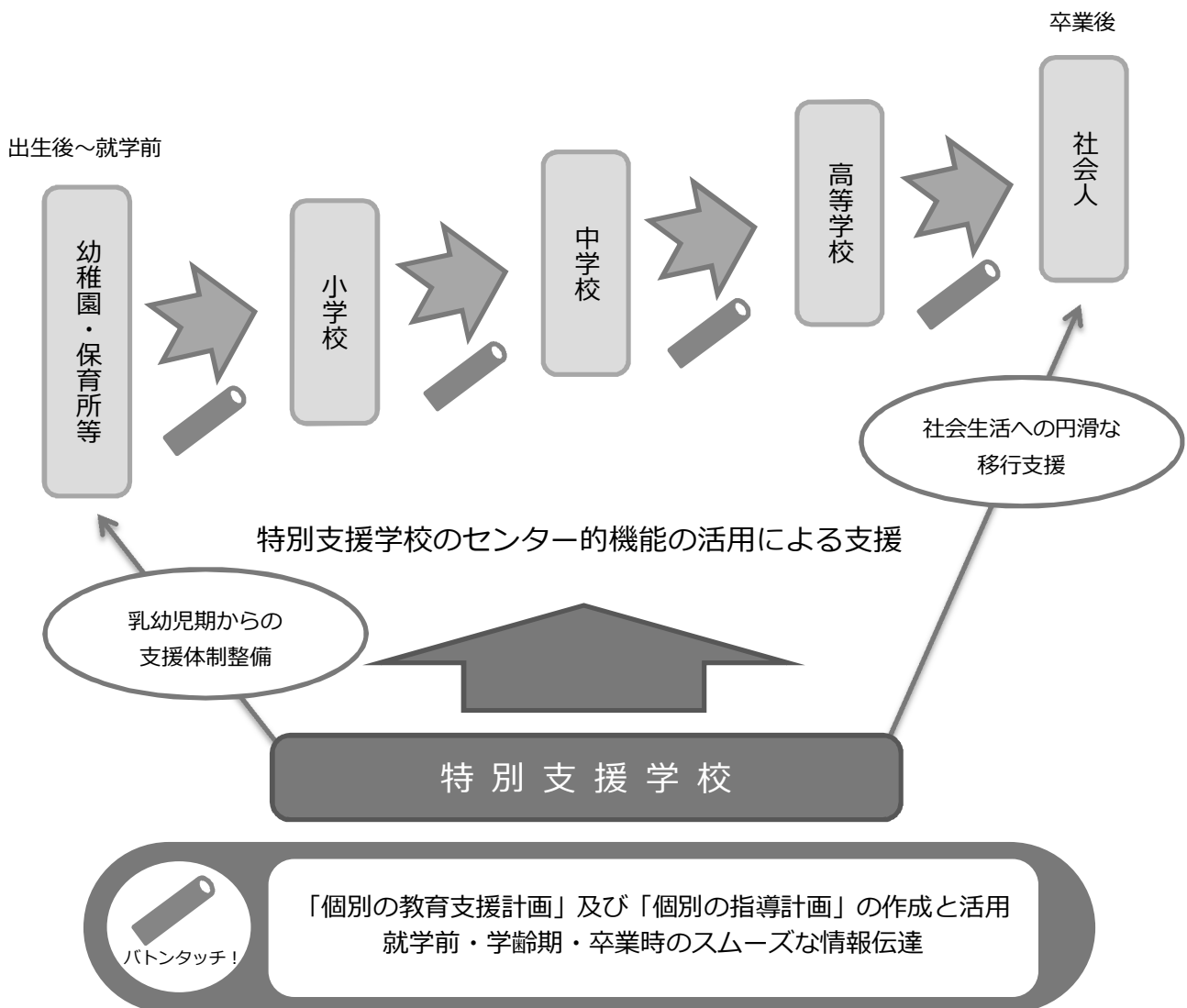
- ・ 障害の特性に応じた指導の工夫を行うため、ICTの活用も含めた教材教具の充実を図るとともに、「個別の指導計画」を活用して、合理的配慮の提供を含めた個に応じた指導や支援の充実を図ります。また、校内体制の充実と強化を図り、教育環境の整備を行うなど多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現を図ります。
- ・ 教員研修の充実により小学校、中学校及び高等学校の特別支援教育担当者の実践的指導力の向上を目指すとともに、指導の上で必要な前提となる情報的サポートを行います。また、特別支援学校のセンター的機能を更に強化し、学習の質を高めるため、教員の専門性の向上を図ります。

- ・ 特別支援学校の狭隘化に対する対策を推進し、学習の質や効果を高めるための環境整備を図ります。

### ③ 共生社会の実現に向けた地域づくり

- ・ 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進や、インクルーシブ教育システムの理解と啓発を行い、共生社会の実現を目指した理解促進を図ります。
- ・ 教育、福祉、労働と連携し、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）をいう。）に対する理解啓発を図ります。
- ・ 市町村教育委員会における教育相談体制の充実に向けた支援を行います。

#### <宮城の特別支援教育の推進のイメージ>



(2) 多様な個性が生かされる教育の推進

- 多様な個性や能力のある子供たち一人一人の様々な教育的ニーズに丁寧に対応し、それぞれの長所や強みを生かしながら、子供の力を最大限に伸ばす教育を推進します。
- 性的マイノリティ<sup>※27</sup>とされる児童生徒に対し、その心情等に十分配慮した対応を行うなど、一人一人の特性に応じた適切な配慮や支援を行うとともに、多様な個性を尊重し、互いに認め合う態度を育みます。

<基本方向5>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
小学校から中学校に、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を引き継いでいる割合 (%) (個別の教育支援計画)			
特別支援学級	74.1%	95.0%	特別支援教育室
通級指導教室	63.6%	92.0%	
	(H28 年度)	(H32 年度)	
(個別の指導計画)			
特別支援学級	77.7%	95.0%	
通級指導教室	63.6%	92.0%	
	(H28 年度)	(H32 年度)	
特別支援学校が主催する研修会への中学校、高等学校教員の受講者数 (人)	361 人 (H27 年度)	470 人 (H32 年度)	特別支援教育室
特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合 (%)	30.5% (H27 年度)	36.0% (H32 年度)	特別支援教育室

※25 「個別の教育支援計画」:

福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成するもの。

※26 「個別の指導計画」:

障害の状態等に応じた、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画。

※27 「性的マイノリティ」:

同性愛者や性同一性障害のある者など、性的少数者のこと。

目標3：ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

## 基本方向6 郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成

### <方向性>

- ・ 国際化社会で活躍するためには、自国の理解と日本人としてのアイデンティティがその基盤になることから、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進します。  
あわせて、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、国際的視野を持ち世界に通用する人づくりを進めます。
- ・ 郷土の財産である文化財について、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、地域コミュニティの絆として、文化財が持つ魅力を一層引き出し、地域活性化に向けて活用を図ります。
- ・ 震災からの復興を実現し、地域振興・活性化を目指す地方創生及び我が国や郷土の発展に向けて、宮城の将来を担う人づくりを進めます。

### (1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成

- ・ 我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習などを通じて、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進します。
- ・ 地域の特色ある伝統文化などを守り継承していくために、地域文化を知り、主体的に地域に関わろうとする意識を高めます。また、地域への関わりを通して地域への誇りや愛着を育み、文化を継承する人材を育成します。
- ・ 国指定の文化財や日本遺産に認定された「政宗が育んだ“伊達”な文化」をはじめとする宮城の魅力あふれる様々な文化財を、地域が主体となって国内外に発信し、地域の活性化を図るとともに、郷土の良さを見つめ直し、主体的に関わることで郷土を愛する心を育みます。
- ・ 相互理解に基づく多文化共生という視点のもと、自国の伝統文化を理解し、発信力や国際的コミュニケーション能力、そして社会貢献の意識を持つグローバル人材を育成します。

## (2) 文化財の保護と活用

- ・ 文化財を後世へ保存・継承し、郷土の誇りとするために、所有者による保存修理や土地の公有化、無形文化財の保持団体などによる後継者育成や技術研さんを支援します。また、埋蔵文化財については、保存と開発のバランスに留意して、必要な調整を行います。
- ・ 地域に残る貴重な文化財を、地域活性化のために効果的に活用するよう工夫していきます。

## (3) 宮城の将来を担う人づくり 重点的取組8

- ・ ふるさと宮城の復興を担う人づくりを視野に入れながら、学校と地域や企業などが連携・協働し、児童生徒一人一人が将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度を育てます。
- ・ 未来を担う子供たちを育てていく中で、一人一人の個性に応じて、自らの地域を想い、地域で活躍していく人、あるいは世界に羽ばたく人を育成し、支えていきます。
- ・ 起業家教育、職場体験やキャリアセミナー、インターンシップ、大学訪問など、職業や進路に関する啓発的な取組を推進します。
- ・ 学校と地域産業との連携により、実践的で高度な専門知識・技術・技能の習得を図り、地域の産業界のニーズを踏まえ、地域産業の発展を支える専門的職業人を育成します。
- ・ オリンピック・パラリンピックなどを題材としながら、国際的な視野に立ち、世界の平和や発展に貢献しようとする態度を育てる教育的活動を推進します。

<人材育成のイメージ>

## 宮城の復興，我が国の発展



<基本方向6>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
「地域の行事に参加している」と答えた児童生徒の割合 (%)			
小学6年生	76.0%	78.0%	義務教育課
中学3年生	44.8%	48.0%	
	(H28年度)	(H32年度)	
「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答えた児童生徒の割合 (%)			
小学6年生	35.4%	40.0%	義務教育課
中学3年生	45.8%	50.0%	
	(H28年度)	(H32年度)	
ボランティア活動を実施している公立高等学校の割合 (%)	92.4%	100%	高校教育課
	(H27年度)	(H32年度)	
大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離 (ポイント)	1.1ポイント	1.5ポイント	高校教育課
	(H27年度)	(H32年度)	
新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離 (ポイント)	1.3ポイント	0.5ポイント	高校教育課
	(H27年度)	(H32年度)	
県内の高等学校卒業生が県内に就職した割合 (%)	81.9%	84.0%	高校教育課
	(H28年度)	(H32年度)	
職場体験に取り組む中学校の割合 (%)	97.8%	99.0%	義務教育課
	(H27年度)	(H32年度)	
公立高等学校生徒のインターンシップ実施校率 (%)	66.7%	80.0%	高校教育課
	(H27年度)	(H32年度)	



目標3：ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

## 基本方向7 命を守る力と共に支え合う心の育成

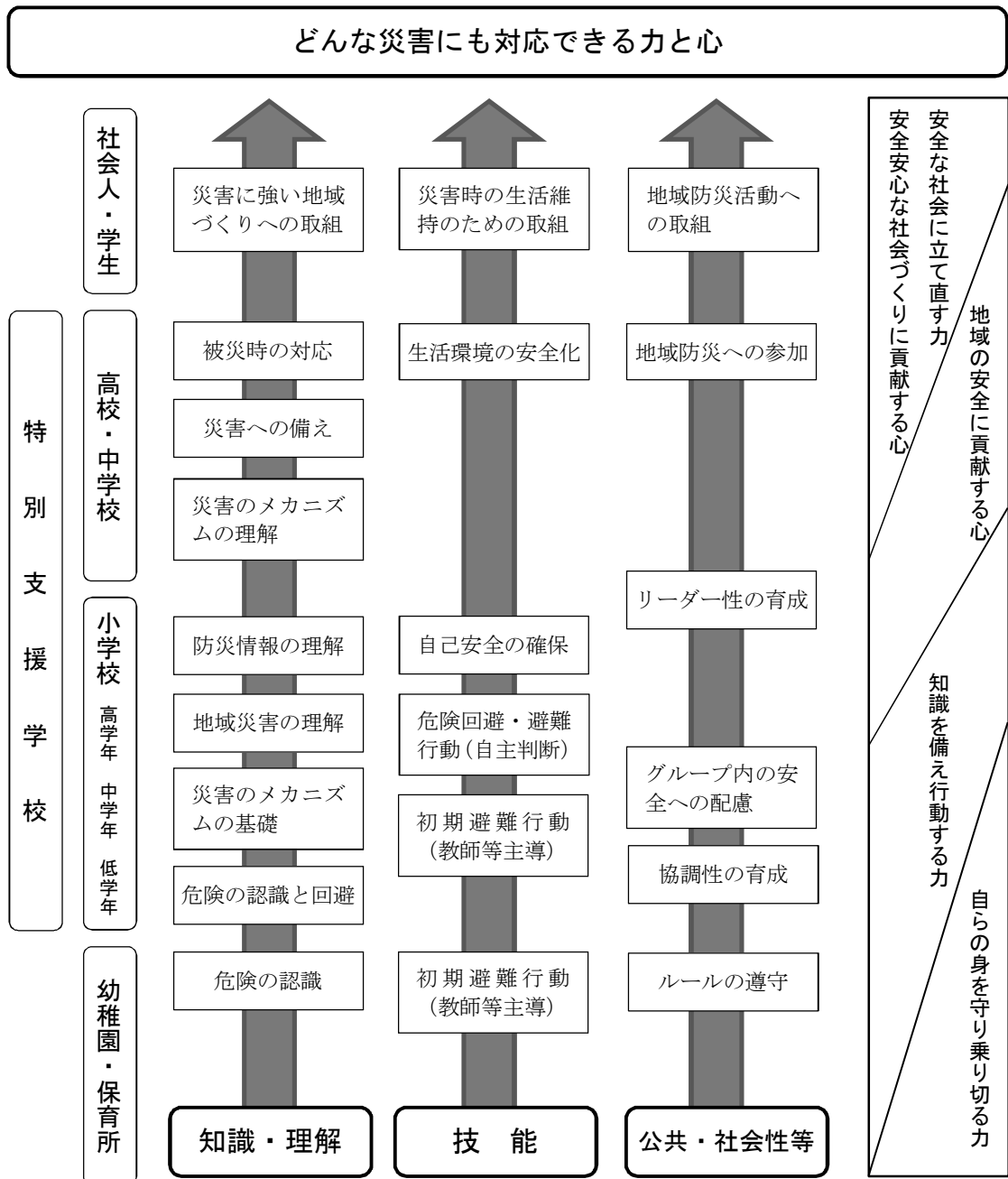
### <方向性>

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、今後も災害は必ず起きるという認識のもと、持続可能な社会づくりの視点に立ち、自然の仕組みや災害に対する正しい知識の習得と災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる力を育成するとともに、自助、共助、公助の心を育むため、防災教育の充実を図ります。
- ・ 災害から自らの命を守ることに加え、安全安心な社会づくりに貢献する心を育み、国内外で発生する災害から多くの命と生活を守る人づくりを進めるとともに、地域に根ざした安全教育を推進します。

### (1) 系統的な防災教育の推進 重点的取組9

- ・ 様々な自然災害から自らの身を守り乗り切る力や、知識を備え行動する力などを育み、災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる人材を育成するため、防災教育副読本や震災遺構などを活用し、学校教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じた系統的な防災教育を推進します。
- ・ 宮城県多賀城高等学校災害科学科において地域と連携した先進的な防災教育などの実践を行い、その成果を県全体で共有します。
- ・ 地域合同防災訓練や地域講師による防災教室及び校内研修会などの実施を通して、小・中・高等学校及び特別支援学校と地域が連携した防災教育を推進します。
- ・ 東日本大震災の経験を踏まえ、地域社会と一体となった防災意識の向上と防災文化の醸成を図るとともに、震災の教訓を後世に伝える人材を育成します。
- ・ 震災関連資料を収集した東日本大震災アーカイブ宮城の活用など、震災に関する記憶の風化を防ぎ、震災の教訓を次世代に継承する取組を推進します。

<学校安全教育体系図（災害安全）>



※ みやぎ学校安全基本指針（平成24年10月策定）から抜粋

## (2) 地域と連携した防災・安全体制の確立

- ・ 防災主任及び安全担当主幹教諭を中心として、学校防災マニュアルの見直しや地域合同防災訓練の実施、研修などを充実させ、災害発生時の対応を確認するなど地域との連携強化を図ります。
- ・ 地域学校安全委員会<sup>※28</sup>等の連絡会議において、学校と地域の連携した取組が円滑に実施できるように情報の共有を行い、学校を含めた地域の防災力の向上と地域社会の安全・安心の一層の充実を図ります。
- ・ 地域住民の避難所等としての役割を果たす学校施設の防災機能の整備を推進していきます。
- ・ 災害安全はもとより、交通安全、生活安全（防犯を含む）の三領域の総合的な学校安全教育を行うとともに、学校安全活動に関連する人的資源、教材学習の場などを、家庭や地域に積極的に求め、学校安全活動の活性化と充実を図ります。

### <基本方向7>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
地域学校安全委員会等の連絡会議を設置している学校の割合 (%)	49.3% (H27 年度)	100% (H32 年度)	スポーツ健康課
地域合同防災訓練等、具体的な取組が実施されている学校の割合 (%)	70.0% (H27 年度)	100% (H32 年度)	スポーツ健康課

※28 「地域学校安全委員会」:

日頃から関係者が連携を深め、児童生徒の安全確保を円滑に行えるようにするため、学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議。各学校や地域の状況に合わせて、学校教職員のほか、PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関で構成される。

目標4：学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り，社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

## 基本方向8 安心して楽しく学べる教育環境づくり

### <方向性>

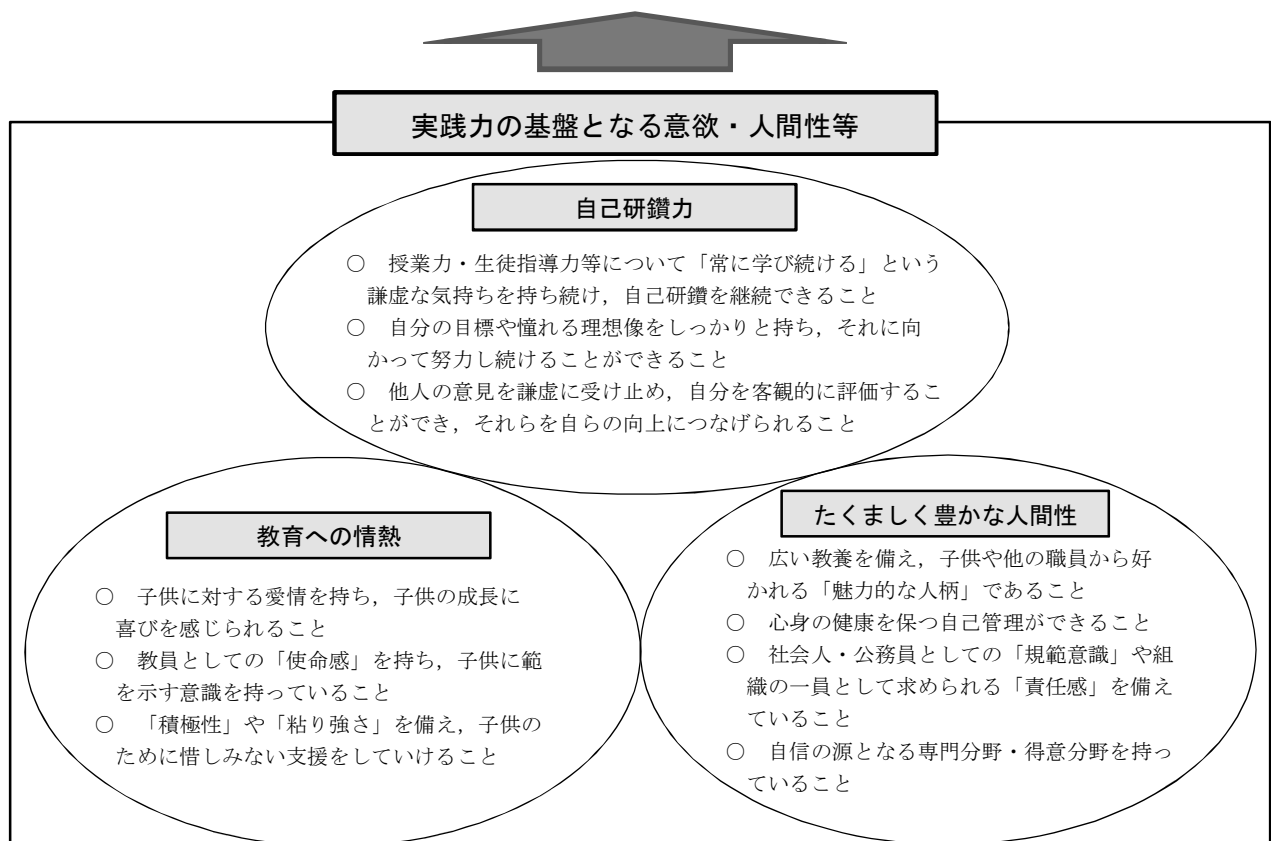
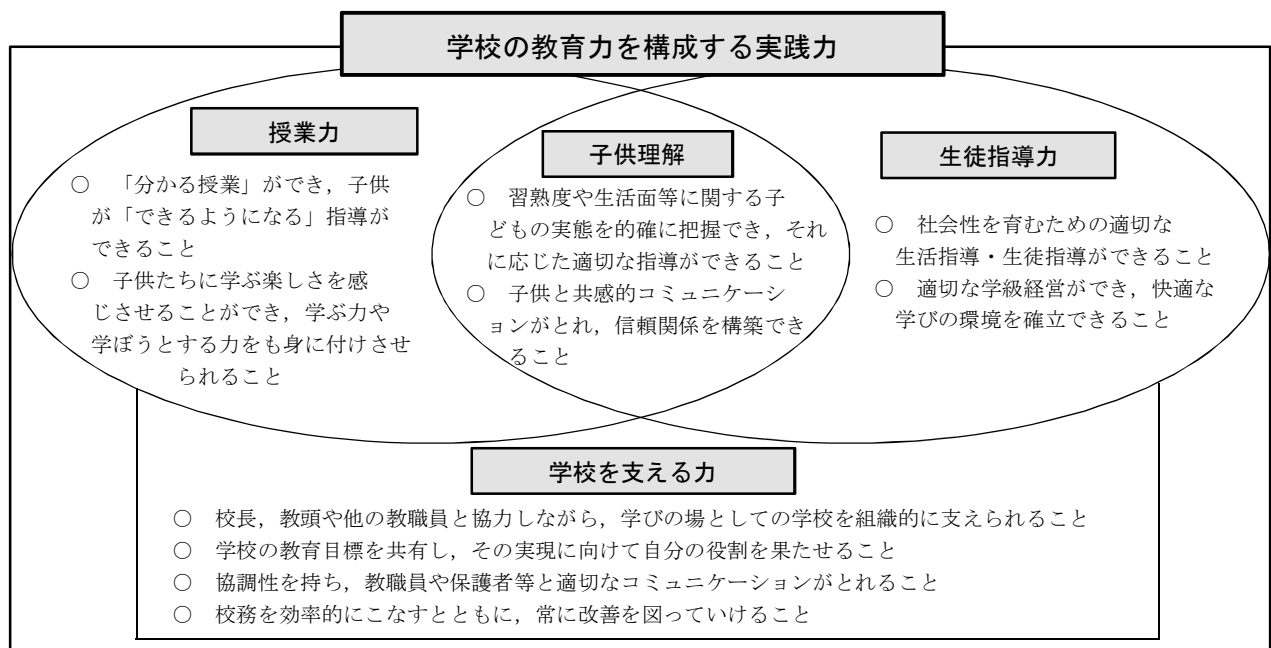
- ・ 多様化，複雑化する教育課題に対応し，教育水準の向上を図るため，高度な教育的実践力はもとより，その基盤となる教育への情熱，子供たちに対する教育的愛情や深い理解，そして社会の変化に適応するための知識及び技能など，教員の資質能力の総合的な向上を図ります。
- ・ 学校の抱える課題が多様化，複雑化し，学校に求められる役割が拡大する中で，外部人材の有効な活用などにより，教員が子供と向き合える時間を十分確保するとともに，教職員一人一人が力を発揮できる環境づくりを進めます。
- ・ 子供の貧困問題への対応や教育を受ける権利などを踏まえ，多様なニーズに応じた学習機会を確保し，「学びのセーフティネット」の構築を図るとともに，被災児童生徒等の就学支援などを行います。
- ・ 家庭や地域の信頼に応え，連携を深めながら子供たちの成長を支えていくため，地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるとともに，社会の変化に対応し，県立高校の改革を推進します。
- ・ 児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して楽しく学ぶことができるよう，安全・安心な学校教育を確保するため，被災した学校施設の復旧・再建を進めるとともに，計画的に学校施設・設備の耐震化や整備等を推進します。
- ・ 建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校が果たしている役割の重要性を踏まえ，私学への支援を行います。

### (1) 教員の資質能力の総合的な向上 重点的取組10

- ・ 大学との連携による教員養成段階の充実とともに，教員としての適性を見極め，実践力や教育への情熱，たくましく豊かな人間性を持った優れた教員を確保するための教員採用選考の改善や，能力を発揮できる環境づくりに向けた人事異動の在り方の工夫・改善に取り組みます。
- ・ 教員に求められる資質能力を高めていくため，若手教員から学校管理職まで，教職経験に応じて，学び続けるための体系的な教員研修の改善と充実を図り，教職に対する使命感や誇り，やりがいを持ち，本県教育を支える教員を育てていきます。

- ・ OJT<sup>※29</sup>の強化を図り、教員同士がともに支え合いながら日常的に学び合える校内研修の充実に取り組むとともに、校内指導体制を整備し、若手教員への知識・技能の伝承を図ります。
- ・ 新たな人事評価制度を確立し、教職員一人一人の資質能力の向上と学校の教育活動の活性化を図るとともに、教育実践等に顕著な成果を挙げた教職員を表彰し、意欲の向上を図ります。

＜宮城の教員に求められる資質・能力＞



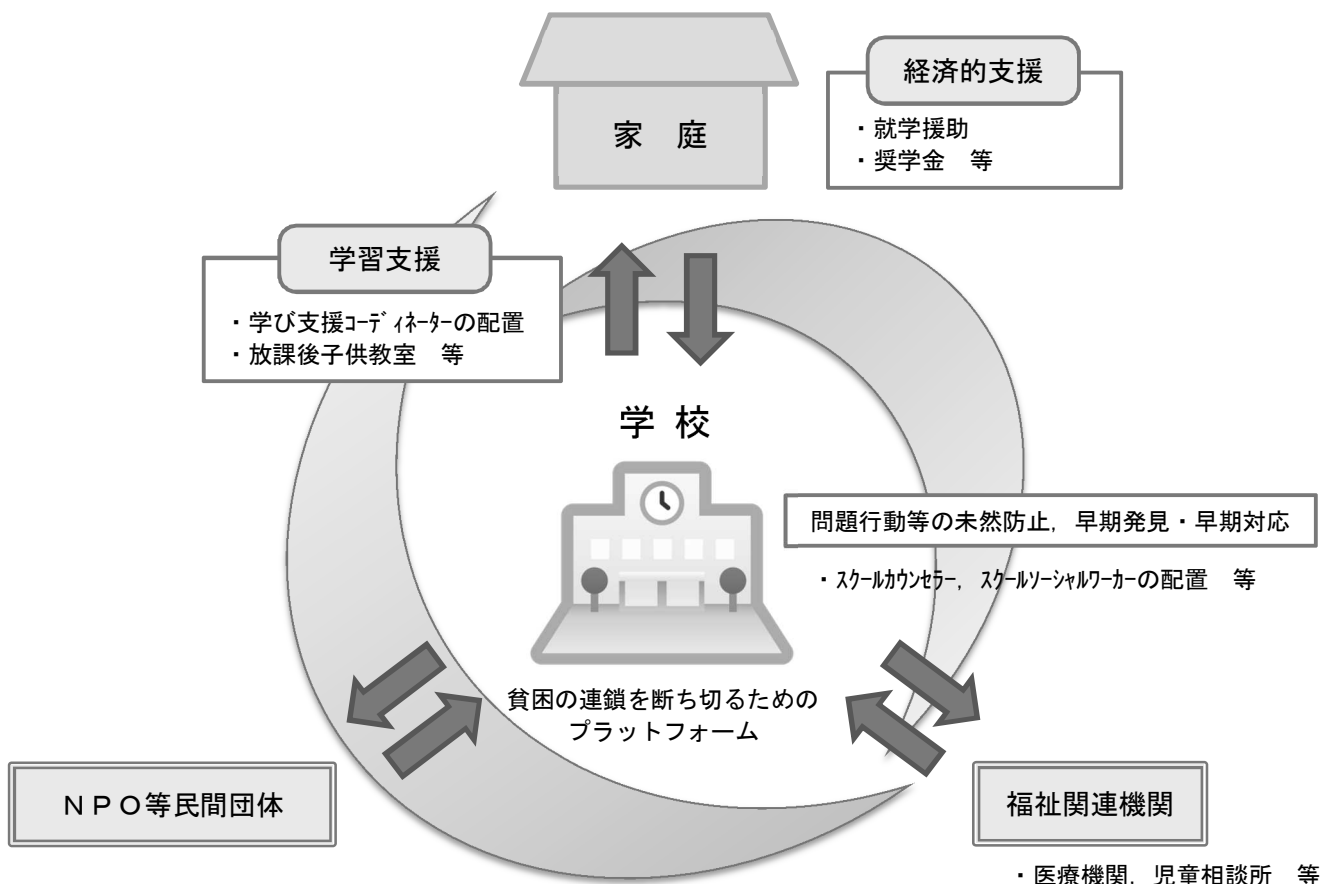
## (2) 教職員を支える環境づくりの推進

- ・ 教科指導や生徒指導など教員としての本来の職務に専念できるよう，学校業務の精選と見直しを行うとともに，専門スタッフや学び支援員による支援及び運動部活動における外部指導者の活用などを行い，教員が子供と向き合える時間を確保します。
- ・ 学校事務の共同化や教務補助職員の配置，学校運営支援統合システムの利用促進などにより，校務の効率化・情報化を図り，教職員が仕事のしやすい環境づくりを進めます。
- ・ 在校時間調査に基づいた長時間勤務の縮減に向けた取組，メンタルヘルス等に関する各種セミナーの開催や健康診断事業等による心身のケアを計画的に行い，教職員が健康で職務に専念できるよう，健康管理対策の充実を図ります。

(3) 学びのセーフティネットの構築に向けた学習環境の整備充実 重点的取組11

- ・ 経済的理由による教育格差を改善するため、学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、学校を窓口として福祉関連機関等との連携を図るなど、保健福祉部門と教育部門との緊密な連携のもとで、総合的な子供の貧困対策を推進します。
- ・ 学び支援コーディネーターの配置など地域による学習支援や、高校中退者等に対する学び直しの機会を提供することなどにより、多様なニーズに応じた学習機会を確保します。
- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生に対し、奨学金制度等による支援を継続して行います。
- ・ 被災した児童生徒等が安心して就学できる環境を整備するため、奨学金の給付などの就学支援を行うほか、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を図ります。
- ・ 子供の居場所づくりや学習支援の充実に向けて、市町村教育委員会やNPO等民間団体との連携強化を図ります。

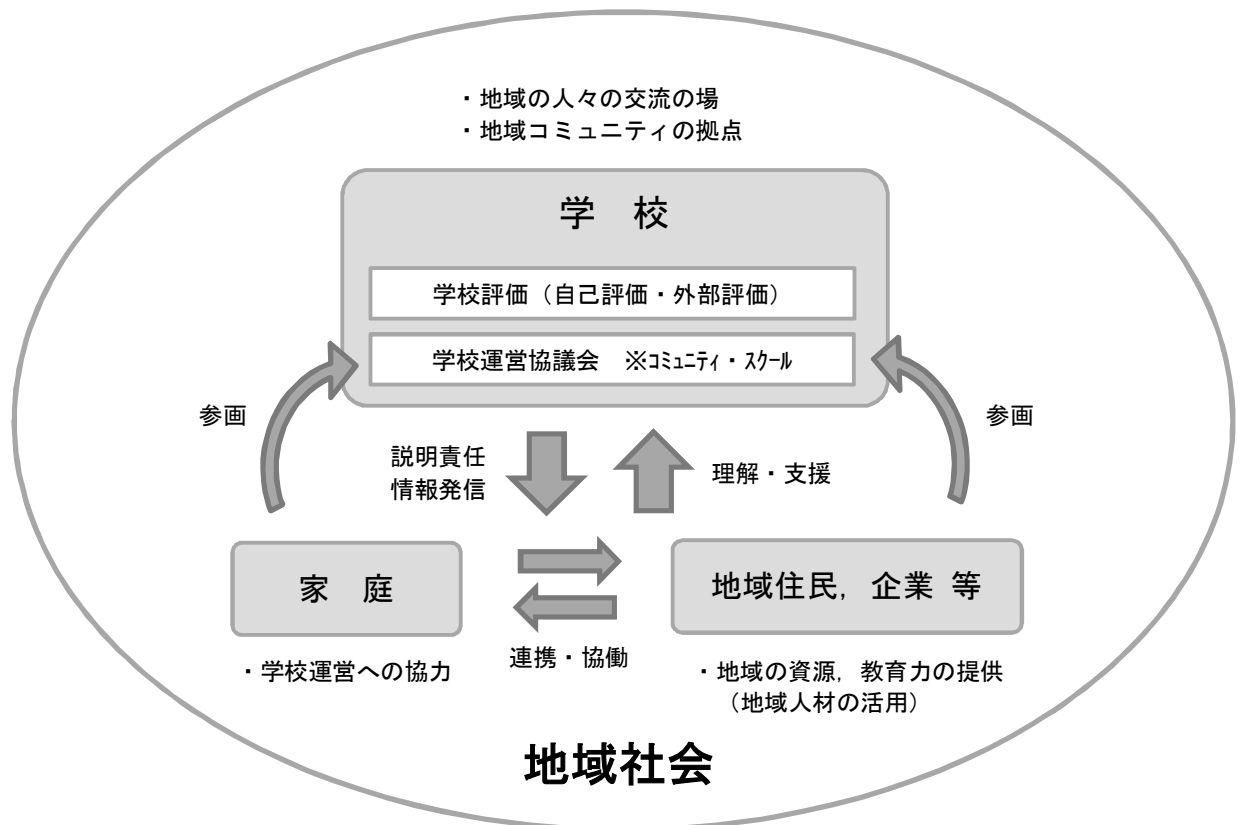
<学びのセーフティネットの構築>



(4) 開かれた魅力ある学校づくりの推進 重点的取組12

- ・ 学校運営の組織的・継続的な改善を図るため、学校評価の充実に取り組むとともに、学校の教育目標や方針、教育計画の内容及び実施状況などを家庭や地域に積極的に発信し、適切に説明責任を果たしていきます。また、地域の人材の積極的な活用や、コミュニティ・スクール<sup>※30</sup>の推進などにより、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めます。
- ・ 地域の人材や社会資源の活用、社会教育施設との連携など、地域社会と結び付いた教育を展開し、「社会に開かれた教育課程<sup>※31</sup>」を実践していきます。
- ・ 各地域における高校の役割や期待など、地域の意見を聞きながら地域のニーズを踏まえた県立高校将来構想を策定し、学校の再編・統合や学科の改編などを含め、児童生徒数の減少や社会状況の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めます。
- ・ 多様な学びのニーズに応える定時制・通信制高校教育の充実を図ります。
- ・ 県立高校において、より公正かつ教育効果の高い入学者選抜制度改革の検証、改善を進めます。

<開かれた魅力ある学校づくり>





(5) 学校施設・設備の整備充実

- 安全・安心な学校教育を確保するため、震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建を進めます。
- 災害時の避難所等の役割を果たす学校施設について、天井・外壁等の非構造部材の耐震化を促進します。
- 安全性に加えてユニバーサルデザイン<sup>※32</sup>など教育にとって快適な空間づくりの視点も踏まえながら、経年により老朽化した既存の校舎、屋内運動場の改築や大規模改造など計画的な整備を推進します。
- 各学校の特色ある教育活動の充実に配慮するとともに、将来の県立学校の姿を考慮し、学校の再編・統合等を踏まえ、効率的かつ効果的な施設・設備の整備を推進します。

(6) 私学教育の振興

- 建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校に対し、運営費をはじめとした各種助成措置などにより支援を行います。
- 公立学校との教員の人事交流や、公立私立の枠を越えた研修や研究などに積極的に取り組みます。

<基本方向8>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合 (%)			
小学6年生	87.0%	91.0%	義務教育課
中学3年生	80.3%	84.0%	
	(H28年度)	(H32年度)	
保護者及び地域住民等に対して学校公開を実施している学校(小・中)の割合 (%)			
小学校	76.0%	83.0%	義務教育課
中学校	54.0%	60.0%	
	(H28年度)	(H32年度)	
学校関係者評価を広く公表している県立高等学校の割合 (%)	68.0%	90.0%	高校教育課
	(H26年度)	(H32年度)	
学校外の教育資源を活用している公立高等学校の割合 (%)	87.2%	100%	高校教育課
	(H27年度)	(H32年度)	

※29 「OJT」:

仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修のこと。オン・ザ・ジョブ・トレーニング (on-the-job training) の略

※30 「コミュニティ・スクール」:

「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。

※31 「社会に開かれた教育課程」:

社会の変化に開かれ、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく役割を持つ教育課程。

※32 「ユニバーサルデザイン」:

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

目標4：学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り，社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

## 基本方向9 家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり

### <方向性>

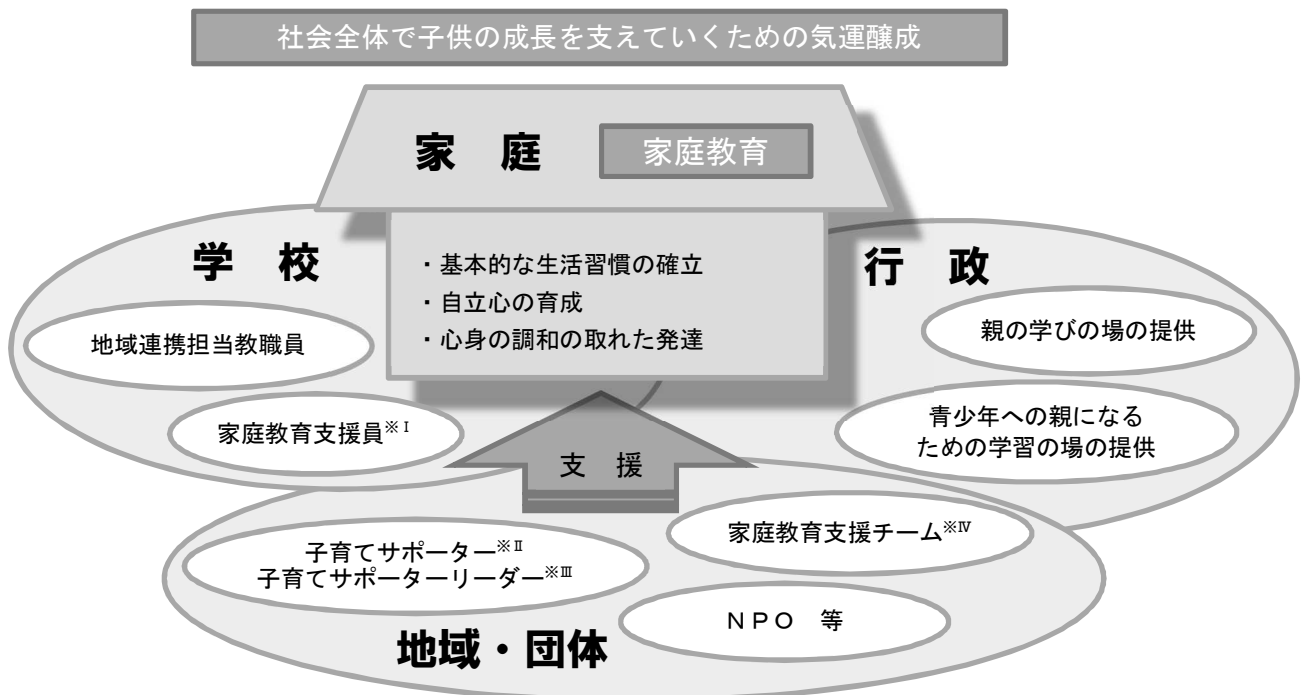
- ・ 家庭は，子供たちの健やかな育ちの基盤であり，基本的な生活習慣や自立心を育み，心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものです。また，家庭教育は全ての教育の出発点であることから，家庭の自主性を尊重しつつ，家庭の教育力を支える環境づくりを進めます。
- ・ 家庭・地域・学校の協働の取組を行政がしっかりと支える「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させ，家庭・地域・学校が連携・協働して，安全で安心して子供を育てる環境づくりを進めます。
- ・ これらの取組を進めるに当たっては，特に学校が持つ本来の役割を十分に果たせるよう，家庭・地域・学校が目的を共有しながら，より強い信頼関係のもとで，それぞれの役割を適切に果たすことができるよう支援します。

### (1) 家庭の教育力を支える環境づくり 重点的取組13

- ・ 宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」<sup>※33</sup>を活用した研修会の開催など保護者への「親の学びの場」の提供や，青少年への「親になるための学習の場」の提供などを通して，親としての「学び」と「育ち」を支援します。
- ・ 家庭教育に関する情報提供や相談対応を専門的に行う家庭教育支援員や地域連携担当教職員を学校に配置するとともに，子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーなど地域人材の養成や地域人材を活用した家庭教育支援チームの組織化の支援などにより，家庭教育支援体制の充実を図ります。
- ・ 行政や学校と地域のNPOをはじめとする様々な家庭教育支援団体との連携を促進し，地域で子供を育てるための環境づくりを進めます。
- ・ 男女共同参画の視点も踏まえながら，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※34</sup>）がとれ，子供を生みたい，育てたいと思える社会を実現するため，子育て支援を進める県民運動を推進し，社会全体で子供の成長を支えていくための気運醸成を図ります。

- ・ 学校，家庭，地域，団体や企業等が連携・協力し，ルルブル運動や，はやね・はやおき・あさごはん推奨運動など，子供の基本的な生活習慣の確立に向けた取組を推進します。

＜家庭教育支援のイメージ＞



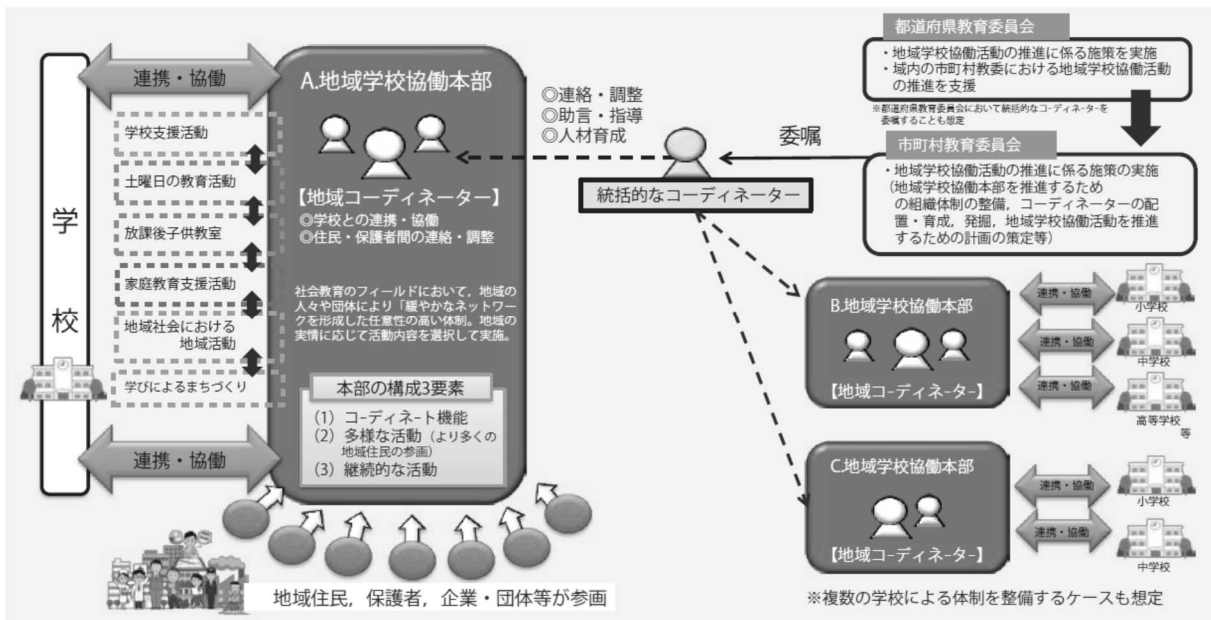
名 称	内 容
※Ⅰ 家庭教育支援員	家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材【PTA経験者，元教員等】
※Ⅱ 子育てサポーター	家庭教育や子育て，しつけ等について気軽に相談に応じたり，アドバイスを行う人材
※Ⅲ 子育てサポーターリーダー	子育てサポーターの中心的役割を果たし，家庭教育講座等で学習内容を提供する人材
※Ⅳ 家庭教育支援チーム	子育てサポーターや子育て支援者，保健師，民生委員等の地域人材によって構成し，地域の課題に応じて組織的かつ柔軟に家庭教育支援活動を行う組織

(2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進 重点的取組14

- ・ 本県が取り組んできた協働教育を更に推進し，地域と学校が連携・協働のもと，一体となって子供を育む「地域学校協働活動」の推進と，活動を支える「地域学校協働本部<sup>※35</sup>」の組織化を進めます。
- ・ 地域の人々と目標を共有し，地域と一体となって子供たちを育む「地域と共にある学校」（コミュニティ・スクール）を推進します。
- ・ 地域に開かれた魅力ある学校づくりを進める上で，みやぎ教育応援団などを活用しながら，地域の人々や保護者の学校ボランティアなどへの参加を広げるとともに，PTA活動などを通じて教育についての相互理解を深め，家庭・地域・学校のより良い関係づくりを進めます。

- ・ 民間企業，地域活動団体，ボランティア団体などとの連携を強化するとともに，団体相互の緩やかなつながりを形成することができる交流の場（プラットフォーム）の設置を推進します。

<地域学校協働活動を推進するための体制イメージ>



※ 平成 27 年度文部科学白書（文部科学省）から抜粋

(3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり

- ・ 防犯や交通安全について地域のボランティアなどと連携し，見守りを含めた地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めます。
- ・ 民間事業者等と連携し，児童生徒や保護者への携帯・スマートフォンの利用に係るフィルタリング設定等の普及啓発や，発達段階に応じた情報モラル教育及び情報リテラシー教育<sup>※36</sup>の実施などにより，情報機器の利便性と危険性についての理解促進を図ります。
- ・ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めるとともに，活動プログラムの一体的な実施を促進することで，質の向上と機能の充実を図りながら，子供たちの放課後等における豊かな体験活動や地域住民との交流の場の拡充と安全・安心な居場所づくりを推進します。
- ・ 家庭，地域，関係機関等が連携・協働し，地域全体で有害環境の浄化活動や児童虐待防止，道路，公園などの環境整備などを行い，犯罪の発生しにくい，安全で安心なまちづくりを推進します。

<基本方向9>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
朝食を欠食する児童の割合（小学6年生）（%）	3.8% （H28年度）	3.0% （H32年度）	教育企画室
平日、午後10時より前に就寝する児童の割合（小学6年生）（%）	55.2% （H28年度）	60.0% （H32年度）	教育企画室
平日、午前6時30分より前に起床する児童の割合（小学6年生）（%）	46.2% （H25年度）	60.0% （H32年度）	教育企画室
「市町村家庭教育支援チーム」を設置する市町村数（市町村）	17市町村 （H27年度）	35市町村 （H32年度）	生涯学習課
地域学校協働本部を設置する市町村数（市町村）	0市町村 （H27年度）	35市町村 （H32年度）	生涯学習課
「みやぎ教育応援団」の活用件数（件）	2,254件 （H27年度）	2,760件 （H32年度）	生涯学習課

※33 「宮城県版親の学びのプログラム『親のみちしるべ』」：

（掲載 HP：<http://www.pref.miyagi.jp/site/katei/oyanomanabi-index.html>）

親育ちのための“参加型ワークショップ形式プログラム”。

<第1弾〔平成24年度作成版〕>

親としての心構えや親子のコミュニケーションについて、子育て中の親が「気づき」を得ることができるように工夫したプログラム。

対象：乳幼児期の子供や小学校低・中学年の子を持つ親

<第2弾〔平成25年度作成版〕>

自分自身を振り返ることをきっかけとして、親子が向き合って信頼関係を見つめ直し、子育てや自分への「気づき」を得ることができるように工夫したプログラム。

対象：思春期の子供を持つ親や将来親になる10代の子供

※34 「ワーク・ライフ・バランス」：

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

※35 「地域学校協働本部」：

社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制。地域の実情に応じて活動内容を選択して実施。

※36 「情報リテラシー教育」：

情報や情報機器などを正しく使いこなすことができる能力を育成すること。

目標5：生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

## 基本方向10 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

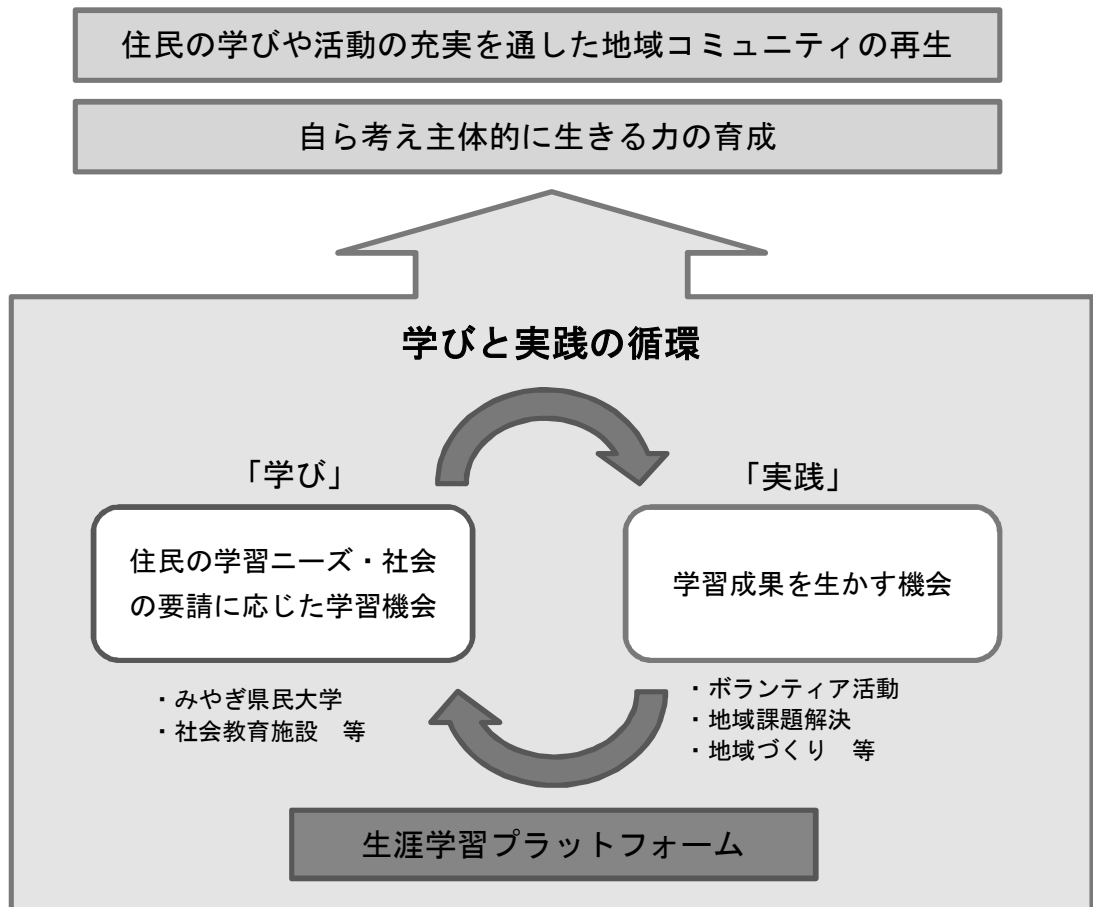
### <方向性>

- ・ 県民誰もが、自分を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、どのような環境にあっても学ぶことができ、その成果を様々な形で生かすことのできる生涯学習社会の実現を図ります。
- ・ 文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育み、生涯を通じて豊かな生活が送れるような環境づくりに取り組むとともに、文化芸術による地域づくりを目指します。
- ・ 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康・体力の保持増進によって潤いと活力のある生活を実現するため、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、楽しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

### (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 重点的取組15

- ・ みやぎ県民大学の実施をはじめ、行政と地域の教育機関、NPO、企業等が連携し、高度化・多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供することにより、県民誰もが、求める学びを見つけ生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを進めます。
- ・ 学習の成果や習得した知識・技能を生かす機会の充実を図り、生涯学習活動やその成果が様々な形で生かされ、新たな学習や活動につながる「学びと実践の循環」の形成に取り組めます。
- ・ 地域の人々、行政、大学等の教育機関、NPO、民間企業等、生涯学習や社会教育に携わる人たちが情報を共有したり、行動連携を具現化するなど、ゆるやかなネットワークを結び、それぞれの地域の学びを支える基盤となる「生涯学習プラットフォーム」を構築します。
- ・ 地域の学び・活動の拠点である公民館等の社会教育施設が、地域住民の自発的な学習や交流、体験活動の場として、また、社会に開かれた教育の実践の場として、地域住民と共に課題解決に取り組んでいくことができるよう支援していきます。

<生涯学習の目指す姿>



(2) 多様な学びによる地域づくり

- ・ 多様な学習成果の実践や活動への参画を通して互いに学び、それを地域に還元していくことで地域のネットワークを広げ、地域コミュニティの活性化につなげていきます。
- ・ 地域の生涯学習の推進を支えるリーダーの育成に取り組みます。
- ・ 文化・芸術とスポーツの双方の良さを理解するために、学校や地域における文化・芸術団体とスポーツ団体が共同して活動できる環境づくりを目指します。



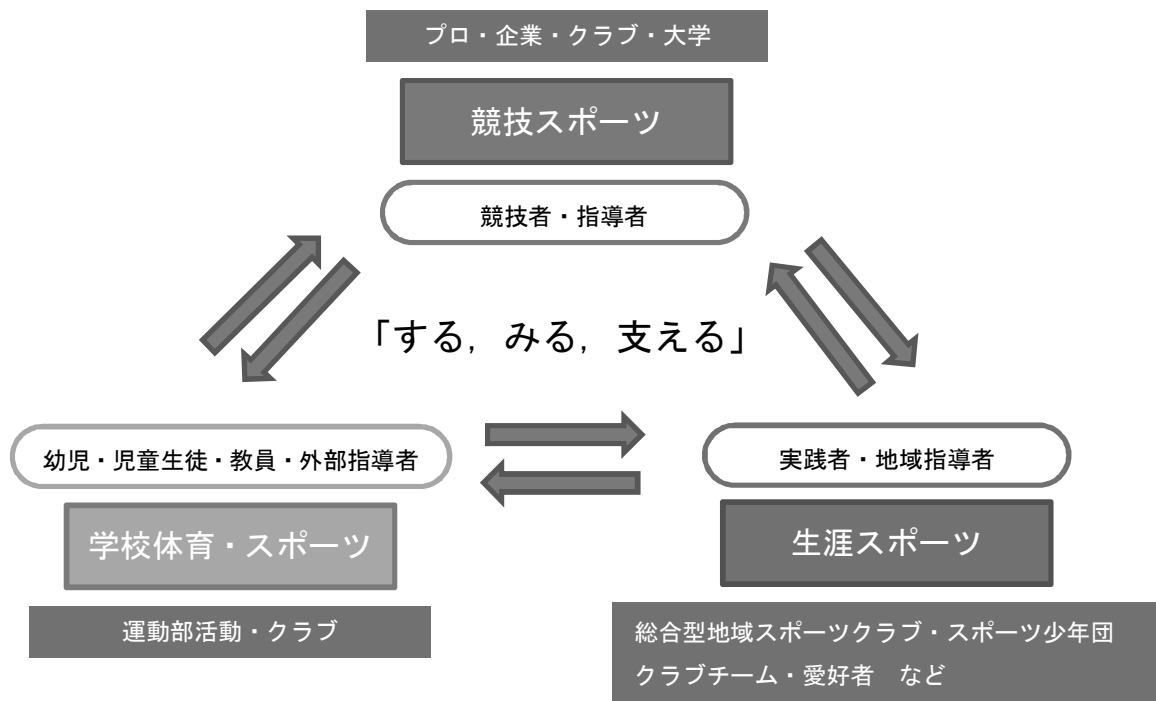
### (3) 文化芸術活動の推進

- ・ 子供たちに優れた文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、文化芸術に関する体験学習の機会や発表、交流の場を充実させ、個性、感性及び創造性を育む環境づくりに取り組みます。
- ・ 文化芸術活動の担い手の意欲や技術・技能の向上、担い手を支える文化芸術団体等への支援などにより、文化芸術活動を担う人材・団体を育成し、本県の文化芸術の振興を図ります。
- ・ 図書館、美術館、博物館など社会教育施設の充実及び活用を図り、文化芸術に触れる機会づくりに取り組みます。

### (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 重点的取組16

- ・ 総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援や、学校体育施設の開放など、身近なスポーツ施設の充実によりスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充し、県民が主体となった地域のスポーツ環境を整備していきます。
- ・ 運動やスポーツを行うほか、スポーツ観戦やスポーツボランティア活動への参加など、多様な関わり合いを通じた“スポーツを「する、みる、支える」活動”により、スポーツへの関心と意欲を高め、生涯にわたるスポーツへの取組を推進します。
- ・ 中長期的な視点に立って本県のスポーツの振興を支えていくため、県有スポーツ施設の整備、スポーツに関する情報提供などの条件整備を進めます。
- ・ 年齢や性別、障害の有無を問わず、県民誰もが参加できるアダプテッド・スポーツ<sup>※37</sup>の普及・強化を図ります。

＜生涯スポーツ社会 ―生涯にわたるスポーツ環境の整備―＞



(5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進

- ・ 県民誰もが、プロスポーツや企業スポーツの観戦やボランティア活動、スポーツ教室への参加などを通して、トップレベルのスポーツに触れ、親しむことができるよう、プロスポーツや企業スポーツの更なる定着促進を図ります。
- ・ 国際的なスポーツ大会・国体等で活躍できる人材の育成に向けて、優れた素質を持つジュニアアスリートの発掘・育成を充実させるとともに、ジュニア期からの一貫した強化体制の構築を図り、選手育成強化や支援体制の整備を進めます。
- ・ 表彰制度の拡充や活動費の補助のほか、キャリアを生かしたセカンドライフ支援など、トップアスリート・指導者に対する評価及び支援を行います。

<基本方向10>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
みやぎ県民大学講座における受講率 (%)	66.8% (H27 年度)	80.0% (H32 年度)	生涯学習課
市町村社会教育講座の参加者数 (人口千人当たり) (人)	728 人 (H27 年度)	764 人 (H32 年度)	生涯学習課
みやぎ県民文化創造の祭典参加者数 (うち出品者・出演者等の数) (千人) 参加者数 うち出品者・出演者等の数	1,016 千人 20.6 千人 (H27 年度)	1,080 千人 24.8 千人 (H32 年度)	消費生活・文化課
総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率 (%)	62.9% (H27 年度)	91.4% (H32 年度)	スポーツ健康課

※37 「アダプテッド・スポーツ」:

障害者や高齢者、子供あるいは女性等が参加できるように修正された、あるいは新たに創られた運動やスポーツ、レクリエーション全般を指す言葉。本来は一人一人の発達状況や身体条件に適応させたスポーツという意味。

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進に向けた施策の在り方

#### (1) アクションプランの策定及び計画の見直し

本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、実施する施策の内容や年次計画などを具体的に示すアクションプランを策定します。

なお、第1期アクションプランの期間は、本県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」の終期を踏まえ、平成32年度までとします。

あわせて、教育を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、本計画の策定から4年後を目途に見直しを行い、計画の必要な改定を行います。

#### <各計画期間>



#### (2) 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を確実に推進するためには、施策の方針に掲げた様々な取組の実施状況を常に把握し、点検・評価していくことが重要です。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、毎年度、定期的な点検・評価を実施するものであり、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルによる進行管理を行います。

なお、本計画の点検・評価を実施するに当たっては、同条第2項の規定に基づき、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)に基づき実施される「宮城の将来ビジョン(平成19年度～平成32年度)」及び「宮城県震災復興計画(平成23年度～平成32年度)」に係る「政策評価・施策評価」と一体的に実施します。

## 2 学校における教育施策の着実な推進

学校は、本県教育を推進する上で中心的な役割を担っており、本計画の実効性を高めるためには、個々の教職員の本計画に対する十分な理解のもとで、子供たちの教育に対し、学校が体系的かつ組織的に取り組んでいくことが重要です。また、学校種間の円滑な連携・接続を図ることにより、教職員が異なる学校段階にわたって教育を見通す力を養い、子供の発達や学びの連続性を確保していく必要があります。

このため、教職員がそれぞれの職の専門性を発揮し、外部人材の積極的な活用などを通じて、学校の組織的な教育力を高めるとともに、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続や、小・中・高等学校及び特別支援学校間の連携・接続を推進し、学校における教育施策の着実な推進を図ります。

## 3 関係機関、関係団体等との連携

### (1) 家庭や地域、企業や大学等との連携・協働

本計画の実現には、行政や学校・教育機関だけでなく、子供たちの健やかな育ちの基盤である家庭をはじめ、社会経験を積み重ね、社会性や公共性を得ることのできる場となる地域、さらには専門的な知識や最新の技術を有する企業やNPO等の民間団体、大学等との連携・協働が不可欠です。

このため、様々な機会を捉えて、本県の教育に対する県民の意見や要望などを十分に把握するとともに、家庭や地域、企業や大学等の力を結集し、県民が一体となった教育力向上の取組を推進します。

### (2) 市町村教育委員会との連携

教育施策を実効性のあるものとして着実に推進するためには、県と市町村教育委員会との連携が不可欠です。緊密な情報提供・情報交換などを通じて、本県教育のより一層の充実を図ります。また、市町村教育委員会が、地域の特性を生かし、創意・工夫して本計画の実現のために実施する取組に対し、必要な支援を行うとともに、それら取組の成果を、県全体に波及させていきます。

### (3) 県関係部局との連携

本計画の施策の推進に当たっては、県教育委員会をはじめ、子育て、福祉、地域づくりなど、部局横断的な取組が必要です。

このため、これまで以上に県の関係部局が相互に連携・協力を図りながら、効果的な取組を実施していきます。

### (4) 国への働きかけ

国は、基本的な教育制度の枠組みの制定や学習指導要領等の教育活動の基準の設定などにより、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る役割を担っています。

本計画の推進に当たっては、国の制度や施策が及ぼす影響が大きいことから、必要に応じて、制度の見直しや施策の提案など、国への働きかけを行って

いくとともに、必要な財政上の措置や、学級編制及び教職員定数等の改善などについて国に対して要請していきます。

#### 4 県民総がかりによる教育施策の展開

本県の復興，そして未来を創造していくために何より必要なのは，未来を担う人材の育成であり，そのために教育が重要な役割を果たすことを県民全体が認識し，教育施策を進める必要があります。また，本計画を着実に推進していくためには，学校・家庭・地域が緊密に連携することはもとより，民間企業やNPO，地域活動団体等の多様な主体が一体となり，県民総がかりで次世代を育てる教育が展開されることが大切です。

このため，本計画に掲げた目指す姿や目標，施策の方向性等が，教育関係者や保護者をはじめ広く県民に共感・共有されるよう，多様な広報媒体を活用しながら，情報発信・広報活動等を行い，計画の周知を図ります。また，本計画の取組の現状や成果についても積極的に周知に努め，それぞれの責任と役割のもと，本県教育を推進していきます。

# 資 料

## <策定経過>

- 1 諮問
- 2 審議経過
- 3 宮城県教育振興審議会委員名簿
- 4 教育振興審議会条例

<策定経過>

1 諮問

教 企 第 1 3 5 号  
平成27年11月26日

宮城県教育振興審議会会長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮 城 県 教 育 委 員 会

第2期宮城県教育振興基本計画の策定について（諮問）

このことについて、教育振興審議会条例（平成20年宮城県条例第3号）第1条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

（別紙）

理 由 書

本県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めていくため、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」を策定し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、当該計画の策定から5年以上が経過し、人口減少とそれに伴う少子高齢化が急速に進行するとともに、東日本大震災の発生等により、本県の子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、復興後を見据えた次代を担う人づくりに向けた教育がますます重要になっています。

あわせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、「宮城県教育振興基本計画」と平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」における目標や施策の根本となる方針を一体的に整理した「教育等の振興に関する施策の大綱」を、本年7月に知事が策定したところであり、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があるものと考えています。

このようなことから、「宮城県教育振興基本計画」の後継計画として、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、「第2期宮城県教育振興基本計画」の策定について諮問するものです。



## 2 審議経過

実施日	行事名等	内 容
平成 27 年 11 月 26 日	第 1 回宮城県教育振興審議会	・委員の委嘱, 任命 ・会長, 副会長の選任 ・諮問 ・第 2 期計画の策定について ・宮城県の教育の現状等について
平成 28 年 2 月 19 日	第 2 回宮城県教育振興審議会	・第 1 期計画の成果及び課題等について ・本県教育が目指す方向性の検討
平成 28 年 5 月 20 日	第 3 回宮城県教育振興審議会	・素案の検討
平成 28 年 6 月 4 日	第 2 期計画策定に関する圏域別意見交換会 (東部, 登米圏域)	・意見発表者 12 名 (各 6 名) ・傍聴者 2 名 (東部) ・傍聴者 11 名 (登米)
平成 28 年 6 月 11 日	第 2 期計画策定に関する圏域別意見交換会 (気仙沼・本吉圏域)	・意見発表者 6 名 ・傍聴者 2 名
平成 28 年 6 月 12 日	第 2 期計画策定に関する圏域別意見交換会 (仙台, 仙南圏域)	・意見発表者 12 名 (各 6 名) ・傍聴者 3 名 (仙台) ・傍聴者 1 名 (仙南)
平成 28 年 6 月 19 日	第 2 期計画策定に関する圏域別意見交換会 (大崎, 栗原圏域)	・意見発表者 12 名 (各 6 名) ・傍聴者 13 名 (大崎) ・傍聴者 2 名 (栗原)
平成 28 年 8 月 2 日	県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会 県北圏域会議	・第 2 期宮城県教育振興基本計画素案について
平成 28 年 8 月 29 日	県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会 県央圏域会議	・第 2 期宮城県教育振興基本計画素案について
平成 28 年 9 月 1 日	第 4 回宮城県教育振興審議会	・圏域別意見交換会の結果報告 ・中間案の検討
平成 28 年 9 月 20 日	県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会 県南圏域会議	・第 2 期宮城県教育振興基本計画素案について
平成 28 年 10 月 6 日 ～11 月 5 日	パブリックコメント実施	・意見提出者 7 名 ・意見等の数 26 件
平成 28 年 11 月 17 日	県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会 全体会議	・第 2 期宮城県教育振興基本計画 (中間案) について
平成 28 年 11 月 18 日	第 5 回宮城県教育振興審議会	・パブリックコメント等の結果報告 ・中間案②の検討
平成 29 年 1 月 13 日	第 6 回宮城県教育振興審議会	・答申案の検討
平成 29 年 1 月 18 日	答申	・第 2 期宮城県教育振興基本計画について

## 3 宮城県教育振興審議会委員名簿

任期：平成27年11月26日から平成29年11月25日まで

(五十音順)

氏名	所属	備考
伊藤 秀雄	有限会社伊豆沼農産代表取締役	
今村 久美	認定NPO法人カタリバ代表理事	
加藤 順一	宮城県高等学校長協会会長 (宮城県仙台第一高等学校長)	任期： 平成28年5月20日～
川島 隆太	国立大学法人東北大学加齢医学研究所所長	副会長
川向 真美	宮城県高等学校PTA連合会役員 (宮城県古川黎明高等学校PTA役員)	
木村民 男	耕人塾塾長 (学校法人石巻専修大学教授)	
熊谷 祐彦	仙台市中学校長会会長 (仙台市立東仙台中学校長)	任期： 平成28年5月20日～
佐藤 芙貴子	前宮城県市町村教育委員会協議会委員 (前川崎町教育委員会教育長)	任期： ～平成28年7月1日
瀬野 尾千恵	宮城県市町村教育委員会協議会委員 (松島町教育委員会委員)	任期： 平成28年9月1日～
高橋 由佳	NPO法人Switch理事長	
橘 真紀子	有限会社岩沼屋ホテル専務取締役	
平川 新	学校法人宮城学院女子大学長	会長
星 美保	気仙沼市家庭教育推進協議会長	
堀田 龍也	国立大学法人東北大学大学院教授	
増田 恵美子	前宮城県PTA連合会副会長 (前富谷町立成田中学校PTA会長)	
松良 千廣	宮城県私立中学高等学校連合会会長 (学校法人常盤木学園理事長)	
丸山 千佳子	宮城県小学校長会副会長 (大河原町立大河原小学校長)	
村上 由則	国立大学法人宮城教育大学大学院教授 (前宮城教育大学附属特別支援教育総合研究センター長)	
村山 十五	宮城県私立幼稚園連合会理事長 (学校法人村山学園・学校法人おおとり学園理事長)	
山内 直子	NPO法人宮城県レクリエーション協会事務局長	
八巻 賢一	前仙台市中学校長会会長 (前仙台市立広瀬中学校長)	任期： ～平成28年3月31日
山田 理恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長	
渡邊 幸雄	前宮城県高等学校長協会会長 (前宮城県仙台第二高等学校長)	任期： ～平成28年3月31日

## 4 教育振興審議会条例

平成20年3月25日  
宮城県条例第3号

### (設置)

第1条 教育委員会又は知事の諮問に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要事項を調査審議するため、宮城県教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織等)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、10人以内とし、会長が指名する。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

宮城県教育振興審議会の委員	出席一回につき 11,600円	6級
---------------	-----------------	----